

第1 一般会計2月補正予算

1 歳入歳出予算

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 議会費	△ 86,294	1,917,728	
第 1 項 議会費	△ 86,294	1,917,728	
第 1 目 議会総務費	△ 31,883	1,384,578	
(財源内訳) 一般歳入	△ 31,883		(節内訳) (1) 報酬 △ 5,003 (2) 給料 40 (3) 職員手当等 △ 25,499 (4) 共済費 △ 1,421
(1) 議員報酬	△ 30,795	1,027,835	県議会議員の person 費の補正である。 ・報酬 △ 5,003 ・職員手当等 △ 23,069 期末手当 △ 23,069 ・共済費 △ 2,723 地方職員共済組合等負担金 △ 2,723
(2) 職員給与費	△ 1,088	356,743	議会事務局職員の person 費の補正である。 ・給料 40 一般職給 40 ・職員手当等 △ 2,430 扶養手当 92 地域手当 9 住居手当 △ 1,056 通勤手当 73 管理職手当 1 時間外勤務手当 49 期末手当 △ 314 勤勉手当 96 児童手当 △ 1,380 ・共済費 1,302 地方職員共済組合等負担金 1,302
第 2 目 事務局費	△ 54,411	533,150	
(財源内訳) 一般歳入	△ 54,411		(節内訳) (7) 報償費 △ 51 (8) 旅費 △ 18,109 (10) 需用費 △ 2,897 (11) 役務費 △ 3,065 (12) 委託料 △ 7,086

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 議会運営費	△ 52,160	527,486	(13) 使用料及び賃借料 △ 1,503 (17) 備品購入費 △ 300 (18) 負担金、補助及び交付金 △ 21,400 県議会運営及び活動に要する経費の補正である。
(2) 議員改選諸費	△ 2,251	5,664	県議会の改選に伴う経費の補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 2 款 知事直轄組織費	3,808,466	10,963,388	
第 1 項 知事直轄組織費	3,808,466	10,963,388	
第 1 目 知事直轄組織総務費	93,658	1,936,352	
(財源内訳) 国庫支出金	2,793		(節内訳) (2) 給料 41,492
一般歳入	90,865		(3) 職員手当等 19,934 (4) 共済費 32,232
(1) 職員給与費	93,658	1,936,352	特別職及び知事直轄組織職員の人件費の補正である。 ・給料 41,492 特別職給 △ 1,348 一般職給 42,840 ・職員手当等 19,934 扶養手当 △ 1,630 地域手当 △ 646 住居手当 3,698 通勤手当 7,803 管理職手当 2,020 時間外勤務手当 △ 331 期末手当 2,822 勤勉手当 6,507 児童手当 △ 1,475 単身赴任手当 1,166 ・共済費 32,232 地方職員共済組合等負担金 32,232
第 2 目 知事直轄組織管理費	△ 20,623	32,346	
(財源内訳) 寄附金	△ 24,000		(節内訳) (24) 積立金 △ 20,623
財産収入	3,377		
(1) 基金積立金	△ 20,623	32,346	
ア ふじのくにづくり推進 基金積立金	3,377	26,346	基金運用益の確定に伴う補正である。
イ 新型コロナウイルスに 打ち勝つ静岡県民支え 合い基金積立金	△ 24,000	6,000	寄附金の確定に伴う補正である。
第 3 目 秘書費	△ 1,169	16,289	
(財源内訳) 一般歳入	△ 1,169		(節内訳) (8) 旅費 △ 499 (10) 需用費 △ 452

科	目	補正額	現計額	説明
				(11) 役務費 △ 133 (13) 使用料及び賃借料 △ 85
(1)	秘書事務費	△ 1,169	16,289	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 目	知事戦略費	△ 429	17,467	
	(財源内訳) 一般歳入	△ 429		(節内訳) (8) 旅費 △ 109 (10) 需用費 △ 137 (11) 役務費 △ 39 (13) 使用料及び賃借料 △ 144
(1)	知事戦略事務費	△ 429	17,467	事業費の確定に伴う補正である。
第 5 目	広聴広報費	△ 5,551	218,077	
	(財源内訳) 諸収入 一般歳入	△ 1,528 △ 4,023		(節内訳) (1) 報酬 165 (3) 職員手当等 37 (4) 共済費 4 (8) 旅費 △ 1,035 (10) 需用費 △ 653 (11) 役務費 △ 3,148 (12) 委託料 △ 786 (13) 使用料及び賃借料 △ 135
(1)	広報事業費	△ 3,969	184,379	
ア	重点広報推進費	△ 682	33,318	事業費の確定に伴う補正である。
イ	県民広報推進事業費	△ 2,608	121,392	事業費の確定に伴う補正である。
ウ	「県民の日」事業費	△ 6	546	事業費の確定に伴う補正である。
エ	広報・報道推進費	△ 209	15,726	事業費の確定に伴う補正である。
オ	広報力強化事業費	△ 209	8,452	事業費の確定に伴う補正である。
カ	広報DX事業費	△ 255	4,945	事業費の確定に伴う補正である。
(2)	広聴事業費	△ 1,582	33,698	
ア	相談窓口案内事業費	△ 644	6,722	事業費の確定に伴う補正である。
イ	県政情報提供事業費	△ 178	20,222	事業費の確定に伴う補正である。
ウ	開かれた県政推進事業費	△ 760	6,754	事業費の確定に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
第 6 目	政策推進費	△ 72,259	342,401	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 17,492		(1) 報酬 △ 138
	寄附金	3,017		(3) 職員手当等 △ 220
	諸収入	△ 3		(4) 共済費 △ 80
	一般歳入	△ 57,781		(8) 旅費 △ 353
				(10) 需用費 △ 1,822
				(11) 役務費 △ 433
				(12) 委託料 △ 36,670
				(13) 使用料及び賃借料 676
				(17) 備品購入費 250
				(18) 負担金、補助及び交付金 △ 33,469
(1)	総合政策推進費	△ 72,259	342,401	
ア	県政推進調整費	△ 32,000	30,000	事業費の確定に伴う補正である。
イ	企画調査事務費	△ 1,118	17,243	事業費の確定に伴う補正である。
ウ	土地利用計画事業費	△ 4	1,395	事業費の確定に伴う補正である。
エ	“ふじのくに”のフロンティア推進事業費	△ 33,460	152,540	事業費の確定に伴う補正である。
オ	東京ガールズコレクション開催事業費	△ 76	32,424	事業費の確定に伴う補正である。
カ	関係人口創出・拡大事業費	△ 973	25,427	事業費の確定に伴う補正である。
キ	多彩なライフスタイル創出環境づくり強化事業費	△ 890	49,610	事業費の確定に伴う補正である。
ク	クラウドワークサービス利活用促進事業費	△ 38	27,462	事業費の確定に伴う補正である。
ケ	県国土利用計画改定調査事業費	△ 3,700	6,300	事業費の確定に伴う補正である。
第 7 目	財政管理費	2,742,928	2,794,012	
	(財源内訳)			(節内訳)
	諸収入	3		(1) 報酬 34
	財産収入	32,200		(3) 職員手当等 7
	一般歳入	2,710,725		(4) 共済費 1
				(8) 旅費 101
				(10) 需用費 △ 618
				(11) 役務費 △ 30

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 財政管理運営費	△ 272	40,459	(12) 委託料 △ 1 (13) 使用料及び賃借料 238 (18) 負担金、補助及び交付金 △ 4 (24) 積立金 2,743,200 事業費の確定に伴う補正である。
(2) 基金積立金	2,743,200	2,753,000	事業費の確定に伴う補正である。
第 8 目 デジタル戦略費	△ 91,829	1,909,469	(節内訳) (1) 報酬 33 (3) 職員手当等 7 (7) 報償費 △ 52 (8) 旅費 282 (10) 需用費 △ 898 (11) 役務費 △ 1,266 (12) 委託料 △ 71,032 (13) 使用料及び賃借料 △ 2,535 (14) 工事請負費 △ 2,092 (17) 備品購入費 △ 3,430 (18) 負担金、補助及び交付金 △ 10,846
(財源内訳) 国庫支出金	△ 25,638		
諸収入	1,399		
一般歳入	△ 67,590		
(1) 政策推進事業費	△ 10	3,733	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 高度情報化推進費	△ 57,993	262,089	
ア ふじのくにデジタルトランスフォーメーション推進事業費	△ 42,499	152,835	事業費の確定に伴う補正である。
イ 高度情報化推進事業費	△ 10,726	100,124	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 新世代 I C T 実装事業費	△ 4,768	9,130	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 電子県庁推進費	△ 36,690	992,683	
ア しずおかデジタル・オフィス運用事業費	△ 4,566	633,207	事業費の確定に伴う補正である。
イ S D O モバイルネットワーク構築事業費	△ 32,124	359,476	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 県庁クラウド推進事業費	2,864	534,364	事業費の確定に伴う補正である。
第 9 目 統計調査費	△ 723	355,656	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(財源内訳) 国庫支出金 諸収入 一般歳入	△ 411 △ 22 △ 290		(節内訳) (1) 報酬 △ 3,224 (3) 職員手当等 14 (4) 共済費 △ 2 (7) 報償費 △ 833 (8) 旅費 △ 1,837 (10) 需用費 87 (11) 役務費 2,641 (12) 委託料 465 (13) 使用料及び賃借料 △ 1,182 (18) 負担金、補助及び交付金 3,148
(1) 国の委託統計調査費	△ 915	341,997	
ア 総務省関係統計調査費	480	299,475	
(ア) 生活関連統計調査費	1,117	287,869	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(イ) 統計利用事業費	△ 625	10,857	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(ウ) 国勢調査費	△ 12	267	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 教育統計調査費	2	2,382	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ 労働統計調査費	△ 1,058	23,549	国庫支出金の決定に伴う補正である。
エ 農林水産統計調査費	△ 339	16,591	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) 県単独統計調査等事業費	△ 208	7,759	事業費の確定に伴う補正である。
(3) データ利活用推進事業費	400	5,900	事業費の確定に伴う補正である。
第10目 地域外交費	△ 33,052	483,831	
(財源内訳) 国庫支出金 諸収入 財産収入 一般歳入	△ 3,152 △ 5,834 △ 641 △ 23,425		(節内訳) (1) 報酬 49 (3) 職員手当等 14 (4) 共済費 150 (7) 報償費 △ 674 (8) 旅費 △ 8,412 (10) 需用費 △ 718 (11) 役務費 1,372 (12) 委託料 △ 4,839 (13) 使用料及び賃借料 △ 13,865 (14) 工事請負費 △ 700 (18) 負担金、補助及び交付金 △ 5,429
(1) 地域外交推進費	△ 19,977	238,306	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ア 地域外交展開事業費	△ 7,919	42,741	事業費の確定に伴う補正である。
イ 国際化総合推進費	△ 114	5,735	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 海外駐在員事務所運営費	△ 1,057	163,217	事業費の確定に伴う補正である。
エ 新海外活動拠点展開事業費	△ 10,566	4,534	事業費の確定に伴う補正である。
オ 海外からの活力取り込み推進事業費	△ 321	22,079	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 多文化共生事業費	△ 1,374	164,326	
ア 多文化共生推進事業費	△ 72	6,928	事業費の確定に伴う補正である。
イ 県民国際理解推進費	△ 116	62,508	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 地域日本語教育体制構築事業費	△ 3,257	16,224	事業費の確定に伴う補正である。
エ 静岡県まるごと「やさしい日本語」推進事業費	△ 125	5,375	事業費の確定に伴う補正である。
オ 外国にルーツをもつ子どもの活躍支援事業費	△ 13	11,587	事業費の確定に伴う補正である。
カ 旅券発給事務費	2,209	50,404	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 東京事務所運営費	△ 11,701	64,217	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 大阪事務所運営費	0	16,982	財源更正に伴う補正である。
第 1 1 目 諸費	1,197,515	2,857,488	
(財源内訳) 一般歳入	1,197,515		(節内訳) (9) 交際費 △ 1,004 (10) 需用費 △ 13,543 (12) 委託料 1,743 (22) 償還金、利子及び割引料 1,210,319
(1) 過年度支出金	1,210,319	2,853,553	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 各部共通経費	△ 12,804	3,935	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 3 款 危機管理費	△ 1,144,165	5,541,742	
第 1 項 危機管理費	△ 1,144,165	5,541,742	
第 1 目 危機管理総務費	27,685	870,264	
(財源内訳) 一般歳入	27,685		(節内訳) (2) 給料 12,262 (3) 職員手当等 8,715 (4) 共済費 6,708
(1) 危機管理総務費	27,685	870,264	危機管理部職員の人件費の補正である。 ・給料 12,262 一般職給 12,262 ・職員手当等 8,715 扶養手当 958 地域手当 2,439 住居手当 1,489 通勤手当 638 管理職手当 470 特殊勤務手当 △ 1,162 時間外勤務手当 △ 153 宿日直手当 △ 9 期末手当 1,914 勤勉手当 784 児童手当 795 単身赴任手当 552 ・共済費 6,708 地方職員共済組合等負担金 6,708
第 2 目 危機管理費	△ 1,171,850	4,671,478	
(財源内訳) 国庫支出金 寄附金 使用料及び手数料 諸収入 県債 一般歳入	△ 484,277 △ 8,318 4,270 1,258 △ 111,000 △ 573,783		(節内訳) (1) 報酬 6 (4) 共済費 49 (7) 報償費 △ 864 (8) 旅費 876 (10) 需用費 △ 36,318 (11) 役務費 △ 9,267 (12) 委託料 △ 325,743 (13) 使用料及び賃借料 △ 1,039 (14) 工事請負費 △ 108,053 (17) 備品購入費 △ 164,665 (18) 負担金、補助及び交付金 △ 526,832
(1) 危機管理対策費	△ 140,642	1,285,220	
ア 危機管理総合調整費	△ 22,271	662,291	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
イ 「わたしの避難計画」 普及事業費	△ 1,400	38,600	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 津波避難施設滞在機能 強化支援事業費	△ 3,220	6,780	事業費の確定に伴う補正である。
エ デジタル防災通信シス テム機能強化事業費	△ 13,260	138,740	事業費の確定に伴う補正である。
オ 袋井土木事務所防災通 信システム改修事業費	△ 60,000	0	事業費の確定に伴う補正である。
カ 防災ヘリコプター活動 事業費	△ 40,491	271,809	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 地震・津波対策等減災 交付金	△ 500,000	2,000,000	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 地域防災対策活性化事 業費	△ 3,384	94,694	
ア 次世代防災リーダー育 成事業費	△ 318	2,356	事業費の確定に伴う補正である。
イ 地震・火山調査研究事 業費	△ 3,066	54,764	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 消防体制強化推進事業 費	△ 51,306	264,625	
ア 消防学校施設保全事業 費	△ 51,306	76,394	事業費の確定に伴う補正である。
(5) 原子力安全等対策費	△ 476,518	1,010,855	
ア 原発防災対策事業費	△ 64,649	669,781	
(ア) 原発防災対策事業費	△ 41,898	267,632	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(イ) 原発防災資機材等整備 事業費	△ 22,751	402,149	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 原発安全対策推進費	△ 411,869	341,074	
(ア) 原子力防災センター運 営費	20	4,317	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 環境放射能対策事業費	△ 13,474	126,935	国庫支出金の決定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(ウ) 環境放射線測定用機器 整備事業費	△ 380,321	62,663	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(エ) 原子力発電広報対策事 業費	△ 10,662	38,677	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(オ) 環境放射線監視センタ ー庁舎等維持事業費	△ 5,000	102,539	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(カ) 防災・原子力学術会議 等運営費	△ 2,432	5,943	国庫支出金の決定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 4 款 経営管理費	△ 244,892	34,793,292	
第 1 項 経営管理費	672,291	21,376,487	
第 1 目 一般総務費	1,026,917	11,060,376	
(財源内訳) 諸収入	△ 6,910		(節内訳)
一般歳入	1,033,827		(1) 報酬 121,206
(1) 職員給与費	1,026,917	11,060,376	(2) 給料 △ 36,509
			(3) 職員手当等 903,147
			(4) 共済費 35,040
			(8) 旅費 4,033
			経営管理部職員の人件費及び知事部局職員の退職手当等の補正である。
			・報酬 121,206
			・給料 △ 36,509
			一般職給 △ 36,509
			・職員手当等 903,147
			扶養手当 △ 7,572
			地域手当 △ 1,318
			住居手当 3,400
			通勤手当 3,471
			管理職手当 △ 4,112
			特殊勤務手当 △ 2,969
			時間外勤務手当 505,252
			休日勤務手当 △ 17,416
			夜間勤務手当 303
			宿日直手当 80
			期末手当 1,408
			勤勉手当 △ 23,034
			退職手当 451,640
			児童手当 △ 4,044
			単身赴任手当 978
			管理職員特別勤務手当 △ 2,920
			・共済費 35,040
			地方職員共済組合等負担金 46,950
			社会保険料 △ 11,910
			・旅費 4,033
第 2 目 文書費	△ 23,334	140,738	
(財源内訳) 県債	1,000		(節内訳)
一般歳入	△ 24,334		(1) 報酬 △ 625
			(4) 共済費 △ 1,500
			(7) 報償費 △ 4,372
			(8) 旅費 △ 1,351
			(10) 需用費 △ 12,164
			(11) 役務費 △ 4,969
			(12) 委託料 △ 927

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(13) 使用料及び賃借料 △ 18 (14) 工事請負費 2,600 (18) 負担金、補助及び交付金 △ 8
(1) 法令審査等事業費	△ 285	28,946	
ア 法令審査等事業費	△ 285	19,856	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 情報公開推進事業費	△ 314	1,836	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 文書事務費	△ 22,735	109,956	
ア 文書収発事業費	△ 4,682	19,709	事業費の確定に伴う補正である。
イ 文書管理運営事業費	△ 18,053	90,247	事業費の確定に伴う補正である。
第 3目 行政経営費	△ 19,477	7,181,754	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 200		(1) 報酬 △ 1,962
諸収入	△ 359		(3) 職員手当等 △ 407
財産収入	3,000		(4) 共済費 △ 659
一般歳入	△ 21,918		(7) 報償費 △ 559
			(8) 旅費 △ 9,224
			(10) 需用費 △ 4,076
			(11) 役務費 △ 467
			(12) 委託料 6,078
			(13) 使用料及び賃借料 △ 311
			(17) 備品購入費 △ 3,974
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 6,916
			(24) 積立金 3,000
(1) 赴任旅費	3,488	44,725	職員の人事異動に伴う赴任旅費の補正である。
(2) 人事給与管理費	△ 1,282	21,360	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 職員研修事業費	△ 20,923	28,168	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 退職手当基金積立金	3,000	7,003,000	基金運用益の確定に伴う補正である。
(5) 行政経営事業費	△ 3,760	51,001	
ア 行政経営事業費	△ 116	7,345	事業費の確定に伴う補正である。
イ 県庁スマートワーク推進事業費	△ 3,644	43,656	事業費の確定に伴う補正である。
第 4目 職員厚生費	△ 31,060	457,352	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(財源内訳) 使用料及び手数料	△ 39		(節内訳) (1) 報酬 △ 23
諸収入	△ 1,750		(7) 報償費 104
財産収入	3,430		(8) 旅費 △ 162
県債	△ 2,000		(10) 需用費 △ 5,755
一般歳入	△ 30,701		(11) 役務費 147
			(12) 委託料 △ 7,972
			(13) 使用料及び賃借料 △ 39
			(14) 工事請負費 2,860
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 20,220
(1) 職員健康指導事業費	△ 6,175	138,092	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 職員厚生事業費	△ 24,322	198,767	
ア 共済組合事務費負担金	△ 17,422	80,664	地方職員共済組合静岡県支部に対する事務費等負担金の補正である。
イ もくせい会館管理運営費	△ 6,744	85,110	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 職員福利厚生対策事業費	△ 156	32,993	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 職員住宅等維持管理費	△ 538	105,304	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 乳幼児一時預かり施設設置運営費	△ 25	6,964	事業費の確定に伴う補正である。
第 5 目 資産経営費	△ 280,755	2,534,684	
(財源内訳) 使用料及び手数料	△ 2,416		(節内訳) (8) 旅費 △ 1,618
諸収入	6,338		(10) 需用費 △ 117,426
財産収入	13,011		(11) 役務費 △ 4,797
県債	△ 114,000		(12) 委託料 △ 54,419
一般歳入	△ 183,688		(13) 使用料及び賃借料 6
			(14) 工事請負費 △ 115,623
			(17) 備品購入費 △ 138
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 86
			(24) 積立金 13,346
(1) 財産管理費	△ 5,936	300,759	
ア 県有財産管理費	△ 5,936	83,290	
(ア) 県有財産管理費	△ 100	3,326	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) ファシリティマネジメント推進事業費	△ 4,868	29,832	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(ウ) 劣化診断事業費	△ 100	31,000	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 次世代県庁舎あり方検討事業費	△ 868	19,132	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 県庁舎等管理費	△ 143,432	1,230,758	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 県庁舎等施設改修費	△ 144,733	988,167	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 県有建築物長寿命化等推進基金積立金	13,346	15,000	基金運用益の確定に伴う補正である。
第 2 項 徴税费	△ 241,491	8,880,455	
第 1 目 賦課徴収費	△ 241,491	8,880,455	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	△ 907		(3) 職員手当等 △ 1,500
一般歳入	△ 240,584		(4) 共済費 △ 1,000
			(7) 報償費 △ 16,000
			(8) 旅費 △ 1,616
			(10) 需用費 △ 4,702
			(11) 役務費 △ 4,009
			(12) 委託料 △ 180,143
			(13) 使用料及び賃借料 △ 3,309
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 29,212
(1) 県税賦課徴収費	△ 200,644	1,205,902	
ア 県税賦課徴収事務費	△ 21,109	613,887	事業費の確定に伴う補正である。
イ 県税電算処理費	△ 207,900	478,000	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 地方税務行政高度化推進事業費	△ 299	35,351	
(ア) 地方税務行政高度化推進事業費	△ 299	2,351	事業費の確定に伴う補正である。
エ ふるさと納税による魅力発信推進事業費	28,664	78,664	寄附受入額の増加に伴う補正である。
(2) 県税取扱費	△ 40,847	7,674,553	
ア 特別徴収義務者等報償金	△ 16,000	997,000	ゴルフ場利用税及び軽油引取税の特別徴収義務者等へ交付する報償金の補正である。
イ 自動車税等証紙売りさばき手数料	△ 100	33,100	(一社) 静岡県自動車会議所へ交付する取扱手数料の補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ウ 県民税徴収市町交付金	△ 9,747	6,381,253	交付金の確定に伴う補正である。
エ 地方消費税徴収取扱費	△ 15,000	259,000	徴収取扱費の確定に伴う補正である。
第 3 項 地域振興費	45,442	1,646,475	
第 1 目 地域振興費	54,582	1,212,735	
(財源内訳) 一般歳入	54,582		(節内訳) (8) 旅費 △ 320 (10) 需用費 △ 338 (18) 負担金、補助及び交付金 55,240
(1) 地域振興推進費	△ 658	117,594	
ア 地域振興事務費	△ 658	13,033	事業費の確定に伴う補正である。
(2) コミュニティづくり推進費	△ 4,000	61,000	
ア コミュニティ施設整備費助成	△ 4,000	40,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(3) 市町村振興宝くじ交付金	59,240	1,034,141	交付金の確定に伴う補正である。
第 2 目 市町行財政費	△ 9,140	433,740	
(財源内訳) 国庫支出金 一般歳入	△ 237 △ 8,903		(節内訳) (1) 報酬 103 (8) 旅費 △ 405 (10) 需用費 △ 603 (11) 役務費 △ 132 (12) 委託料 △ 2,950 (18) 負担金、補助及び交付金 △ 5,153
(1) 市町行財政等支援費	△ 9,327	121,177	
ア 市町振興事務費	△ 800	10,819	事業費の確定に伴う補正である。
イ 住民基本台帳ネットワークシステム維持管理費	△ 8,527	101,628	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 権限移譲事務交付金	△ 479	259,521	交付金の確定に伴う補正である。
(3) 県営事業市町負担金軽減交付金	903	52,741	交付金の確定に伴う補正である。
(4) 自衛官募集事務費	△ 237	301	国庫支出金の決定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 4 項 選挙費	△ 662,682	665,874	
第 1 目 選挙管理委員会費	1,997	32,384	
(財源内訳) 一般歳入	1,997		(節内訳) (1) 報酬 △ 5,415 (2) 給料 182 (3) 職員手当等 364 (4) 共済費 541 (12) 委託料 6,325
(1) 職員給与費	△ 4,328	20,827	選挙管理委員会委員等の人件費の補正である。 ・報酬 △ 5,415 ・給料 182 一般職給 182 ・職員手当等 364 扶養手当 8 地域手当 10 住居手当 1 通勤手当 37 時間外勤務手当 9 期末手当 74 勤勉手当 25 児童手当 200 ・共済費 541 地方職員共済組合等負担金 541
(2) 選挙管理委員会運営費	6,325	10,004	衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に対応するため、選挙投開票速報システムの改修を行う。
第 3 目 県議会議員選挙費	△ 664,679	631,121	
(財源内訳) 一般歳入	△ 664,679		(節内訳) (1) 報酬 △ 72 (3) 職員手当等 △ 1,006 (8) 旅費 △ 455 (10) 需用費 △ 6,122 (11) 役務費 △ 124 (12) 委託料 △ 662 (13) 使用料及び賃借料 △ 402 (18) 負担金、補助及び交付金 △ 655,836
(1) 県議会議員選挙執行経費	△ 664,679	631,121	事業費の確定に伴う補正である。
第 5 項 出納費	△ 50,607	1,751,414	
第 1 目 出納総務費	△ 7,542	924,509	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(財源内訳) 一般歳入	△ 7,542		(節内訳) (2) 給料 △ 6,255 (3) 職員手当等 △ 1,992 (4) 共済費 705
(1) 職員給与費	△ 7,542	924,509	出納局職員の人件費の補正である。 ・給料 △ 6,255 一般職給 △ 6,255 ・職員手当等 △ 1,992 扶養手当 △ 410 地域手当 △ 225 住居手当 1,632 通勤手当 2,332 管理職手当 79 特殊勤務手当 △ 38 時間外勤務手当 196 期末手当 △ 2,951 勤勉手当 △ 2,217 児童手当 △ 390 ・共済費 705 地方職員共済組合等負担金 705
第 2 目 会計費	△ 4,384	436,017	(節内訳) (1) 報酬 △ 498 (4) 共済費 △ 71 (8) 旅費 △ 500 (10) 需用費 △ 1,436 (11) 役務費 △ 1,842 (12) 委託料 99 (13) 使用料及び賃借料 △ 100 (18) 負担金、補助及び交付金 △ 36
(財源内訳) 使用料及び手数料 諸収入 一般歳入	47,000 △ 55 △ 51,329		
(1) 会計運営事務費	△ 1,991	9,827	会計事務の運営に要する経費の補正である。
(2) 証紙売りさばき管理費	4,533	168,723	収入証紙の売りさばきに伴う手数料等の補正である。
(3) 公金取扱手数料事務費	3,982	49,782	指定金融機関等が行っている公金の収納に関する手数料等の補正である。
(4) 財務会計システム運用 事業費	△ 2,723	169,077	財務会計システムの運用に要する経費の補正である。
(5) 電子収納運用事業費	△ 1,935	12,905	県税納付及び自動車保有関係手続における電子収納等に要する経費の補正である。
(6) 地域出納運営事務費	△ 1,250	22,703	出納室の運営に要する経費の補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(7) 出納局企画調整費	△ 5,000	3,000	出納施策の推進に必要な調査等に要する経費の補正である。
第 3 目 集中事務費	△ 38,681	390,888	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	871		(1) 報酬 △ 1,249
財産収入	△ 5,336		(3) 職員手当等 △ 37
一般歳入	△ 34,216		(4) 共済費 △ 523
			(8) 旅費 △ 958
			(10) 需用費 804
			(11) 役務費 △ 6,641
			(12) 委託料 △ 2,376
			(13) 使用料及び賃借料 △ 322
			(14) 工事請負費 4,899
			(17) 備品購入費 △ 31,992
			(26) 公課費 △ 286
(1) 集中事務管理運営費	△ 9,486	263,214	総務事務センターの運営及び本庁自動車の集中管理等に要する経費の補正である。
(2) 総合庁舎自動車管理費	△ 1,271	74,226	総合庁舎自動車の集中管理に要する経費の補正である。
(3) 庁用自動車更新事業費	△ 27,924	53,448	庁用自動車の更新等に要する経費の補正である。
第 6 項 人事委員会費	△ 6,061	224,958	
第 1 目 委員会費	△ 594	19,486	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	△ 19		(1) 報酬 △ 443
一般歳入	△ 575		(3) 職員手当等 △ 18
			(4) 共済費 △ 108
			(8) 旅費 △ 25
(1) 委員給与費	△ 569	18,753	人事委員会委員の人件費の補正である。 ・報酬 △ 443 ・職員手当等 △ 18 通勤手当 △ 19 期末手当 1 ・共済費 △ 108 地方職員共済組合等負担金 △ 108
(2) 委員活動費	△ 25	733	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 事務局費	△ 5,467	205,472	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	△ 86		(1) 報酬 △ 70

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
一般歳入	△ 5,381		(2) 給料 △ 2,507 (3) 職員手当等 △ 1,928 (4) 共済費 △ 190 (7) 報償費 400 (8) 旅費 △ 132 (12) 委託料 △ 320 (13) 使用料及び賃借料 △ 720
(1) 職員給与費	△ 4,626	183,637	人事委員会事務局職員の人件費の補正である。 ・給料 △ 2,507 一般職給 △ 2,507 ・職員手当等 △ 1,928 扶養手当 △ 516 地域手当 △ 1,070 住居手当 283 通勤手当 1,173 管理職手当 1 時間外勤務手当 △ 180 期末手当 △ 1,064 勤勉手当 △ 728 児童手当 173 ・共済費 △ 191 地方職員共済組合等負担金 △ 191
(2) 事務局運営活動費	△ 841	21,835	事業費の確定に伴う補正である。
第 7 項 監査委員費	△ 1,784	247,629	
第 1 目 委員費	△ 250	34,033	(節内訳) (1) 報酬 △ 106 (3) 職員手当等 21 (4) 共済費 △ 120 (8) 旅費 △ 45
(財源内訳) 一般歳入	△ 250		
(1) 委員給与費	△ 205	33,581	監査委員の人件費の補正である。 ・報酬 △ 106 ・職員手当等 21 通勤手当 20 期末手当 1 ・共済費 △ 120 地方職員共済組合等負担金 △ 120
(2) 委員活動費	△ 45	452	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 事務局費	△ 1,534	213,596	(節内訳) (1) 報酬 △ 99
(財源内訳) 諸収入	△ 9		

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
一般歳入	△ 1,525		(2) 給料 △ 356 (3) 職員手当等 △ 1,796 (4) 共済費 1,057 (7) 報償費 210 (8) 旅費 47 (10) 需用費 △ 584 (11) 役務費 89 (12) 委託料 △ 72 (13) 使用料及び賃借料 △ 30
(1) 職員給与費	△ 1,095	150,784	監査委員事務局職員の人件費の補正である。 ・給料 △ 356 一般職給 △ 356 ・職員手当等 △ 1,796 扶養手当 95 地域手当 △ 799 住居手当 384 通勤手当 466 管理職手当 1 時間外勤務手当 △ 127 期末手当 △ 248 勤勉手当 △ 658 児童手当 △ 910 ・共済費 1,057 地方職員共済組合等負担金 1,057
(2) 事務局運営活動費	△ 367	9,084	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 監査業務のアウトソーシング推進費	△ 72	53,728	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 5 款 くらし・環境費	△ 1,351,055	10,659,553	
第 1 項 くらし・環境費	△ 109,873	3,201,760	
第 1 目 くらし・環境総務費	△ 46,063	2,657,850	
(財源内訳) 諸収入	7,606		(節内訳)
一般歳入	△ 53,669		(2) 給料 △ 23,195
(1) 職員給与費	△ 46,063	2,657,850	(3) 職員手当等 △ 21,532
			(4) 共済費 △ 1,336
			くらし・環境部職員の人件費の補正である。
			・給料 △ 23,195
			一般職給 △ 23,195
			・職員手当等 △ 21,532
			扶養手当 △ 408
			地域手当 △ 526
			住居手当 2,379
			通勤手当 △ 2,305
			管理職手当 △ 5,260
			特殊勤務手当 △ 123
			期末手当 △ 6,487
			勤勉手当 △ 9,137
			児童手当 335
			・共済費 △ 1,336
			地方職員共済組合等負担金 △ 1,336
第 2 目 くらし・環境企画費	△ 63,810	543,910	
(財源内訳) 国庫支出金	△ 41,724		(節内訳)
一般歳入	△ 22,086		(8) 旅費 △ 1,317
(1) くらし・環境企画推進費	△ 539	23,486	(10) 需用費 △ 386
ア くらし・環境企画推進費	△ 539	7,486	(11) 役務費 △ 55
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 62,052
(2) 移住定住関連事業費	△ 63,271	520,424	事業費の確定に伴う補正である。
ア ふじのくに移住・就業支援事業費	△ 61,950	468,750	事業費の確定に伴う補正である。
イ ふじのくにに住みかえる事業費	△ 1,321	51,674	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 項 県民生活費	△ 38,431	556,161	

科	目	補正額	現計額	説明
第1目	県民生活費	△ 38,431	556,161	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 15,731		(1) 報酬 △ 2,032
	諸収入	△ 1,998		(3) 職員手当等 △ 407
	県債	△ 19,000		(4) 共済費 △ 1,066
	一般歳入	△ 1,702		(7) 報償費 161
				(8) 旅費 △ 972
				(10) 需用費 △ 1,988
				(11) 役務費 △ 931
				(12) 委託料 △ 10,114
				(13) 使用料及び賃借料 △ 173
				(14) 工事請負費 △ 14,000
				(17) 備品購入費 △ 3
				(18) 負担金、補助及び交付金 △ 6,906
(1)	県民生活事業費	△ 22,290	281,135	
ア	消費生活事業費	△ 21,163	161,866	
	(ア) 消費者行政総合推進事業費	△ 4,528	65,717	事業費の確定に伴う補正である。
	(イ) 消費者行政強化促進事業費	△ 16,311	82,689	国庫支出金の決定に伴う補正である。
	(ウ) 賀茂広域消費生活センター運営事業費	△ 324	7,170	事業費の確定に伴う補正である。
イ	県民相談事業費	164	22,553	事業費の確定に伴う補正である。
ウ	NPO推進事業費	△ 300	22,700	事業費の確定に伴う補正である。
エ	心のUD推進事業費	△ 908	1,212	事業費の確定に伴う補正である。
オ	県民生活センター管理運営費	△ 83	71,654	事業費の確定に伴う補正である。
(2)	防犯・交通安全対策推進費	△ 1,054	57,022	
ア	防犯まちづくり推進事業費	△ 290	39,870	
	(ア) 防犯まちづくり推進事業費	△ 1,160	8,010	事業費の確定に伴う補正である。
	(イ) 性暴力被害者支援センター運営事業費	△ 124	26,876	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(ウ) 通学路防犯カメラ設置 事業費助成	994	4,984	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
イ 交通安全対策推進費	△ 764	17,152	
(ア) 交通安全県民運動事業 費	△ 74	6,626	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 交通安全対策推進事業 費	△ 690	10,526	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 男女共同参画施策推進 費	△ 15,087	218,004	
ア あざれあ運営・管理費	610	114,401	事業費の確定に伴う補正である。
イ あざれあ維持・補修費	△ 15,697	85,503	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 項 建築住宅費	△ 128,743	1,552,510	
第 1 目 住宅対策費	△ 56,821	166,535	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	89,481		(7) 報償費 △ 1,010
一般歳入	△ 146,302		(8) 旅費 △ 1,066
			(10) 需用費 △ 1,102
			(11) 役務費 △ 330
			(12) 委託料 △ 5,073
			(13) 使用料及び賃借料 △ 110
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 48,130
(1) 豊かな暮らし空間創生 事業費	△ 10,326	1,374	事業費の確定に伴う補正である。
(2) ふじのくにライフスタ イル創出住宅リフォー ム事業費助成	△ 2,748	97,252	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 「プラスOの住まい」推 進事業費	△ 500	2,500	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 省エネ住宅普及推進事 業費	△ 18,435	28,565	事業費の確定に伴う補正である。
(5) 空き家活用促進事業費	△ 2,312	11,085	事業費の確定に伴う補正である。
(6) 被災者住宅再建事業費 助成	△ 22,500	2,500	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 建築安全推進費	△ 71,922	495,975	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(財源内訳) 国庫支出金 一般歳入	△ 1,729 △ 70,193		(節内訳) (12) 委託料 △ 2,833 (18) 負担金、補助及び交付金 △ 69,089
(1) 建築指導行政費(安全 推進)	△ 1,291	7,909	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 震災建築物対策事業費	△ 393	1,795	事業費の確定に伴う補正である。
(3) プロジェクト「TOU KAI-0」総合支援 事業費	△ 61,693	470,807	事業費の確定に伴う補正である。
(4) がけ地近接危険住宅移 転事業費助成	△ 3,143	729	事業費の確定に伴う補正である。
(5) 建築指導行政費(確認 検査)	△ 571	12,316	事業費の確定に伴う補正である。
(6) 宅地耐震化事業費助成	△ 4,831	2,419	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 項 環境費	△ 1,074,008	5,349,122	
第 1 目 環境政策費	△ 1,007,804	5,135,422	
(財源内訳) 国庫支出金 寄附金 使用料及び手数料 諸収入 財産収入 繰入金 県債 一般歳入	△ 111,103 △ 8,172 △ 49 △ 10,015 △ 7,168 △ 7,789 △ 7,000 △ 856,508		(節内訳) (1) 報酬 △ 2,159 (7) 報償費 △ 1,105 (8) 旅費 △ 3,139 (10) 需用費 △ 8,784 (11) 役務費 △ 2,698 (12) 委託料 △ 662,482 (13) 使用料及び賃借料 △ 935 (14) 工事請負費 △ 2,000 (17) 備品購入費 △ 375 (18) 負担金、補助及び交付金 △ 316,127 (24) 積立金 △ 8,000
(1) 環境企画推進費	△ 2,844	44,841	
ア 地球に優しい“ふじの くに”推進事業費	△ 651	7,003	事業費の確定に伴う補正である。
イ 環境教育推進事業費	△ 19	2,812	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 環境関係団体事業費助 成	△ 15	13,815	事業費の確定に伴う補正である。
エ 環境ビジネス・ESG 金融普及拡大事業費	△ 59	8,441	事業費の確定に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
オ	森・里・川・海のつながりを踏まえた環境保全の推進事業費	△ 2,100	12,770	事業費の確定に伴う補正である。
(2)	地球環境費	△ 33,449	1,384,324	
ア	地球温暖化対策推進事業費	△ 419	4,524	事業費の確定に伴う補正である。
イ	気候変動適応推進事業費	△ 172	1,558	事業費の確定に伴う補正である。
ウ	脱炭素社会実現推進事業費	△ 32,858	1,378,242	事業費の確定に伴う補正である。
(3)	環境ふれあい費	△ 15,010	246,873	
ア	自然ふれあい施設管理運営費	1,644	126,627	光熱費高騰の影響等に伴う補正である。
イ	県有林管理事業費	△ 14,463	35,837	事業費の確定に伴う補正である。
ウ	県民参加の森づくり・緑化推進事業費	△ 1,887	8,113	事業費の確定に伴う補正である。
エ	芝生文化創造プロジェクト事業費	△ 304	6,296	事業費の確定に伴う補正である。
(4)	自然保護費	△ 64,894	423,654	
ア	自然環境保護・保全対策事業費	△ 33,538	318,364	
(ア)	自然環境保全総合対策事業費	△ 55	6,846	事業費の確定に伴う補正である。
(イ)	野生生物保護管理推進事業費	△ 412	24,289	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ)	野生鳥獣緊急対策事業費	△ 33,000	285,000	事業費の確定に伴う補正である。
(エ)	生物多様性推進事業費	△ 71	2,229	事業費の確定に伴う補正である。
イ	富士山浜名湖環境保全推進事業費	△ 2,520	16,626	
(ア)	富士山環境保全推進事業費	△ 1,112	14,192	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(イ) 元気な浜名湖づくり推進事業費	△ 1,408	2,434	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 南アルプス環境保全推進事業費	△ 28,836	88,664	
(ア) 南アルプスモデル推進事業費	△ 15,983	38,317	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 南アルプス生態系保全事業費	△ 1,849	28,951	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 南アルプス魅力発信事業費	△ 3,004	14,396	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 南アルプス環境保全基金積立金	△ 8,000	7,000	寄附金等の確定に伴う補正である。
(5) 廃棄物リサイクル費	△ 11,902	106,011	
ア 循環型社会形成推進事業費	△ 1,064	17,935	
(ア) 循環型社会形成推進事業費	△ 595	11,204	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 食ロス削減推進事業費	△ 23	4,177	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) プラスチックごみ防止事業費	△ 446	2,554	事業費の確定に伴う補正である。
イ 廃棄物適正処理推進事業費	△ 10,338	85,234	
(ア) 一般廃棄物適正処理推進事業費	△ 2	1,386	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 産業廃棄物適正処理推進事業費	△ 1,153	21,831	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) PCB廃棄物処理促進事業費	△ 1,085	5,415	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 県有PCB廃棄物処理管理事業費	△ 7,490	9,510	事業費の確定に伴う補正である。
(オ) 不法投棄対策事業費	△ 568	36,632	事業費の確定に伴う補正である。
(カ) 不適正処理廃棄物撤去事業費助成	△ 40	10,460	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ウ 海岸漂着物等対策事業費助成	△ 500	2,842	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(6) 生活環境費	△ 12,844	213,206	
ア 環境保全推進事業費	△ 5,233	20,978	
(ア) 環境影響評価審査指導費	△ 4,838	20,186	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 公害紛争処理事業費	△ 395	792	事業費の確定に伴う補正である。
イ 大気環境保全対策事業費	△ 3,528	110,912	
(ア) 大気汚染・騒音等防止対策事業費	△ 2,399	61,141	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 大気測定局重点整備事業費	△ 1,122	38,478	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 大気測定局移設事業費	△ 7	11,293	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 水質調査事業費	△ 2,470	73,290	事業費の確定に伴う補正である。
エ 富士川流域河川環境調査事業費	△ 1,613	8,026	事業費の確定に伴う補正である。
(7) 水資源費	△ 308,193	1,427,431	
ア 水資源対策事業費	△ 6,246	60,824	
(ア) 水資源企画調整事業費	△ 298	6,802	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 地下水観測・調査事業費	△ 48	26,922	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 静岡県水循環保全事業費	△ 5,900	24,100	事業費の確定に伴う補正である。
イ 長島ダム対策事業費	△ 122,897	570,982	
(ア) 長島ダム管理費等助成	△ 122,897	407,487	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 水道指導事業費	△ 179,050	795,625	
(ア) 水道施設耐震化等事業費助成	△ 168,924	793,076	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(イ) 水道広域化推進事業費	△ 10,126	874	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(8) 盛土対策費	△ 558,668	1,289,082	
ア 盛土造成行為適正化推 進事業費	△ 2,484	81,516	事業費の確定に伴う補正である。
イ 盛土緊急対策事業費	△ 556,129	1,153,871	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 盛土規制法基礎調査事 業費	△ 55	53,695	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 環境衛生科学研究所費	△ 66,204	213,700	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	△ 63,463		(1) 報酬 △ 140
財産収入	△ 106		(3) 職員手当等 △ 3
一般歳入	△ 2,635		(4) 共済費 11
			(7) 報償費 △ 105
			(8) 旅費 △ 2,552
			(10) 需用費 △ 28,144
			(11) 役務費 △ 569
			(12) 委託料 △ 15,602
			(13) 使用料及び賃借料 △ 13,206
			(17) 備品購入費 △ 5,073
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 821
(1) 環境衛生科学研究所運 営費	△ 66,204	213,700	事業費の確定に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
第 6 款	スポーツ・文化観光費	△ 1,044,951	13,821,750	
第 1 項	スポーツ・文化観光費	19,823	2,549,412	
第 1 目	スポーツ・文化観光総務費	20,223	2,513,413	
	(財源内訳)			(節内訳)
	諸収入	29,365		(2) 給料 6,670
	一般歳入	△ 9,142		(3) 職員手当等 △ 9,932
				(4) 共済費 24,659
				(18) 負担金、補助及び交付金 △ 1,174
(1)	職員給与費	20,223	2,513,413	スポーツ・文化観光部職員の人件費の補正である。
				・給料 6,670
				一般職給 6,670
				・職員手当等 △ 9,932
				扶養手当 △ 4,972
				地域手当 △ 2,040
				住居手当 △ 791
				通勤手当 △ 1,301
				管理職手当 △ 3,298
				時間外勤務手当 105
				休日勤務手当 4,470
				期末手当 461
				勤勉手当 △ 3,608
				児童手当 490
				単身赴任手当 552
				・共済費 24,659
				地方職員共済組合等負担金 24,659
				・負担金、補助及び交付金 △ 1,174
第 2 目	スポーツ・文化観光企画費	△ 400	35,999	
	(財源内訳)			(節内訳)
	一般歳入	△ 400		(10) 需用費 △ 200
				(11) 役務費 △ 200
(1)	スポーツ・文化観光企画推進費	△ 400	35,999	
ア	スポーツ・文化観光企画推進費	△ 400	19,999	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 項	スポーツ費	△ 161,647	1,389,377	
第 1 目	スポーツ費	△ 161,647	1,389,377	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 13,443		(7) 報償費 △ 2,000
寄附金	21,700		(8) 旅費 △ 1,571
使用料及び手数料	△ 46		(10) 需用費 △ 2,651
財産収入	36		(11) 役務費 △ 327
繰入金	△ 8,018		(12) 委託料 △ 30,546
県債	△ 106,000		(13) 使用料及び賃借料 △ 500
一般歳入	△ 55,876		(14) 工事請負費 △ 108,826
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 36,962
			(24) 積立金 21,736
(1) スポーツ交流関連事業費	△ 9,500	119,154	
ア スポーツ交流推進事業費	△ 656	18,344	事業費の確定に伴う補正である。
イ サイクルスポーツ県づくり事業費	△ 3,781	10,619	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 大規模国際スポーツ大会レガシー推進事業費	△ 4,000	28,200	事業費の確定に伴う補正である。
エ スポーツコミッション推進事業費	△ 22,799	38,201	事業費の確定に伴う補正である。
オ スポーツ振興基金積立金	21,736	23,790	寄附金等の確定に伴う補正である。
(2) 生涯スポーツ振興費	△ 439	24,631	
ア 生涯スポーツ振興事業費	△ 439	22,261	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 障害者スポーツ振興関連事業費	△ 3,336	110,264	
ア 「ふじのくに」パラアスリート支援・育成事業費助成	△ 3,044	40,956	事業費の確定に伴う補正である。
イ パラスポーツの聖地づくり推進事業費	△ 292	37,308	事業費の確定に伴う補正である。
(4) スポーツ施設管理運営関連事業費	△ 113,854	781,646	
ア スポーツ施設修繕事業費	△ 113,854	299,146	事業費の確定等に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(5) 競技スポーツ振興事業費	△ 34,518	353,682	
ア 競技力向上対策事業費	△ 32,673	230,327	事業費の確定に伴う補正である。
イ 「ふじのくに」アスリート支援・育成事業費助成	△ 1,845	117,155	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 項 文化費	△ 714,259	4,604,257	
第 1 目 文化事業費	△ 167,542	2,660,946	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 86,159		(7) 報償費 74
諸収入	98,705		(8) 旅費 △ 353
県債	△ 140,000		(10) 需用費 △ 479
一般歳入	△ 40,088		(11) 役務費 △ 330
			(12) 委託料 37,642
			(13) 使用料及び賃借料 △ 104
			(14) 工事請負費 △ 144,005
			(17) 備品購入費 △ 154
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 59,833
(1) 文化振興事業費	△ 25,479	1,010,809	
ア 文化振興推進事業費	△ 355	19,693	事業費の確定に伴う補正である。
イ アーツカウンシル運営事業費助成	△ 5,000	130,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
ウ 子どもが文化と出会う機会創出事業費	△ 86	86,714	事業費の確定に伴う補正である。
エ ふじのくに文化芸術の祭典推進事業費	△ 5,828	63,872	事業費の確定に伴う補正である。
オ 魅力ある文化資源の観光活用推進事業費	△ 3,051	59,749	事業費の確定に伴う補正である。
カ 東アジア文化都市推進事業費	△ 11,159	486,841	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。
(2) グランシップ管理運営関連事業費	37,012	1,207,212	
ア グランシップ管理運営事業費	43,773	909,373	光熱費高騰の影響等に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
イ グランシップ修繕事業費	0	230,900	財源更正に伴う補正である。
ウ グランシップデジタル化推進事業費	△ 6,761	66,939	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 舞台芸術センター関連事業費	△ 179,075	442,925	
ア 「演劇の都」推進事業費	△ 30,500	45,500	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 舞台芸術拠点施設管理運営事業費	700	55,900	光熱費高騰の影響等に伴う補正である。
ウ 舞台芸術拠点施設修繕事業費	△ 149,275	106,525	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 文化財費	△ 120,193	448,865	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	162,534		(1) 報酬 5
諸収入	△ 238,360		(3) 職員手当等 △ 33
県債	△ 27,000		(4) 共済費 △ 84
一般歳入	△ 17,367		(7) 報償費 △ 129
			(8) 旅費 △ 942
			(10) 需用費 △ 790
			(11) 役務費 △ 491
			(12) 委託料 △ 77,589
			(13) 使用料及び賃借料 △ 965
			(14) 工事請負費 △ 34,433
			(17) 備品購入費 △ 232
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 4,512
			(26) 公課費 2
(1) 文化財行政費	△ 1,891	4,354	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 文化財保存活用費	△ 6,498	213,252	
ア 文化財保存活用費	△ 1,223	16,477	事業費の確定に伴う補正である。
イ 文化財保存活用推進事業費	△ 5,013	190,587	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。
ウ 無形民俗文化財持続可能化事業費	△ 262	5,738	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 埋蔵文化財保存活用費	△ 111,804	231,259	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ア 埋蔵文化財センター管理運営費	△ 2,894	27,890	事業費の確定に伴う補正である。
イ 埋蔵文化財センター修繕事業費	△ 36,607	41,393	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 文化財調査受託事業費	△ 72,303	161,976	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 目 世界遺産推進費	△ 51,301	637,176	
(財源内訳)			(節内訳)
寄附金	7,912		(4) 共済費 63
使用料及び手数料	△ 8,967		(7) 報償費 △ 2,436
諸収入	△ 408		(8) 旅費 △ 1,145
財産収入	△ 339		(10) 需用費 △ 9,144
繰入金	△ 23,808		(11) 役務費 △ 754
県債	△ 6,000		(12) 委託料 △ 28,168
一般歳入	△ 19,691		(13) 使用料及び賃借料 △ 953
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 21,764
			(24) 積立金 13,000
(1) 世界遺産推進費	△ 51,301	637,176	
ア 「富士山」後世への継承推進事業費	△ 21,609	41,391	事業費の確定に伴う補正である。
イ 富士山世界遺産センター管理運営事業費	△ 19,802	203,637	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 富士山後世継承基金積立金	13,000	185,862	寄附金等の確定に伴う補正である。
エ 快適な富士山来訪者受入促進事業費	4,756	104,132	事業費の確定に伴う補正である。
オ 富士山富士宮口五合目来訪者施設(仮称)整備事業費	△ 18,149	49,751	事業費の確定に伴う補正である。
カ 「韮山反射炉」後世への継承推進事業費	△ 401	3,499	事業費の確定に伴う補正である。
キ 富士山世界文化遺産登録10周年機運醸成事業費	△ 9,096	48,904	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 目 美術館費	△ 352,947	651,946	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 4,968		(4) 共済費 △ 351

科	目	補正額	現計額	説明
	寄附金	△ 1,260		(7) 報償費 △ 1,000
	使用料及び手数料	△ 8,471		(10) 需用費 △ 2,998
	諸収入	3,000		(11) 役務費 △ 1,505
	財産収入	△ 1,278		(12) 委託料 △ 6,527
	県債	△ 304,000		(13) 使用料及び賃借料 △ 260
	一般歳入	△ 35,970		(14) 工事請負費 △ 338,089
				(17) 備品購入費 △ 2,000
				(18) 負担金、補助及び交付金 △ 1,000
				(24) 積立金 783
(1)	美術館管理運営関連事業費	△ 353,730	650,786	
ア	美術館運営事業費	△ 9,114	332,002	事業費の確定に伴う補正である。
イ	美術館修繕事業費	△ 344,616	318,784	事業費の確定に伴う補正である。
(2)	美術博物館建設基金積立金	783	1,160	基金運用益の確定に伴う補正である。
第5目	地球環境史ミュージアム費	△ 22,276	205,324	
	(財源内訳)			(節内訳)
	使用料及び手数料	△ 11,600		(4) 共済費 72
	諸収入	△ 2,413		(8) 旅費 △ 1,102
	財産収入	273		(10) 需用費 △ 3,903
	県債	△ 6,000		(11) 役務費 △ 1,350
	一般歳入	△ 2,536		(12) 委託料 △ 12,834
				(13) 使用料及び賃借料 △ 165
				(14) 工事請負費 △ 5,034
				(17) 備品購入費 2,035
				(21) 補償、補填及び賠償金 5
(1)	ふじのくに地球環境史ミュージアム管理運営費	△ 22,276	205,324	
ア	ふじのくに地球環境史ミュージアム管理運営事業費	△ 15,573	145,427	事業費の確定に伴う補正である。
イ	ふじのくに地球環境史ミュージアム修繕事業費	△ 6,703	59,897	事業費の確定に伴う補正である。
第4項	観光交流費	△ 38,485	2,337,912	
第1目	観光費	△ 38,485	2,337,912	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	331,787		(7) 報償費 △ 1,128
県債	△ 97,000		(8) 旅費 △ 1,301
一般歳入	△ 273,272		(10) 需用費 △ 202
			(11) 役務費 △ 420
			(12) 委託料 △ 22,220
			(13) 使用料及び賃借料 △ 214
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 13,000
(1) 観光交流推進費	△ 44,431	2,271,600	
ア 観光交流促進事業費	△ 44,431	1,096,924	
(ア) 県内宿泊旅行等促進事業費	△ 10,000	117,000	事業費の確定等に伴う補正である。
(イ) インバウンド推進事業費	△ 200	104,800	事業費の確定等に伴う補正である。
(ウ) 教育旅行推進事業費	△ 2,200	76,800	事業費の確定等に伴う補正である。
(エ) 歴史・文化資源を活用した広域連携事業費	△ 1,647	116,353	事業費の確定に伴う補正である。
(オ) 観光情報プラットフォーム活用事業費	△ 16,374	53,626	事業費の確定に伴う補正である。
(カ) 観光デジタル化推進事業費	△ 5,936	59,064	事業費の確定に伴う補正である。
(キ) 地域資源を活かした観光促進事業費	△ 6,000	24,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(ク) ガストロノミーツーリズム推進事業費	△ 860	59,140	事業費の確定等に伴う補正である。
(ケ) グリーン・ツーリズム推進事業費	△ 1,083	3,517	事業費の確定に伴う補正である。
(コ) おもてなし推進事業費	△ 131	22,374	事業費の確定に伴う補正である。
(サ) 駿河湾フェリー利活用促進事業費	0	210,100	財源更正に伴う補正である。
イ 観光施設整備事業費	0	1,100,000	財源更正に伴う補正である。
(2) プラサヴェルデ管理運営事業費	5,946	66,312	光熱費高騰の影響等に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 5 項 空港振興費	△ 150,383	2,940,792	
第 1 目 空港振興費	△ 150,383	2,940,792	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	368,220		(1) 報酬 △ 1
諸収入	△ 6		(4) 共済費 △ 6
財産収入	824		(7) 報償費 △ 530
繰入金	△ 28,000		(8) 旅費 △ 2,738
県債	△ 12,000		(10) 需用費 △ 399
一般歳入	△ 479,421		(11) 役務費 △ 5
			(12) 委託料 △ 56,136
			(13) 使用料及び賃借料 △ 63
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 91,329
			(24) 積立金 824
(1) 空港行政費	△ 3,999	26,314	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 空港西側県有地利用促進事業費	△ 3,000	0	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 空港施設整備事業費	△ 15,903	1,141,507	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 富士山静岡空港脱炭素化推進計画作成事業費	△ 4,700	14,300	事業費の確定に伴う補正である。
(5) 空港周辺地域振興推進事業費	△ 25,475	472,057	
ア 空港隣接地域賑わい空間創生事業費	△ 25,000	382,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
イ 空港周部環境保全対策事業費	△ 475	35,257	事業費の確定に伴う補正である。
(6) 静岡県空港建設等基金積立金	824	6,780	基金運用益の確定に伴う補正である。
(7) 富士山静岡空港交流促進事業費	△ 98,130	1,150,983	
ア 就航・海外交流促進事業費	△ 74,573	683,740	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。
イ 空港定期便拡充促進事業費	△ 6,827	293,173	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。
ウ 航空物流推進事業費	△ 2,008	3,792	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
エ 空港アクセス向上事業費	△ 14,722	170,278	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 7 款 健康福祉費	△ 51,997,591	273,005,812	
第 1 項 健康福祉費	49,371	10,831,038	
第 1 目 健康福祉総務費	59,605	10,502,762	
(財源内訳) 国庫支出金	11,882		(節内訳) (2) 給料 8,300
諸収入	△ 16,707		(3) 職員手当等 60,479
一般歳入	64,430		(4) 共済費 △ 7,999
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 1,175
(1) 職員給与費	59,605	10,502,762	健康福祉部職員の人件費の補正である。 ・給料 8,300 一般職給 8,300 ・職員手当等 60,479 扶養手当 △ 2,442 地域手当 79 住居手当 △ 2,276 通勤手当 71,214 管理職手当 1,208 初任給調整手当 5,780 特殊勤務手当 2,778 時間外勤務手当 △ 4,976 休日勤務手当 3,577 夜間勤務手当 △ 25 宿日直手当 717 期末手当 △ 6,106 勤勉手当 △ 12,020 児童手当 3,475 単身赴任手当 △ 504 ・共済費 △ 7,999 地方職員共済組合等負担金 △ 7,999 ・負担金、補助及び交付金 △ 1,175
第 2 目 健康福祉企画費	△ 10,234	328,276	
(財源内訳) 国庫支出金	△ 989		(節内訳) (1) 報酬 △ 1,749
諸収入	187		(3) 職員手当等 △ 194
財産収入	△ 91		(4) 共済費 △ 122
一般歳入	△ 9,341		(7) 報償費 369 (8) 旅費 △ 1,447 (10) 需用費 △ 3,482 (11) 役務費 △ 5,500 (12) 委託料 3,124 (13) 使用料及び賃借料 △ 968 (14) 工事請負費 △ 15 (17) 備品購入費 331 (18) 負担金、補助及び交付金 △ 607

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(26) 公課費 26
(1) 健康福祉推進費	△ 3,371	143,016	
ア 健康福祉企画推進事業費	△ 884	32,390	
(ア) 健康福祉企画推進費	△ 884	16,390	事業費の確定に伴う補正である。
イ 保健・医療・福祉総合情報ネットワーク運営事業費	△ 1,498	98,802	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 保健統計事業費	△ 989	11,824	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 健康福祉センター運営費	△ 1,705	175,538	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 地域で支える災害弱者支援体制促進事業費	△ 40	4,840	事業費の確定に伴う補正である。
(4) (仮称) 医科大学院大学設置検討事業費	△ 5,118	4,882	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 項 福祉長寿費	△ 553,713	63,282,574	
第 1 目 地域福祉費	△ 21,556	2,287,116	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 25,443		(2) 給料 382
諸収入	24		(3) 職員手当等 △ 122
繰入金	△ 8,333		(4) 共済費 230
県債	△ 1,000		(7) 報償費 △ 860
一般歳入	13,196		(8) 旅費 △ 1,045
			(10) 需用費 △ 417
			(11) 役務費 △ 562
			(12) 委託料 △ 13,834
			(13) 使用料及び賃借料 △ 487
			(14) 工事請負費 △ 1,050
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 3,791
(1) 地域福祉推進費	758	2,035,425	
ア 地域福祉活動費	△ 6,199	785,918	
(ア) 地域福祉活動団体活動促進事業費助成	△ 1,808	90,333	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 福祉サービス利用推進事業費	5,400	78,635	生活保護受給者のサービス利用料等の助成に要する経費の補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(ウ) 民生委員・児童委員活動推進費助成	△ 1,554	337,822	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 民生委員等研修事業費	△ 460	2,729	事業費の確定に伴う補正である。
(オ) 総合社会福祉会館管理運営事業費	△ 4,223	116,377	事業費の確定に伴う補正である。
(カ) 成年後見推進事業費	△ 1,324	39,076	事業費の確定に伴う補正である。
(キ) 民生委員・児童委員活動支援事業費	△ 230	3,155	事業費の確定に伴う補正である。
(ク) 被災者見守り・相談支援事業費	△ 2,000	8,000	事業費の確定に伴う補正である。
イ 低所得者更生援護費	△ 140	32,842	
(ア) ホームレス実態調査事業費	△ 140	620	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 社会福祉施設等指導費	16,298	761,809	
(ア) 社会福祉推進事業費	△ 228	24,128	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 社会福祉施設職員等退職手当共済事業費助成	31,255	727,503	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 社会福祉法人等のネットワーク化による協働推進事業費	△ 14,729	4,171	事業費の確定に伴う補正である。
エ 民間社会福祉施設整備償還金助成事業費	△ 9,201	454,856	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(2) 福祉人材確保事業費	△ 5,039	124,782	
ア 静岡県社会福祉人材センター運営事業費	△ 54	41,267	事業費の確定に伴う補正である。
イ 福祉人材確保対策事業費	△ 4,985	83,515	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 人権・同和対策等事業費	△ 17,275	126,909	
ア 人権同和対策事業推進費	△ 6,782	95,966	

科	目	補正額	現計額	説明
(ア)	人権同和対策事業推進費	△ 227	1,673	事業費の確定に伴う補正である。
(イ)	人権同和対策推進事業費	△ 300	8,200	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ)	隣保館運営費助成	△ 2,504	61,105	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(エ)	人権関係団体活動費等助成	△ 170	4,700	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(オ)	隣保館整備事業費助成	△ 3,581	20,288	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
イ	人権問題啓発事業費	△ 10,493	30,943	
(ア)	人権啓発活動事業費	△ 10,420	18,557	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(イ)	人権啓発センター運営等事業費	△ 10	10,170	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ)	人権啓発等推進事業費等事業費	△ 63	2,216	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目	生活保護費	62,207	3,886,446	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 2,187		(1) 報酬 △ 65
	諸収入	59,838		(3) 職員手当等 △ 100
	一般歳入	4,556		(4) 共済費 △ 402
				(8) 旅費 △ 839
				(10) 需用費 △ 658
				(11) 役務費 △ 26
				(12) 委託料 △ 6,579
				(13) 使用料及び賃借料 396
				(18) 負担金、補助及び交付金 18,863
				(19) 扶助費 51,617
(1)	生活援護推進費	62,207	3,886,446	
ア	生活援護事業費	62,207	3,885,364	
(ア)	生活保護費	79,863	3,704,863	被保護人員の変動等に伴う補正である。
(イ)	要保護世帯法外援護等事業費	59	2,959	行旅病人及び行旅死亡人の取扱件数の変動等に伴う補正である。
(ウ)	生活保護運営対策事業費	△ 1,838	39,248	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(エ) 住居確保給付金	△ 3,491	4,009	支給件数の変動等に伴う補正である。
(オ) 生活困窮者自立支援事業費	△ 3,764	63,036	事業費の確定に伴う補正である。
(カ) 生活保護者就労支援事業費	△ 723	18,391	事業費の確定に伴う補正である。
(キ) ふじのくに型学びの心育成支援事業費	△ 683	27,544	事業費の確定に伴う補正である。
(ク) 生活保護受給者健康管理支援事業費	△ 4,052	940	事業費の確定に伴う補正である。
(ケ) 生活困窮者のための多職種ネットワークづくり推進事業費	△ 8	4,405	事業費の確定に伴う補正である。
(コ) 生活困窮者就労縁結び事業費	△ 3	6,997	事業費の確定に伴う補正である。
(サ) 保護施設等の衛生管理体制確保支援事業費	△ 3,153	12,972	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
第 3 目 長寿社会費	△ 591,463	57,073,682	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	2,387,963		(1) 報酬 △ 192
諸収入	540,530		(3) 職員手当等 △ 10
財産収入	300		(4) 共済費 3
繰入金	△ 1,703,896		(7) 報償費 △ 4,049
県債	△ 381,000		(8) 旅費 △ 4,361
一般歳入	△ 1,435,360		(10) 需用費 △ 2,510
			(11) 役務費 △ 232
			(12) 委託料 19,516
			(13) 使用料及び賃借料 △ 2,008
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 597,920
			(24) 積立金 300
(1) 高齢者健康いきいき県づくり推進費	△ 1,103	208,116	
ア 高齢社会総合対策推進費	△ 688	20,762	事業費の確定に伴う補正である。
イ 元気高齢者対策費	△ 415	187,354	
(ア) 元気高齢者対策推進事業費	△ 10	76,126	補助対象事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(イ) 長寿者いきいき促進事業費	△ 380	15,120	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 民間活力による通いの場支援事業費	△ 25	10,658	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 地域包括ケアシステム推進費	△ 8,344	2,738,084	
ア 地域包括ケア推進事業費	△ 12,419	158,430	事業費の確定に伴う補正である。
イ 医療・介護関連データ分析事業費	0	3,500	財源更正に伴う補正である。
ウ 壮年熟期が活躍するいきいき長寿社会づくり事業費	△ 8,046	6,954	事業費の確定に伴う補正である。
エ 地域支援事業費県交付金	67,963	2,384,963	市町の地域支援事業費執行見込額の変更に伴う補正である。
オ 認知症総合対策推進費	△ 17,842	102,237	
(ア) 認知症総合対策推進事業費	△ 7,531	72,248	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 認知症の人をみんなで支える地域づくり推進事業費	△ 10,311	29,989	事業費の確定に伴う補正である。
カ 在宅療養・介護支援事業費	△ 38,000	52,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(3) 介護保険制度推進費	△ 1,429,757	52,103,741	
ア 介護サービス推進事業費	124,949	4,644,959	
(ア) 介護サービス向上促進事業費	△ 1,222	4,379	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 介護保険関連施設整備事業費助成	△ 1,051,113	2,255,069	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 医療療養病床転換整備事業費助成	△ 30,000	0	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 介護施設等自家発電設備等整備事業費助成	△ 21,567	18,460	補助対象事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(オ) 介護・障害福祉職員処 遇改善事業費助成	1,284,000	1,284,000	国の補正予算に伴う補正である。 (国の補正予算分 1,284,000千円) 介護職員、障害福祉職員等の収入の引上げに要 する経費に対して助成する。 ・補助率 10/10 ・補助先 介護サービス事業所 ほか
(カ) 介護サービス事業所等 物価高騰対策支援事業 費	△ 55,149	1,083,051	事業費の確定に伴う補正である。
イ 介護保険事業費	△ 1,512,641	46,792,047	
(ア) 介護給付費等県負担金	△ 1,485,000	45,898,000	市町の介護給付費執行見込額の変更に伴う補正 である。
(イ) 軽費老人ホーム事務費 助成	△ 8,426	743,574	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 介護保険制度施行運営 費	△ 16,773	56,515	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 介護保険財政安定化基 金繰出金	300	6,500	基金運用益の確定に伴う補正である。
(オ) 介護支援専門員水準向 上事業費	△ 2,742	7,458	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 介護人材確保対策事業 費	△ 42,065	666,735	
(ア) 介護人材就業・定着促 進事業費	△ 1,397	24,103	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 介護事業所業務革新推 進事業費	△ 454	13,546	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 介護人材育成事業費	△ 16,000	173,600	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 介護分野 I C T化等事 業費助成	△ 7,000	285,500	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(オ) 外国人介護人材確保総 合対策事業費	△ 17,214	54,486	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 社会福祉施設等感染症 拡大防止対策事業費助 成	△ 79,170	460,830	補助対象事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(5) 社会福祉サービス確保 支援事業費助成	926,911	1,562,911	介護サービス等の継続的な提供に必要な新型コロナウイルス感染症対策を行う社会福祉施設等に対する助成に要する経費の補正である。 ・補助率 10/10 ・補助先 高齢者施設 ほか
第 4 目 遺家族等援護費	△ 2,901	35,330	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 1,605		(1) 報酬 △ 878
諸収入	△ 221		(3) 職員手当等 △ 149
一般歳入	△ 1,075		(4) 共済費 △ 515
			(7) 報償費 △ 259
			(8) 旅費 △ 655
			(10) 需用費 △ 203
			(11) 役務費 726
			(12) 委託料 △ 147
			(13) 使用料及び賃借料 △ 431
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 390
(1) 戦没者遺族及び戦傷病 者等援護事業費	△ 2,901	35,330	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 項 こども未来費	△ 1,072,750	49,519,088	
第 1 目 こども未来費	△ 1,072,750	49,519,088	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 2,640,267		(1) 報酬 △ 3,023
寄附金	14,564		(3) 職員手当等 8
諸収入	273,445		(4) 共済費 △ 1,330
繰入金	△ 112,228		(7) 報償費 △ 776
県債	△ 71,000		(8) 旅費 △ 3,701
一般歳入	1,462,736		(10) 需用費 △ 5,259
			(11) 役務費 △ 1,665
			(12) 委託料 △ 112,689
			(13) 使用料及び賃借料 △ 340
			(14) 工事請負費 △ 17,193
			(17) 備品購入費 △ 679
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 983,469
			(19) 扶助費 57,366
(1) 少子化対策推進費	△ 99,063	378,549	
ア ふじのくに少子化対策 特別推進事業費	△ 75,000	260,320	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
イ 少子化対策計画推進費	△ 2,507	2,985	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ウ ふじのくに出会い応援 事業費	△ 286	36,514	事業費の確定に伴う補正である。
エ ふじのくに新・少子化 突破展開事業費助成	△ 21,270	78,730	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(2) 保育サービス推進費	197,976	22,281,237	
ア 質の高い保育の確保推 進費	1,303,372	20,468,233	
(ア) 保育士登録制度事業費	△ 1,112	7,980	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 子ども・子育て支援給 付費負担金	955,329	20,039,329	保育所等入所児童数の変動等に伴う補正である。
(ウ) 保育士修学資金等貸付 事業費助成	349,155	349,155	保育士資格取得を目指す学生の修学や潜在保育 士の保育所復帰などに係る経費の貸付を行う。
イ 保育サービス推進費	△ 1,105,396	1,813,004	
(ア) 保育対策等促進事業費 助成	△ 147,800	790,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 多様な保育推進事業費 助成	49,038	766,038	市町の乳幼児保育事業執行見込額の変更に伴う 補正である。
(ウ) 認定こども園等整備事 業費助成	△ 995,457	4,543	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 保育所等物価高騰対策 支援事業費	△ 11,177	195,523	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 地域における子育て支 援推進費	655,304	13,707,881	
ア 地域における子育て支 援推進費	141,956	1,480,455	
(ア) 子育て支援事業費助成	158,042	1,327,042	市町の子育て支援事業執行見込額の変更に伴う 補正である。
(イ) 子育て支援員養成事業 費	△ 1,320	6,715	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 新たな子育て支援基盤 整備事業費助成	△ 14,766	112,234	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
イ 放課後児童対策費	120,348	2,078,386	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(ア) 放課後児童クラブ運営 費助成	203,730	2,035,730	市町の放課後児童クラブ運営費執行見込額の変更に伴う補正である。
(イ) 子育て支援施設整備費 助成	△ 82,000	36,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 放課後児童支援員等資 質向上研修事業費	△ 1,382	6,656	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 子育て家庭の経済的支 援費	393,000	10,147,000	
(ア) 児童手当給付費負担金	△ 90,000	7,510,000	支給対象者数の変動等に伴う補正である。
(イ) こども医療費助成	483,000	2,637,000	市町の年間見込額の変動に伴う補正である。
(4) 母子保健推進費	△ 1,880,325	1,005,988	
ア 乳幼児検査・健診事業 費	△ 4,000	39,000	検査件数の変動等に伴う補正である。
イ 未熟児養育医療扶助費	8,100	51,100	市町の未熟児養育医療給付見込額の変更に伴う補正である。
ウ 身体障害児育成医療等 扶助費	△ 1,000	8,000	市町の育成医療給付見込額の変更に伴う補正である。
エ 小児慢性特定疾病児童 日常生活用具給付事業 費助成	725	1,925	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
オ 不妊治療費助成	△ 137,840	3,660	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
カ 子育て支援活動等推進 費	△ 4,864	31,223	事業費の確定に伴う補正である。
キ 旧優生保護法一時金支 給等事務費	△ 2,350	6,550	事業費の確定に伴う補正である。
ク 新型コロナウイルス妊 産婦総合対策事業費助 成	△ 18,416	14,884	検査件数の変動等に伴う補正である。
ケ 出産・子育て応援事業 費助成	△ 1,720,680	430,820	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(5) 要保護児童等対応推進 費	53,358	12,145,433	
ア 児童虐待防止対策費	69,031	10,423,956	

科	目	補正額	現計額	説明
	(ア) 児童相談所等職員専門 研修事業費	△ 500	8,100	事業費の確定に伴う補正である。
	(イ) 児童家庭支援センター 運営費助成	△ 3,900	51,100	事業費の確定に伴う補正である。
	(ウ) 児童虐待防止対策事業 費	△ 2,706	44,601	事業費の確定に伴う補正である。
	(エ) 一時保護児童収容費	4,353	157,760	一時保護児童数の変動等に伴う補正である。
	(オ) 児童入所措置費	95,939	10,032,939	措置児童数の変動等に伴う補正である。
	(カ) SNS悩み相談窓口事 業費	△ 24,155	60,945	事業費の確定に伴う補正である。
イ	社会的養護体制推進費	△ 25,522	632,291	
	(ア) 県立児童福祉施設運営 費	△ 5,482	264,907	入所児童数の変動等に伴う補正である。
	(イ) 社会的養護入所者環境 改善事業費	△ 8,940	47,160	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
	(ウ) 施設で暮らすこどもの 大学等修学支援事業費	1,243	68,743	委託人数の変動等に伴う補正である。
	(エ) 社会的養護自立支援事 業費	△ 5,547	38,089	事業費の確定に伴う補正である。
	(オ) 子どもの居場所応援事 業費助成	14,795	35,881	事業費の確定に伴う補正である。
	(カ) ヤングケアラー支援体 制構築事業費	△ 3,450	16,550	事業費の確定に伴う補正である。
	(キ) 三方原学園体育館等整 備事業費	△ 15,023	47,077	事業費の確定に伴う補正である。
	(ク) 児童福祉施設等物価高 騰対策支援事業費	△ 1,788	14,512	事業費の確定に伴う補正である。
	(ケ) 子ども食堂物価高騰対 策支援事業費	△ 1,330	6,770	事業費の確定に伴う補正である。
ウ	DV防止対策費	△ 3,904	103,174	
	(ア) DV相談体制強化事業 費	△ 50	7,005	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(イ) 婦人一時保護所・婦人保護施設運営費	△ 196	84,327	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 婦人保護施設清流荘整備事業費	△ 3,087	8,613	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 困難な問題を抱える女性支援事業費	△ 571	1,429	事業費の確定に伴う補正である。
エ ひとり親家庭自立支援推進費	13,753	986,012	
(ア) ひとり親家庭対策総合支援事業費	△ 9,247	154,512	事業費の確定等に伴う補正である。
(イ) ひとり親家庭就学支援事業費	△ 1,000	3,500	市町の年間見込額の変動に伴う補正である。
(ウ) 児童扶養手当給付費	1,000	618,000	手当額の変動に伴う補正である。
(エ) ひとり親家庭等医療費助成	25,000	187,000	市町の年間見込額の変動に伴う補正である。
(オ) ひとり親家庭放課後児童クラブ利用支援事業費助成	△ 2,000	23,000	市町の年間見込額の変動に伴う補正である。
第 4 項 障害者支援費	440,899	25,094,386	
第 1 目 障害者支援費	440,899	25,094,386	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	139,522		(1) 報酬 381
諸収入	73,457		(3) 職員手当等 △ 543
繰入金	△ 1,734		(4) 共済費 △ 301
県債	29,000		(7) 報償費 △ 2,991
一般歳入	200,654		(8) 旅費 △ 3,682
			(10) 需用費 △ 3,073
			(11) 役務費 △ 1,362
			(12) 委託料 △ 6,792
			(13) 使用料及び賃借料 △ 625
			(18) 負担金、補助及び交付金 310,169
			(19) 扶助費 149,719
			(27) 繰出金 △ 1
(1) 障害者支援体制整備費	442,110	24,925,556	
ア 障害者相談・支援推進費	△ 21,628	339,658	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(ア) 障害者福祉推進事業費	△ 1,120	114,675	事業費の確定等に伴う補正である。
(イ) 多様な精神疾患医療連携体制整備事業費	△ 1,804	20,075	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 自殺総合対策事業費	△ 17,705	85,895	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) ひきこもり対策推進事業費	△ 999	22,951	事業費の確定に伴う補正である。
イ 障害者生活支援推進費	366,697	18,684,558	
(ア) 障害者総合支援法関連事業費	251,066	17,888,933	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
(イ) 在宅重症心身障害児者短期入所利用確保事業費助成	△ 765	235	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 在宅重症児者対応多職種連携研修事業費	△ 1,351	5,449	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 在宅重症心身障害児(者)療育支援事業費	△ 2,605	4,395	事業費の確定に伴う補正である。
(オ) 医療的ケア児等総合支援事業費	△ 1,773	18,927	事業費の確定に伴う補正である。
(カ) 重症心身障害児施設等援護費	110	1,431	事業費の確定に伴う補正である。
(キ) 県立障害児(者)施設運営費	6,757	131,638	利用人員の変動等に伴う補正である。
(ク) 県立障害者施設整備事業費	△ 2,934	23,955	事業費の確定に伴う補正である。
(ケ) 障害者施設等整備費助成	118,192	578,389	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ 発達障害支援推進費	△ 378	175,781	
(ア) 発達障害者支援体制整備事業費	△ 378	36,879	事業費の確定に伴う補正である。
エ 医療保護対策推進費	143,920	2,727,720	
(ア) 精神科救急医療対策事業費	△ 80	111,720	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(イ) 精神障害者措置・通院 医療費負担金	144,000	2,616,000	受給件数の変動等に伴う補正である。
オ 障害者(児)手当等給 付費事業費	△ 46,501	2,997,839	
(ア) 身体障害児(者)援護 費負担金	△ 54,000	1,046,000	受給件数の変動等に伴う補正である。
(イ) 特別障害者手当等給付 事業費	4,000	60,000	受給者数の変動等に伴う補正である。
(ウ) 重度障害者(児)医療 費助成	3,500	1,768,500	受給件数の変動等に伴う補正である。
(エ) 心身障害者扶養共済事 業特別会計繰出金	△ 1	121,829	保険料納付金等の確定に伴う補正である。
(2) 自立と社会参加促進費	△ 1,211	168,830	
ア 地域生活移行促進費	△ 408	6,998	
(ア) 精神障害者地域移行支 援事業費	△ 179	4,841	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 措置入院者退院後支援 事業費	△ 229	2,157	事業費の確定に伴う補正である。
イ 雇用・就労対策推進費	△ 220	99,829	
(ア) 農福連携による工賃向 上支援事業費	△ 20	23,080	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) ふじのくに福産品応援 事業費	△ 200	12,600	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 社会参加促進費	△ 583	62,003	
(ア) 障害のある人への心づ かい推進事業費	△ 497	7,603	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 手話言語普及促進事業 費	△ 86	4,091	事業費の確定に伴う補正である。
第 5 項 医療費	△ 4,522,499	32,111,095	
第 1 目 医務福祉費	△ 2,157,340	14,789,773	
(財源内訳) 国庫支出金	△ 1,173,738		(節内訳) (1) 報酬 △ 12,902

科	目	補正額	現計額	説明
	寄附金	1,481		(3) 職員手当等 △ 5,055
	使用料及び手数料	△ 10,270		(4) 共済費 △ 3,264
	諸収入	78,752		(7) 報償費 △ 11,982
	財産収入	9,200		(8) 旅費 △ 5,608
	繰入金	△ 531,142		(10) 需用費 △ 4,982
	県債	△ 17,000		(11) 役務費 △ 5,867
	一般歳入	△ 514,623		(12) 委託料 △ 174,441
				(13) 使用料及び賃借料 △ 814
				(17) 備品購入費 △ 2,228
				(18) 負担金、補助及び交付金 △ 670,698
				(19) 扶助費 248,025
				(20) 貸付金 △ 134,292
				(24) 積立金 △ 1,373,232
(1)	医療従事者確保対策推進費	△ 436,326	2,627,507	
ア	医師確保対策推進費	△ 181,106	1,557,060	
(ア)	ふじのくにバーチャル メディカルカレッジ運 営事業費	△ 138,730	1,436,070	事業費の確定に伴う補正である。
(イ)	ふじのくに女性医師支 援センター事業費	△ 32	17,968	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ)	県立病院医師派遣事業 費	△ 25,377	7,518	事業費の確定に伴う補正である。
(エ)	医療従事者確保支援事 業費助成	△ 1,238	12,160	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(オ)	指導医招聘等事業費助 成	△ 11,491	7,509	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(カ)	医師偏在解消推進事業 費助成	△ 4,238	162	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
イ	看護職員確保対策推進 費	△ 255,220	1,070,447	
(ア)	看護職員確保対策事業 費	△ 7,937	130,063	事業費の確定に伴う補正である。
(イ)	医療関係人材養成事務 費	△ 275	4,546	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ)	病院内保育所運営費助 成	△ 23,000	145,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(エ) 医療勤務環境改善支援センター事業費	△ 20,880	32,340	事業費の確定に伴う補正である。
(オ) 地域医療勤務環境改善体制整備事業費助成	△ 129,941	96,824	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(カ) 看護の質向上促進研修事業費	△ 12,607	64,393	事業費の確定に伴う補正である。
(キ) 看護職員養成所運営費助成	△ 3,737	144,109	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(ク) 県立看護専門学校運営費	△ 25,738	89,782	事業費の確定に伴う補正である。
(ケ) 医療従事者養成所施設・設備整備費助成	△ 20,813	153,187	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(コ) 看護職員修学資金貸付金	△ 10,292	101,708	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 医療提供体制確保対策推進費	△ 1,948,730	7,995,018	
ア 救急医療対策推進費	△ 27,499	1,346,065	
(ア) 救急医療施設運営費等助成	36,367	628,053	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(イ) ドクターヘリ運航事業費助成	65	620,065	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) ドクターヘリ夜間運航検討事業費	△ 133	367	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 緊急被ばく予防対策事業費	△ 41,076	34,450	事業費の確定に伴う補正である。
(オ) 緊急医療施設等運営費	△ 22,722	48,170	事業費の確定に伴う補正である。
イ 災害医療対策推進費	△ 4,495	10,105	
(ア) 災害医療救護推進事業費	△ 4,495	7,505	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 周産期医療対策推進費	△ 209,913	724,395	
(ア) 周産期医療体制整備支援事業費	△ 5,117	366,367	事業費の確定に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
(イ)	小児救命救急センター 運営事業費等助成	△ 40,296	30,242	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(ウ)	小児救急電話相談事業 費	△ 107,523	51,477	事業費の確定に伴う補正である。
(エ)	産科医療確保事業費	△ 26,465	79,651	事業費の確定に伴う補正である。
(オ)	産科医療施設等整備事 業費助成	△ 25,712	69,520	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(カ)	小児救急リモート指導 医相談支援事業費	△ 4,800	16,200	事業費の確定に伴う補正である。
エ	へき地医療対策推進費	△ 7,387	153,267	
(ア)	へき地医療対策事業費 助成	△ 7,387	6,783	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
オ	医療連携推進費	△ 1,449,247	2,421,279	
(ア)	医療介護総合確保連携 推進事業費	△ 645	14,881	事業費の確定に伴う補正である。
(イ)	地域医療機能分化等推 進事業費助成	△ 38,000	2,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(ウ)	病床機能再編支援事業 費助成	△ 6,924	152,076	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(エ)	地域医療連携推進事業 費助成	△ 30,446	35,054	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(オ)	地域医療介護総合確保 基金積立金	△ 1,373,232	2,182,768	国庫支出金の決定に伴う補正である。
カ	医療関係対策事業費	△ 6,625	87,525	
(ア)	救急医療情報センター 運営事業費	△ 5,673	73,678	事業費の確定に伴う補正である。
(イ)	医療安全相談体制づく り推進事業費	△ 601	2,833	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ)	公衆衛生活動事業費助 成	△ 130	2,550	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(エ)	外国人患者受入環境整 備事業費	△ 221	2,979	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
キ 医療機関整備充実費	△ 243,564	3,252,382	
(ア) 医療施設設備等整備事業費助成	△ 88,753	222,193	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 医療施設等スプリンクラー等整備事業費助成	△ 78,884	1,116	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 病床機能分化促進事業費助成	△ 11,147	83,853	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 医療機関等物価高騰対策支援事業費	△ 64,780	2,926,220	事業費の確定に伴う補正である。
(3) がん・難病等対策推進費	227,716	4,167,248	
ア がん総合対策推進事業費	△ 9,997	548,803	
(ア) がん総合対策推進事業費	△ 4,805	215,464	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) がん医療均てん化推進事業費助成	△ 5,192	304,639	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
イ 難病・原爆被爆者等対策費	237,713	3,618,445	
(ア) 難病医療費等事業費助成	255,500	3,258,900	患者医療費の変動等に伴う補正である。
(イ) 難病等対策推進事業費	△ 9,000	99,516	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 難病患者支援推進事業費	△ 1,312	18,529	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 原爆被爆者健康管理事業費	△ 7,475	204,325	各種手当支給件数の変動等に伴う補正である。
第 2 目 県立病院費	△ 2,365,159	17,321,322	
(財源内訳)			(節内訳)
県債	△ 2,331,000		(8) 旅費 △ 19
一般歳入	△ 34,159		(10) 需用費 △ 63
			(11) 役務費 △ 27
			(13) 使用料及び賃借料 △ 44
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 34,006
			(20) 貸付金 △ 2,331,000

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 静岡県立病院機構関係 事業費	△ 2,331,127	10,313,439	
ア 静岡県立病院機構貸付 金	△ 2,331,000	3,312,000	静岡県立病院機構に対する貸付金の決定に伴う 補正である。
イ 静岡県立病院機構関係 事務運営費	△ 127	596	事業費の確定に伴う補正である。
(2) がんセンター事業会計 繰出金	△ 34,032	7,007,883	県立静岡がんセンター事業会計に対する、負担 区分に基づく繰出しに要する経費の補正である。
第 6 項 感染症対策費	△ 46,451,471	15,955,610	
第 1 目 感染症対策費	△ 46,451,471	15,955,610	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 43,092,640		(1) 報酬 △ 20,231
諸収入	△ 2,078		(3) 職員手当等 △ 3,538
繰入金	△ 38,331		(4) 共済費 △ 5,474
県債	△ 51,000		(7) 報償費 △ 210,283
一般歳入	△ 3,267,422		(8) 旅費 △ 23,173
			(10) 需用費 △ 1,075,671
			(11) 役務費 △ 220,575
			(12) 委託料 △ 4,654,364
			(13) 使用料及び賃借料 △ 1,667,793
			(14) 工事請負費 △ 56,709
			(17) 備品購入費 △ 244
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 36,967,331
			(19) 扶助費 △ 1,546,085
(1) 感染症対策事業費	△ 567,371	1,742,710	
ア 感染症患者入院医療費 負担金	△ 440,300	510,000	患者医療費の変動等に伴う補正である。
イ 感染症指定医療機関運 営費助成	△ 10,400	55,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
ウ 感染症等対策事業費	△ 2,827	45,992	事業費の確定に伴う補正である。
エ 予防接種健康被害救済 事業費助成	900	27,700	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
オ 新型インフルエンザ対 策事業費	832	114,732	事業費の確定に伴う補正である。
カ 結核患者医療費負担金	1,500	4,000	患者医療費の変動等に伴う補正である。
キ 肝炎対策事業費	△ 338	32,287	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ク ウイルス性肝炎患者等 重症化予防推進事業費	△ 685	501	利用者数の変動等に伴う補正である。
ケ 肝炎患者医療費負担金	△ 21,000	130,300	患者医療費の変動等に伴う補正である。
コ 風しん抗体検査事業費 助成	△ 19	8,410	利用者数の変動等に伴う補正である。
サ 感染症予防体制整備事 業費	△ 412	2,347	事業費の確定に伴う補正である。
シ 新興感染症等対策事業 費	△ 94,622	762,378	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 新型コロナウイルス感 染症対策事業費	△ 45,884,100	14,212,900	
ア 新型コロナウイルス感 染症対策事業費	△ 7,431,600	971,400	事業費の確定に伴う補正である。
イ 新型コロナウイルス感 染症対策事業費助成	△ 33,362,500	13,133,500	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
ウ 新型コロナウイルス感 染症対策衛生資材整備 事業費	△ 176,000	80,000	事業費の確定に伴う補正である。
エ 新型コロナワクチン接 種体制確保事業費助成	△ 4,053,000	28,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
オ 新型コロナウイルス感 染症検査無料化事業費 助成	△ 861,000	0	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
第 7 項 健康費	128,462	75,806,396	
第 1 目 健康政策費	△ 4,500	297,900	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 2,100		(7) 報償費 △ 148
一般歳入	△ 2,400		(8) 旅費 △ 74
			(10) 需用費 △ 389
			(11) 役務費 1,384
			(12) 委託料 △ 2,659
			(13) 使用料及び賃借料 △ 214
			(20) 貸付金 △ 2,400
(1) 社会健康医学研究推進 事業費	0	261,500	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(2) 静岡社会健康医学大学 院大学修学資金貸付金	△ 2,400	13,800	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 産学官連携による高血 圧対策推進事業費	△ 2,100	4,900	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 健康増進費	△ 20,286	334,373	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 9,880		(7) 報償費 △ 1,409
繰入金	△ 7,665		(8) 旅費 △ 1,239
一般歳入	△ 2,741		(10) 需用費 △ 1,731
			(11) 役務費 △ 1,086
			(12) 委託料 △ 6,712
			(13) 使用料及び賃借料 △ 459
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 7,650
(1) ふじのくに健康増進計 画等推進事業費	△ 13,655	321,004	
ア ふじのくに健康増進計 画推進事業費	△ 5,909	40,845	事業費の確定に伴う補正である。
イ 受動喫煙防止対策等推 進事業費	△ 1,328	6,086	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 静岡県総合健康センタ ー指定管理事業費	234	50,534	事業費の確定に伴う補正である。
エ 在宅歯科医療連携体制 整備事業費助成	△ 7,665	20,935	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
オ 静岡県健康福祉交流プ ラザ運営事業費	1,013	25,013	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 新たな生活様式に対応 した健康づくり事業費	△ 6,631	13,369	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 目 国民健康保険費	△ 229,882	28,549,338	
(財源内訳)			(節内訳)
一般歳入	△ 229,882		(8) 旅費 △ 104
			(10) 需用費 △ 20
			(11) 役務費 △ 2
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 352,736
			(27) 繰出金 122,980
(1) 国民健康保険事業費	△ 229,882	28,549,338	

科	目	補正額	現計額	説明	
ア	国民健康保険事業費	△ 126	26,655	事業費の確定に伴う補正である。 負担対象経費の変動に伴う補正である。 負担対象経費の変動に伴う補正である。 負担対象経費の変動に伴う補正である。	
(ア)	国民健康保険等推進事業費	△ 126	10,655		
イ	国民健康保険保険基盤安定負担金	△ 352,736	9,920,971		
ウ	国民健康保険事業特別会計繰出金	122,980	18,601,712		
(ア)	国民健康保険事業特別会計繰出金(高額医療費負担金分)	188,310	2,638,814		
(イ)	国民健康保険事業特別会計繰出金(特定健診等負担金分)	△ 65,330	384,817		
第4目	老人医療費	383,130	46,624,785	(節内訳) (18) 負担金、補助及び交付金 381,766 (24) 積立金 1,364	
	(財源内訳) 諸収入	278,863			
	財産収入	1,364			
	一般歳入	102,903			
(1)	後期高齢者医療対策事業費	383,130	46,624,785		
ア	後期高齢者医療給付費負担金	609,292	36,409,292		負担対象経費の変動に伴う補正である。
イ	後期高齢者医療制度関連事業費	△ 226,162	10,215,493		
(ア)	後期高齢者医療保険基盤安定負担金	△ 236,695	6,814,305		負担対象経費の変動に伴う補正である。
(イ)	後期高齢者医療高額医療費負担金	9,169	2,866,169		負担対象経費の変動に伴う補正である。
(ウ)	後期高齢者医療財政安定化基金積立金	1,364	535,019		基金運用益の確定に伴う補正である。
第8項	生活衛生費	△ 15,890	405,625		
第1目	食品衛生費	△ 9,679	285,282	(節内訳) (7) 報償費 △ 570	
	(財源内訳) 国庫支出金	△ 7,340			

科	目	補正額	現計額	説明
	寄附金	2,030		(8) 旅費 △ 522
	諸収入	△ 23		(10) 需用費 △ 3,720
	県債	1,000		(11) 役務費 △ 172
	一般歳入	△ 5,346		(12) 委託料 △ 3,545
				(13) 使用料及び賃借料 △ 133
				(18) 負担金、補助及び交付金 △ 1,017
(1)	動物愛護管理対策事業費	△ 3,997	154,446	
ア	人と動物との共生推進事業費	△ 32	120,660	事業費の確定に伴う補正である。
イ	動物管理指導センター等運営管理費（庁舎管理費）	△ 15	4,636	事業費の確定に伴う補正である。
ウ	（仮称）動物愛護センター整備事業費	△ 3,950	29,150	事業費の確定に伴う補正である。
(2)	食品・食肉衛生事業費	△ 4,575	80,042	
ア	食の安全・安心推進事業費	△ 4,438	75,520	
（ア）	食の安全・安心向上事業費	△ 2,062	29,249	事業費の確定に伴う補正である。
（イ）	食中毒等防止対策事業費	△ 1,901	14,420	事業費の確定に伴う補正である。
（ウ）	食品衛生推進事業費	△ 3	7,235	事業費の確定に伴う補正である。
（エ）	と畜・食鳥検査事業費	△ 472	24,616	事業費の確定に伴う補正である。
イ	調理師試験等実施事業費	△ 57	2,902	事業費の確定に伴う補正である。
ウ	食品表示適正化・活用普及事業費	△ 80	1,620	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(3)	生活衛生・温泉指導事業費	△ 1,107	45,164	
ア	生活衛生・温泉指導事業費	△ 140	11,556	事業費の確定に伴う補正である。
イ	生活衛生関係営業衛生確保等指導費助成	△ 967	22,608	補助事業費の確定に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
第2目	薬務費	△ 6,211	120,343	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 647		(8) 旅費 △ 1,038
	一般歳入	△ 5,564		(10) 需用費 △ 980
				(11) 役務費 △ 212
				(12) 委託料 △ 2,091
				(13) 使用料及び賃借料 △ 467
				(17) 備品購入費 △ 128
				(18) 負担金、補助及び交付金 △ 1,295
(1)	先進医薬普及促進事業費	△ 1,295	29,305	事業費の確定に伴う補正である。
(2)	医薬品等安全・安心確保事業費	△ 4,543	80,629	
ア	薬事関係指導費	△ 4,176	48,216	
(ア)	医薬品国家検定等事務費	△ 647	10,283	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(イ)	薬事総合対策事業費	△ 967	24,193	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ)	登録販売者試験等実施事業費	△ 2,562	10,916	事業費の確定に伴う補正である。
イ	血液事業対策費	△ 159	3,820	事業費の確定に伴う補正である。
ウ	保健所・環境衛生科学研究所検査精度管理事業費	△ 208	28,593	事業費の確定に伴う補正である。
(3)	薬物乱用防止対策費	△ 373	10,409	
ア	麻薬覚醒剤等乱用防止対策事業費	△ 66	2,883	事業費の確定に伴う補正である。
イ	大麻・危険ドラッグ撲滅対策事業費	△ 307	7,526	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 8 款 経済産業費	△ 9,448,428	94,378,058	
第 1 項 経済産業費	△ 223,392	13,748,419	
第 1 目 経済産業総務費	△ 213,814	12,638,103	
(財源内訳) 国庫支出金	9,899		(節内訳) (2) 給料 △ 136,124
諸収入	△ 19,290		(3) 職員手当等 △ 93,044
一般歳入	△ 204,423		(4) 共済費 15,432
(1) 職員給与費	△ 213,814	12,638,103	(18) 負担金、補助及び交付金 △ 78 経済産業部職員の人件費の補正である。
			・給料 △ 136,124 一般職給 △ 136,124
			・職員手当等 △ 93,044 扶養手当 △ 8,035
			地域手当 △ 3,683
			住居手当 6,068
			通勤手当 9,162
			管理職手当 △ 1,408
			特殊勤務手当 △ 4,680
			休日勤務手当 △ 1,847
			夜間勤務手当 △ 261
			宿日直手当 32
			期末手当 △ 39,360
			勤勉手当 △ 46,875
			農林漁業普及指導手当 △ 1,065
			児童手当 △ 110
			単身赴任手当 △ 982
			・共済費 15,432
			地方職員共済組合等負担金 15,432
			・負担金、補助及び交付金 △ 78
第 2 目 経済産業企画費	△ 9,578	1,110,316	
(財源内訳) 財産収入	332		(節内訳) (1) 報酬 △ 474
一般歳入	△ 9,910		(7) 報償費 △ 350
			(8) 旅費 △ 523
			(10) 需用費 △ 3,056
			(11) 役務費 △ 190
			(12) 委託料 △ 1,555
			(13) 使用料及び賃借料 △ 85
			(14) 工事請負費 3,935
			(18) 負担金、補助及び交付金 342
			(24) 積立金 △ 7,622
(1) 経済産業企画推進事業費	△ 34	27,249	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(2) 森の力再生基金積立金	△ 7,622	1,005,478	もりづくり県民税の収入の見込みによる基金への積立額の補正である。
(3) 産業成長戦略推進事業費	△ 950	24,970	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 農協等団体検査費	△ 972	6,612	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 項 産業革新費	△ 3,253,023	12,610,716	
第 1 目 産業革新費	△ 3,253,023	12,610,716	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 2,656,061		(1) 報酬 △ 630
寄附金	△ 3,334		(3) 職員手当等 △ 34
使用料及び手数料	853		(4) 共済費 105
財産収入	363		(7) 報償費 △ 9,039
繰入金	△ 5,692		(8) 旅費 △ 4,490
一般歳入	△ 589,152		(10) 需用費 4,220
			(11) 役務費 △ 4,284
			(12) 委託料 △ 68,124
			(13) 使用料及び賃借料 △ 2,426
			(14) 工事請負費 △ 4,864
			(17) 備品購入費 △ 3,157
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 3,160,300
(1) 産業イノベーション推進費	△ 36,806	941,916	
ア マリンバイオ産業振興事業費	△ 1,577	316,423	事業費の確定に伴う補正である。
イ 静岡県美しく豊かな海保全基金積立金	0	10,000	財源更正に伴う補正である。
ウ ふじのくにICT人材育成事業費	△ 2,845	142,855	事業費の確定等に伴う補正である。
エ スタートアップ支援事業費	△ 2,480	143,120	事業費の確定に伴う補正である。
オ 地域創業支援事業費助成	△ 1,000	103,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
カ 中小企業デジタル技術導入促進事業費	△ 1,326	27,174	事業費の確定に伴う補正である。
キ 新成長戦略研究費	△ 23,807	186,193	事業費の確定に伴う補正である。
ク 研究環境整備事業費	△ 463	7,029	事業費の確定に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
ケ	クラウドファンディング型研究推進事業費	△ 3,308	3,692	事業費の確定に伴う補正である。
(2)	新成長産業分野育成推進費	△ 289,364	1,691,736	
ア	成長産業販路開拓等事業費助成	△ 230	42,270	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。
イ	E V・自動運転化等技術革新対応促進事業費	△ 20,242	189,758	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。
ウ	地域ものづくり企業技術革新支援事業費助成	△ 79	8,921	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
エ	ファルマバレープロジェクト推進事業費	△ 15,000	216,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
オ	静岡県医療健康産業研究開発センター管理運営費	120	64,220	光熱費高騰の影響に伴う補正である。
カ	フーズ・ヘルスケアプロジェクト推進事業費	△ 50	142,950	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
キ	フォトンバレープロジェクト推進事業費	△ 8	92,992	事業費の確定に伴う補正である。
ク	医療用ガウン生産供給体制維持事業費	△ 325	4,675	事業費の確定に伴う補正である。
ケ	伊豆ヘルスケア温泉イノベーション推進事業費	△ 10,799	89,201	事業費の確定等に伴う補正である。
コ	リーディング産業育成事業費助成	△ 242,751	673,249	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。
(3)	マーケティング費	△ 310,033	589,644	
ア	マーケティング戦略費	△ 264,333	351,087	
(ア)	県産品国内販路開拓支援事業費	△ 710	23,790	事業費の確定に伴う補正である。
(イ)	農芸品供給拡大緊急対策事業費	△ 35,122	161,878	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。
(ウ)	新たな地域経済圏における販路開拓事業費	△ 19,112	35,888	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(エ) 県産品輸出促進事業費	△ 209,167	86,153	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。
(オ) 県産品輸出促進機能形成事業費	△ 222	43,378	事業費の確定に伴う補正である。
イ 「食の都」づくり推進事業費	△ 6,951	56,549	事業費の確定等に伴う補正である。
ウ 農山漁村発イノベーション推進事業費	△ 38,749	174,721	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。
(4) エネルギー政策費	△ 2,616,820	9,347,760	
ア 再生可能エネルギー等導入促進事業費	△ 279,315	790,218	
(ア) 地産エネルギー創出支援事業費	△ 12,527	198,073	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。
(イ) 次世代エネルギー産業構築支援事業費	△ 34,601	34,899	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。
(ウ) ふじのくにバーチャルパワープラント構築事業費	△ 939	1,761	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 創エネ・蓄エネ技術開発支援事業費	△ 250	111,593	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。
(オ) 再生可能エネルギー導入促進緊急対策事業費助成	△ 219,595	280,405	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(カ) ふじのくにカーボンクレジット創出支援事業費	△ 11,403	15,597	事業費の確定等に伴う補正である。
イ 次世代自動車普及促進事業費	△ 3,892	108,421	
(ア) 次世代自動車普及促進事業費	△ 178	5,535	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) EV充電インフラ整備事業費	△ 3,714	67,386	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 発電施設等周辺地域対策事業費	△ 188,553	2,109,181	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(ア) 電源立地地域対策交付金事業費	△ 171,029	1,822,508	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 石油貯蔵施設立地対策事業費	△ 17,524	37,950	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
エ LPガス料金高騰対策緊急支援事業費助成	△ 170,750	4,564,250	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
オ 特別高圧電力価格高騰対策緊急支援事業費助成	△ 1,974,310	1,775,690	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。
第 3 項 就業支援費	△ 316,285	1,753,666	
第 1 目 就業支援費	△ 7,107	646,552	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 5,274		(7) 報償費 △ 376
諸収入	△ 63		(8) 旅費 △ 732
県債	3,000		(10) 需用費 △ 493
一般歳入	△ 4,770		(11) 役務費 △ 317
			(12) 委託料 △ 5,572
			(13) 使用料及び賃借料 △ 306
			(14) 工事請負費 3,035
			(17) 備品購入費 543
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 2,889
(1) 労働福祉推進費	△ 387	130,999	
ア 労働政策総合推進事業費	△ 535	21,822	事業費の確定に伴う補正である。
イ 労政会館運営費	△ 2,481	43,798	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 労政会館施設整備事業費	2,722	13,522	事業費の確定に伴う補正である。
エ 女性役職者育成セミナー事業費	△ 93	3,307	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 雇用対策推進費	△ 6,720	361,532	
ア 雇用対策総合推進事業費	△ 920	10,332	事業費の確定に伴う補正である。
イ ふるさととつながる「ふじのくにパスポート」事業費	△ 458	27,542	事業費の確定に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
ウ	地域企業人材確保事業費	△ 3,000	90,500	事業費の確定に伴う補正である。
エ	プロフェッショナル人材戦略拠点事業費	△ 1,842	105,858	事業費の確定に伴う補正である。
オ	海外高度人材活躍支援事業費	△ 500	32,500	事業費の確定に伴う補正である。
第2目	職業能力開発費	△ 309,178	1,107,114	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 258,767		(1) 報酬 △ 4,170
	寄附金	△ 1,922		(3) 職員手当等 △ 3,641
	使用料及び手数料	△ 11,499		(4) 共済費 △ 875
	諸収入	△ 4,406		(7) 報償費 △ 5,064
	財産収入	62		(8) 旅費 △ 9,400
	県債	△ 2,000		(10) 需用費 △ 7,893
	一般歳入	△ 30,646		(11) 役務費 △ 1,251
				(12) 委託料 △ 212,234
				(13) 使用料及び賃借料 △ 434
				(18) 負担金、補助及び交付金 △ 64,216
(1)	専門校等運営指導事業費	△ 70,600	520,224	
ア	職業能力開発総合推進事業費	△ 18,612	240,188	事業費の確定に伴う補正である。
イ	技術専門校障害者再就職支援事業費	△ 39,271	56,306	事業費の確定に伴う補正である。
ウ	定住外国人職業能力開発推進事業費	△ 1,757	8,443	事業費の確定に伴う補正である。
エ	デジタル化等促進職業訓練事業費	△ 4,289	13,235	事業費の確定に伴う補正である。
オ	離職者のITスキル向上支援事業費	△ 1,021	31,979	事業費の確定に伴う補正である。
カ	工科短期大学校等施設改修事業費	△ 4,015	16,985	事業費の確定に伴う補正である。
キ	工科短期大学校等施設整備事業費	△ 1,635	55,383	事業費の確定に伴う補正である。
(2)	離職者等再就職支援事業費	△ 172,379	247,234	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(3) 認定訓練事業費助成	△ 23,982	127,900	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(4) 技能評価向上推進費	△ 3,394	130,266	
ア 技能の場力強化事業費	△ 2,395	20,605	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
イ 外国人技能者育成支援事業費	△ 40	9,260	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 職業能力開発協会事業費助成	△ 959	97,641	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(5) 職業訓練手当支給事業費	△ 38,823	81,490	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
第 4 項 商工業費	△ 415,506	21,200,986	
第 1 目 商工業費	△ 415,506	21,200,986	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	225,409		(1) 報酬 △ 931
使用料及び手数料	△ 12,372		(3) 職員手当等 △ 1,448
諸収入	△ 69,899		(4) 共済費 △ 3,016
財産収入	14,084		(7) 報償費 △ 893
繰入金	△ 296,379		(8) 旅費 △ 6,532
県債	△ 5,000		(10) 需用費 △ 51,812
一般歳入	△ 271,349		(11) 役務費 △ 5,289
			(12) 委託料 △ 90,125
			(13) 使用料及び賃借料 △ 4,103
			(14) 工事請負費 △ 178,930
			(17) 備品購入費 △ 14,058
			(18) 負担金、補助及び交付金 21,687
			(21) 補償、補填及び賠償金 △ 40,613
			(24) 積立金 14,000
			(26) 公課費 △ 6
			(27) 繰出金 △ 53,437
(1) 商工業総合振興対策費	△ 822	46,340	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 中小企業等新事業展開促進事業費助成	△ 12,141	187,859	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(3) ふじのくに安全・安心認証(飲食店)制度促進事業費	△ 23,020	6,980	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 被災中小企業再建支援事業費助成	△ 171,476	158,524	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(5) 工業技術研究費	△ 277,383	1,310,055	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ア 管理運営費	△ 195,327	1,085,677	
（ア）工業技術研究所管理運営費	△ 4,153	442,079	事業費の確定に伴う補正である。
（イ）工業技術研究所庁舎等維持補修費	△ 191,174	643,598	事業費の確定に伴う補正である。
イ 試験研究費	△ 82,056	224,378	
（ア）工業技術研究所試験研究費	△ 13,085	29,555	事業費の確定に伴う補正である。
（イ）工業技術研究所公募競争型資金活用研究事業費	△ 51,335	1,646	事業費の確定に伴う補正である。
（ウ）工業技術研究所依頼試験費	△ 3,578	62,364	事業費の確定に伴う補正である。
（エ）工業技術研究所研究機器等整備事業費	△ 14,058	913	事業費の確定に伴う補正である。
（ 6）産業経済会館管理運営費	2,148	13,967	光熱費高騰の影響等に伴う補正である。
（ 7）計量検定所費	△ 485	16,985	事業費の確定に伴う補正である。
（ 8）企業立地対策費	970,001	7,712,118	
ア 企業立地促進強化事業費	△ 2,999	22,118	事業費の確定に伴う補正である。
イ 新規産業立地事業費助成	680,000	5,780,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
ウ 地域産業立地事業費助成	210,000	1,510,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
エ 工業用地安定供給促進事業費助成	△ 22,000	35,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
オ 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費助成	115,000	365,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
カ 実証フィールド調査事業費	△ 10,000	0	事業費の確定に伴う補正である。
（ 9）中小企業国際化推進費	△ 10,580	70,520	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ア 海外ビジネス支援事業費助成	△ 1,200	1,800	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
イ 海外展開コンサルティング事業費助成	1,200	4,200	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
ウ 県内企業国際化支援事業費助成	△ 79	19,525	事業費の確定に伴う補正である。
エ 海外経済交流促進事業費	△ 179	31,981	事業費の確定に伴う補正である。
オ 海外成長力活用強化事業費	△ 350	3,376	事業費の確定に伴う補正である。
カ 浜松内陸コンテナ基地修繕費	△ 9,972	4,838	事業費の確定に伴う補正である。
(10) 中小企業向制度融資促進費	△ 584,776	8,120,201	
ア 中小企業向制度融資促進費助成	△ 558,163	7,909,814	利子補給金額の確定に伴う補正である。
イ 信用保証協会損失補償費	△ 40,613	137,387	損失補償額の確定に伴う補正である。
ウ 中小企業緊急金融支援基金積立金	14,000	14,000	経済変動対策貸付（新型コロナウイルス感染症対応枠）に係る利子補給に要する経費に充てるため、運用益を基金に積み立てる。
(11) 産業成長促進費助成	△ 5,211	42,265	利子補給金額の確定に伴う補正である。
(12) 中小企業保証支援事業費助成	7,000	67,000	補助対象事業費の確定及び令和5年6月の大雨等に伴う中小企業災害対策資金に係る信用保証料の軽減に要する経費の補正である。
(13) 中小企業高度化資金貸付事業等特別会計繰出金	△ 53,437	50,060	繰出金額の確定に伴う補正である。
(14) 中小企業経営力強化支援事業費	△ 171,482	2,969,618	
ア 小規模事業経営支援事業費	△ 161,784	2,649,016	
(ア) 小規模事業経営支援事業費助成	△ 122,284	2,339,516	補助対象事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(イ) 小規模企業経営力向上 支援事業費助成	△ 39,500	309,500	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
イ 中小企業連携組織対策 事業費助成	△ 3,698	226,502	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
ウ 事業承継推進事業費	△ 5,900	9,100	事業費の確定に伴う補正である。
エ B C P 緊急普及促進事 業費助成	△ 100	7,300	事業費の確定に伴う補正である。
(15) 創業・経営革新推進費	△ 69,200	226,300	
ア 経営革新計画促進事業 費助成	△ 69,200	180,800	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(16) 地場産品魅力発信事業 費助成	△ 1,000	7,000	事業費の確定に伴う補正である。
(17) 電気保安推進指導事業 費	△ 4,009	5,256	事業費の確定に伴う補正である。
(18) 商業振興対策費	△ 9,633	10,567	
ア 魅力ある買い物環境づ くり支援事業費助成	△ 4,700	2,600	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
イ 店舗のデジタル化サポ ート事業費	△ 433	167	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 地域商業機能複合化推 進事業費助成	△ 4,500	0	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
第 5 項 農業費	△ 577,598	13,112,642	
第 1 目 農業費	△ 481,581	8,451,148	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 1,036,856		(1) 報酬 △ 1,201
寄附金	1,000		(3) 職員手当等 △ 1,629
使用料及び手数料	△ 4,027		(4) 共済費 △ 1,343
諸収入	△ 52,838		(7) 報償費 △ 1,420
財産収入	8,635		(8) 旅費 △ 7,671
繰入金	△ 55,771		(10) 需用費 △ 94,663
県債	770,000		(11) 役務費 △ 12,954
一般歳入	△ 111,724		(12) 委託料 △ 39,079
			(13) 使用料及び賃借料 △ 5,670
			(14) 工事請負費 1,441,961
			(17) 備品購入費 162,523
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 1,870,711

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(21) 補償、補填及び賠償金 △ 49,797 (24) 積立金 109 (26) 公課費 △ 36
(1) 農業戦略対策費	153,973	4,182,190	
ア 強い農業づくり対策費	△ 1,276,573	771,606	
(ア) 強い農業・担い手づくり総合支援交付金	△ 1,275,883	437,731	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 産地パワーアップ事業費助成	△ 690	333,875	事業費の確定に伴う補正である。
イ 農業用ハウス強靱化緊急対策事業費助成	△ 11,000	0	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
ウ 先端農業推進費	△ 12,702	305,111	
(ア) 先端農業プロジェクト推進事業費	△ 2,957	190,929	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 次世代栽培研究拠点研究費	△ 3,228	35,672	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 先端農業推進拠点庁舎管理費	△ 6,164	77,437	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 次世代栽培研究拠点管理運営費	△ 353	1,073	事業費の確定に伴う補正である。
エ スマート農業実装化支援事業費	△ 63,000	4,000	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
オ 農林畜産技術研究開発関連事業費	1,517,248	3,009,086	
(ア) 農林畜産技術研究所管理運営費	△ 1,435	167,895	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 農林畜産技術研究所庁舎管理費	3,224	180,876	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 農林畜産技術研究所試験研究費	△ 18,287	233,898	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 農林畜産技術研究所公募競争型資金活用研究事業費	△ 85,510	23,204	国庫支出金の決定等に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
(オ)	農林畜産技術研究所研究機器等整備事業費	△ 30,243	16,000	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
(カ)	農林畜産技術研究所施設備品等整備事業費	△ 3,311	7,005	事業費の確定に伴う補正である。
(キ)	農林技術研究所茶業研究センター施設整備事業費	1,720,000	2,213,000	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 845,806千円) 茶業振興の研究開発拠点として必要な機能を備えた施設・設備の整備を行う。
(ク)	地域バイオマス利活用施設整備事業費	△ 67,190	8,810	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
(2)	農業ビジネス対策費	△ 452,154	1,764,688	
ア	担い手対策費	△ 217,692	561,459	
(ア)	農を支える元気な担い手支援事業費	△ 3,173	23,527	事業費の確定に伴う補正である。
(イ)	新規就農者育成総合対策事業費助成	△ 214,519	534,932	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
イ	農業コンサルティング推進事業費助成	△ 8,000	12,000	事業費の確定に伴う補正である。
ウ	農林環境専門職大学関連事業費	△ 61,473	541,333	
(ア)	農林環境専門職大学管理運営費	△ 41,815	370,185	事業費の確定に伴う補正である。
(イ)	農林環境専門職大学公募競争型資金活用研究事業費	△ 19,658	10,448	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
エ	女性が拓く未来の農業推進事業費	△ 2,134	1,966	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
オ	経営基盤強化推進費	△ 147,381	547,132	
(ア)	農業委員会等活動強化事業費助成	△ 51,809	230,970	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(イ)	農地集積・集約化推進事業費助成	△ 21,193	211,991	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(ウ)	人・農地プラン推進事業費助成	△ 74,400	46,150	補助対象事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(エ) 茶園集積推進事業費助成	△ 59	6,421	事業費の確定に伴う補正である。
(オ) 静岡県農業構造改革支援基金積立金	80	100	基金運用益の確定に伴う補正である。
カ 農業振興資金利子補給金	△ 15,474	84,826	利子補給金額の確定に伴う補正である。
(3) 食と農の振興対策費	△ 67,978	668,114	
ア 中山間地域等直接支払事業費助成	△ 9,677	157,088	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
イ 鳥獣被害防止総合対策事業費助成	△ 59,000	150,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
ウ 食と農の輪推進事業費	△ 7,092	5,948	事業費の確定に伴う補正である。
エ 農業における環境負荷低減推進事業費	△ 5,714	34,086	事業費の確定に伴う補正である。
オ GAP推進事業費	△ 3,130	13,187	事業費の確定に伴う補正である。
カ 環境保全型農業直接支払事業費助成	△ 4,039	39,362	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
キ 山村振興等農林漁業特別対策事業費助成	△ 10,300	0	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ク 県単独農林業振興事業費助成	△ 26	2,858	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
ケ 重要病害虫対策事業費	31,000	157,000	重要病害虫対策の実施に伴う補正である。
(4) 茶業振興対策費	△ 32,679	356,781	
ア ChaOIプロジェクト推進事業費	△ 20,023	139,277	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
イ 新・しずおか茶グローバル戦略推進事業費	△ 992	22,008	事業費の確定に伴う補正である。
ウ ふじのくに茶の都ミュージアム管理運営事業費	△ 11,664	176,536	事業費の確定に伴う補正である。
(5) 農芸振興対策費	△ 82,743	1,479,375	
ア 米麦等生産対策事業費	△ 35,561	35,056	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(ア) 水田農業構造改革対策推進事業費	△ 264	856	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 水田農業経営所得安定対策推進事業費助成	△ 15,297	34,200	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 水田麦・大豆産地生産性向上事業費助成	△ 20,000	0	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 県育成みかん春しずかブランド構築事業費	△ 78	722	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
ウ 農芸品品質管理高度化促進事業費助成	△ 42,000	58,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
エ 野菜価格安定対策事業費助成	50,836	57,436	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
オ 次世代施設園芸デジタル化支援事業費助成	△ 13,472	10,528	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
カ 花き生産振興等対策費	△ 40,468	714,333	
(ア) 「花の都」新しい生活様式対応需要拡大事業費	△ 3,540	23,460	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 浜名湖花博開催記念基金積立金	29	30	基金運用益の確定に伴う補正である。
(ウ) 浜名湖花博20周年記念事業開催事業費	△ 36,957	690,843	事業費の確定に伴う補正である。
キ 持続的農業経営支援事業費助成	△ 2,000	98,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 畜産業費	△ 96,017	4,661,494	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 104,319		(1) 報酬 19
諸収入	716		(8) 旅費 305
県債	△ 3,000		(10) 需用費 △ 45,151
一般歳入	10,586		(11) 役務費 128
			(12) 委託料 △ 19,507
			(13) 使用料及び賃借料 △ 325
			(14) 工事請負費 44,912
			(17) 備品購入費 △ 1,859
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 74,539
(1) 畜産振興対策費	△ 45,124	4,359,680	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ア 畜産振興対策事業費助成	△ 7,877	87,057	事業費の確定に伴う補正である。
イ 畜産物価格安定対策事業費助成	△ 1,286	14,014	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
ウ 食肉センター再編整備事業費	35,039	588,039	事業費の確定に伴う補正である。
エ 畜産競争力強化対策整備事業費助成	73,000	80,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。
オ 家畜用飼料価格高騰対策緊急支援事業費	△ 144,000	1,700,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(2) 家畜衛生対策費	△ 50,893	301,814	
ア 畜産業振興総合推進費	△ 284	45,090	事業費の確定に伴う補正である。
イ 家畜衛生検査機器整備事業費	△ 1,859	3,802	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 特定家畜伝染病対策事業費	△ 2,806	65,566	国庫支出金の決定に伴う補正である。
エ 豚熱防疫体制強化事業費	△ 7,140	130,160	事業費の確定に伴う補正である。
オ 豚熱ワクチン接種防疫体制事業費	△ 38,804	57,196	事業費の確定に伴う補正である。
第 6 項 農地費	△ 3,114,096	18,822,378	
第 1 目 農地費	△ 2,946,089	17,907,385	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 628,214		(1) 報酬 △ 732
分担金及び負担金	△ 56,566		(2) 給料 45,011
諸収入	△ 2,112,994		(3) 職員手当等 39,189
財産収入	△ 270		(4) 共済費 12,272
繰入金	270		(7) 報償費 △ 438
県債	△ 121,000		(8) 旅費 2,633
一般歳入	△ 27,315		(10) 需用費 8,579
			(11) 役務費 50
			(12) 委託料 △ 24,549
			(13) 使用料及び賃借料 5,386
			(14) 工事請負費 △ 503,583
			(16) 公有財産購入費 △ 9,627
			(17) 備品購入費 3,110
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 432,940

科	目	補正額	現計額	説明
				(21) 補償、補填及び賠償金 △ 2,090,383 (22) 償還金、利子及び割引料 △ 59 (26) 公課費 △ 8
(1)	農地計画費	△ 79,921	1,025,749	
ア	農業農村整備事業調査 計画策定費	△ 5,567	440,110	
(ア)	県単独農業農村整備調 査費	18,263	385,263	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。
(イ)	農地・農業用水路等資 源保全管理推進事業費 助成	△ 23,000	54,777	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(ウ)	国庫委託土地改良調査 費	△ 830	70	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ	農村整備関連事業計画 策定費	129,285	212,285	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ	国土調査費助成	△ 196,239	352,754	国庫支出金の決定に伴う補正である。
エ	内陸フロンティア企業 誘致促進農業基盤整備 事業費	△ 7,400	20,600	事業費の確定に伴う補正である。
(2)	農地整備費	△ 2,532,424	10,179,831	
ア	県営基幹農業水利施 設機能保全向上対策事 業費	299,088	3,764,088	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ	農業地域生産力強化整 備事業費	△ 714,552	5,419,448	
(ア)	県営農業地域生産力強 化整備事業費	△ 667,515	5,139,981	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(イ)	団体営農業地域生産力 強化整備事業費助成	△ 47,037	279,467	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ	土地改良事業管理費	△ 41	184,238	
(ア)	土地改良施設管理運営 費	△ 192	9,855	事業費の確定に伴う補正である。
(イ)	基幹水利施設管理事業 費助成	210	109,194	国庫支出金の決定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(ウ) 大井川用水施設使用料負担金	△ 59	1,641	事業費の確定に伴う補正である。
エ 県単独農業基盤整備事業費	△ 10,863	739,137	
(ア) 県単独農業農村整備事業費助成	△ 14,863	505,137	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。
(イ) 農地防災ダム浚渫事業費	4,000	234,000	事業費の確定に伴う補正である。
オ 土地改良事業指導推進費	△ 2,100,256	16,720	
(ア) 土地改良事業推進対策費助成	△ 13,000	14,006	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 換地清算金	△ 2,087,256	284	事業費の確定に伴う補正である。
カ 農業水利施設電力価格高騰対策緊急支援事業費助成	△ 5,800	6,200	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(3) 農地保全費	△ 332,733	6,663,136	
ア 農村地域整備事業費	△ 305,781	1,774,219	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 農地・農村防災対策事業費	394,385	2,612,385	
(ア) 県営農地・農村防災対策事業費	409,931	2,440,481	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(イ) 団体営農地・農村防災対策事業費助成	△ 15,546	171,904	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ 県単独農地整備事業費助成	△ 10,322	49,747	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。
エ 県営東富士演習場地区土地改良事業費	△ 362,651	1,546,349	国庫支出金の決定に伴う補正である。
オ 団体営東富士演習場地区土地改良事業費	1,932	262,932	国庫支出金の決定に伴う補正である。
カ ふじのくに美しく品格のある邑づくり推進事業費	0	32,800	財源更正に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
キ 多面的機能支払助成	△ 50,296	384,704	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。
(4) 農地利用管理事務費	△ 1,011	38,669	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
第 2 目 国直轄事業費等負担金	△ 168,007	914,993	
(財源内訳)			(節内訳)
分担金及び負担金	△ 2		(18) 負担金、補助及び交付金 △ 168,007
県債	△ 153,000		
一般歳入	△ 15,005		
(1) 国直轄等農業用水事業 費負担金	△ 168,007	914,993	国直轄事業等の県負担額の決定に伴う補正である。
第 7 項 森林・林業費	△ 1,412,669	11,135,724	
第 1 目 森林・林業費	△ 1,171,838	10,511,555	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 1,008,261		(1) 報酬 △ 676
分担金及び負担金	△ 9,861		(2) 給料 19,554
諸収入	△ 149		(3) 職員手当等 12,250
財産収入	△ 525		(4) 共済費 5,811
繰入金	△ 187,064		(7) 報償費 △ 51
県債	70,000		(8) 旅費 3,808
一般歳入	△ 35,978		(10) 需用費 12,859
			(11) 役務費 △ 2,336
			(12) 委託料 △ 205,875
			(13) 使用料及び賃借料 △ 9,018
			(14) 工事請負費 144,166
			(17) 備品購入費 △ 672
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 1,141,657
			(21) 補償、補填及び賠償金 △ 11,567
			(24) 積立金 1,542
			(26) 公課費 24
(1) 森林計画費	△ 934,978	3,068,948	
ア 森林計画事業費	△ 766,978	2,063,948	
(ア) 森林整備事務費	△ 3,690	50,571	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 森林・林業関係団体事 業費助成	△ 200	17,760	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 次世代林業基盤づくり 交付金事業費	△ 993,690	613,810	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(エ) 農山漁村地域整備交付 金事業費(森林)	281,067	1,016,067	国庫支出金の決定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(オ) 県単独森林整備事業費助成	△ 2,000	24,843	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(カ) 市町森林整備実施体制等支援事業費	△ 9,000	35,925	事業費の確定に伴う補正である。
(キ) FAOIプロジェクト推進事業費	△ 39,465	95,535	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 森の力再生事業費	△ 168,000	1,005,000	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。
(2) 林業振興費	△ 27,360	342,605	
ア 林業人材等育成推進費	△ 19,432	110,430	
(ア) 林業を支える元気な担い手支援事業費	△ 9,448	3,132	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 原木しいたけ生産力増強対策事業費助成	△ 2,484	33,548	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) ビジネス林業等担い手確保育成事業費	△ 9,000	67,000	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 森林を守り育てる人づくり基金積立金	1,500	1,500	基金運用益の確定に伴う補正である。
イ 林業近代化資金利子補給金	△ 9	0	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
ウ 生産流通支援事業費	△ 7,919	232,175	
(ア) 林業振興総合推進費	△ 2,938	7,056	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 県産材販路拡大事業費	△ 4,981	3,619	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(3) 森林整備費	△ 148,078	2,898,493	
ア 造林事業費	93,328	1,289,354	
(ア) 造林事業費	93,789	1,223,789	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(イ) 県単独森林病虫害獣総合対策事業費	△ 461	28,065	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
イ 路網整備事業費	△ 236,669	1,313,331	
(ア) 県営林道整備事業費	△ 228,000	459,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(イ) 団体営林道事業費	△ 6,056	193,944	国庫支出金の決定に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
	(ウ) 県単独林道事業費	△ 45,613	275,387	事業費の確定等に伴う補正である。
	(エ) 集落間林道整備事業費	46,000	130,000	事業費の確定等に伴う補正である。
	(オ) 中山間地域林業整備事業費(山村道路網整備)	△ 3,000	126,000	事業費の確定等に伴う補正である。
ウ	森林経営事業費	△ 4,737	295,808	
	(ア) 資源循環林地整備事業費	△ 3,083	38,630	事業費の確定に伴う補正である。
	(イ) 森林整備地域活動支援事業費	△ 1,696	1,128	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
	(ウ) 森林整備地域活動支援基金積立金	42	50	基金運用益の確定に伴う補正である。
(4)	森林保全費	△ 61,422	4,201,509	
ア	保安林整備事業費	340,417	586,348	
	(ア) 林地開発許可制度実施事業費	△ 2,177	5,987	事業費の確定等に伴う補正である。
	(イ) 盛土緊急対策事業費(森林)	342,594	564,594	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ	治山事業費	△ 401,839	3,615,161	
	(ア) 治山事業費	95,673	1,819,673	国庫支出金の決定に伴う補正である。
	(イ) 緊急治山事業費	△ 497,125	275,875	国庫支出金の決定に伴う補正である。
	(ウ) 林地崩壊対策事業費	△ 3,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補正である。
	(エ) 県単独治山事業費	2,613	549,613	事業費の確定等に伴う補正である。
	(オ) 県土強靱化対策事業費(治山)	0	450,000	財源更正に伴う補正である。
第 2 目	国直轄事業費負担金	△ 240,831	624,169	
	(財源内訳)			(節内訳)
	県債	△ 216,000		(18) 負担金、補助及び交付金 △ 240,831
	一般歳入	△ 24,831		
(1)	国直轄治山事業費負担金	△ 240,831	624,169	国直轄事業の県負担額の決定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 8 項 水産・海洋費	△ 125,904	1,906,896	
第 1 目 水産・海洋費	△ 124,444	1,898,209	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	16,958		(1) 報酬 △ 12
諸収入	△ 55,224		(2) 給料 189
財産収入	△ 2,489		(3) 職員手当等 △ 39
県債	△ 25,000		(4) 共済費 △ 173
一般歳入	△ 58,689		(7) 報償費 △ 771
			(8) 旅費 △ 4,203
			(10) 需用費 △ 37,742
			(11) 役務費 △ 4,408
			(12) 委託料 △ 23,406
			(13) 使用料及び賃借料 △ 545
			(14) 工事請負費 △ 29,089
			(17) 備品購入費 △ 8,661
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 15,578
			(26) 公課費 △ 6
(1) 職員給与費(委員会事務局人件費)	△ 23	25,998	海区漁業調整委員会事務局職員の人件費の補正である。 ・給料 189 一般職給 189 ・職員手当等 △ 39 扶養手当 △ 202 地域手当 2 通勤手当 18 時間外勤務手当 82 期末手当 △ 2 勤勉手当 63 ・共済費 △ 173 地方職員共済組合等負担金 △ 173
(2) 水産業振興対策費	△ 13,329	707,766	
ア 駿河湾深層水総合利用促進事業費	△ 83	28,508	事業費の確定に伴う補正である。
イ 水産業担い手対策費	△ 1,719	33,435	
(ア) 漁業高等学園管理運営費	△ 1,719	31,464	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 新たな流通体制の構築による水産物の魅力向上事業費	△ 226	2,734	事業費の確定に伴う補正である。
エ 水産業デジタル技術実装促進事業費	△ 817	9,183	事業費の確定に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
オ	水産イノベーション推進事業費助成	△ 30	79,970	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
カ	養殖用配合飼料価格高騰対策緊急支援事業費	△ 10,454	90,546	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(3)	水産流通対策費	△ 5,324	215,904	
ア	水産業活性化総合対策事業費助成	△ 268	5,532	事業費の確定に伴う補正である。
イ	水産業振興資金利子補給金	△ 16,446	140,530	利子補給額の確定等に伴う補正である。
ウ	沿岸漁業漁村振興構造改善事業費助成	8,500	8,500	国の補正予算に伴う配分見込額の補正である。 (国の補正予算分 8,500千円) 地域水産業の競争力を強化するため、製氷施設の整備に対して助成する。
エ	県単独水産業振興事業費助成	2,890	2,890	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(4)	水産資源対策費	△ 39,677	616,453	
ア	水産業振興総合推進費	△ 3,393	51,094	事業費の確定に伴う補正である。
イ	魚介類種苗生産施設運営費	△ 28,370	256,833	事業費の確定に伴う補正である。
ウ	魚介類種苗生産施設整備事業費	△ 6,359	103,641	事業費の確定に伴う補正である。
エ	漁業用公共無線委託費	△ 15	30,598	事業費の確定に伴う補正である。
オ	浜名湖水産資源回復事業費	△ 6	12,994	事業費の確定に伴う補正である。
カ	漁業取締船点検整備費	△ 1,497	66,330	事業費の確定に伴う補正である。
キ	水産資源食害防止対策推進事業費	△ 37	8,963	事業費の確定に伴う補正である。
(5)	水産・海洋技術研究費	△ 66,091	332,088	
ア	管理運営費	△ 18,921	277,961	
(ア)	水産・海洋技術研究所管理運営費	△ 2,137	165,858	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(イ) 水産・海洋技術研究所 庁舎等維持補修費	△ 16,704	90,379	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 水産・海洋技術研究所 浜名湖分場体験学習施設 運営費	△ 80	21,724	事業費の確定に伴う補正である。
イ 試験研究費	△ 47,170	54,127	
(ア) 水産・海洋技術研究所 試験研究費	△ 12,062	52,588	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
(イ) 水産・海洋技術研究所 公募競争型資金活用研 究事業費	△ 26,450	550	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(ウ) 水産・海洋技術研究所 研究機器等整備事業費	△ 8,658	989	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
第 2 目 海区漁業調整委員会費	△ 347	6,721	
(財源内訳) 国庫支出金	654		(節内訳)
一般歳入	△ 1,001		(1) 報酬 △ 347
(1) 海区漁業調整委員会費	△ 347	6,721	
ア 海区漁業調整委員会委員 人件費	△ 347	5,714	海区漁業調整委員会委員の 人件費の補正である。 ・報酬 △ 347
第 3 目 内水面漁場管理委員会 費	△ 1,113	1,966	
(財源内訳) 一般歳入	△ 1,113		(節内訳)
			(1) 報酬 △ 1,004
			(10) 需用費 △ 2
			(13) 使用料及び賃借料 △ 7
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 100
(1) 内水面漁場管理委員会 費	△ 1,113	1,966	
ア 内水面漁場管理委員会 委員人件費	△ 1,004	1,624	内水面漁場管理委員会委員の 人件費の補正である。 ・報酬 △ 1,004
イ 内水面漁場管理委員会 運営費	△ 109	342	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 9 項 労働委員会費	△ 9,955	86,631	
第 1 目 委員会費	△ 7,418	16,071	
(財源内訳) 一般歳入	△ 7,418		(節内訳) (1) 報酬 △ 7,068 (8) 旅費 △ 350
(1) 委員給与費	△ 7,068	14,376	労働委員会委員の person 費の補正である。 ・報酬 △ 7,068
(2) 委員活動費	△ 350	1,695	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 事務局費	△ 2,537	70,560	
(財源内訳) 諸収入 一般歳入	△ 8 △ 2,529		(節内訳) (1) 報酬 5 (2) 給料 △ 249 (3) 職員手当等 △ 1,132 (4) 共済費 95 (8) 旅費 △ 490 (10) 需用費 △ 226 (11) 役務費 △ 510 (18) 負担金、補助及び交付金 △ 30
(1) 職員給与費	△ 1,276	64,477	労働委員会事務局職員の person 費の補正である。 ・給料 △ 249 一般職給 △ 249 ・職員手当等 △ 1,132 扶養手当 △ 508 地域手当 △ 25 住居手当 △ 28 通勤手当 1,305 管理職手当 1 時間外勤務手当 △ 434 期末手当 △ 392 勤勉手当 △ 811 児童手当 △ 240 ・共済費 105 地方職員共済組合等負担金 105
(2) 事務局運営活動費	△ 1,261	6,083	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 9 款 交通基盤費	△ 9,961,143	133,807,461	
第 1 項 交通基盤管理費	△ 1,096,634	6,749,742	
第 1 目 交通基盤総務費	△ 896,581	6,584,591	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	△ 14,703		(2) 給料 △ 510,765
一般歳入	△ 881,878		(3) 職員手当等 △ 294,417
			(4) 共済費 △ 91,399
(1) 職員給与費	△ 896,581	6,584,591	交通基盤部及び収用委員会事務局職員の人件費の補正である。
			・給料 △ 510,765
			一般職給 △ 510,765
			・職員手当等 △ 294,417
			扶養手当 △ 18,679
			地域手当 △ 16,018
			住居手当 △ 19,952
			通勤手当 △ 23,937
			管理職手当 △ 3,151
			特殊勤務手当 688
			時間外勤務手当 △ 269
			期末手当 △ 126,912
			勤勉手当 △ 84,400
			児童手当 △ 1,355
			単身赴任手当 △ 432
			・共済費 △ 91,399
			地方職員共済組合等負担金 △ 91,399
第 2 目 交通基盤企画費	△ 186,522	160,580	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 92,000		(8) 旅費 △ 17
寄附金	639		(10) 需用費 △ 21
財産収入	187		(12) 委託料 △ 187,311
一般歳入	△ 95,348		(18) 負担金、補助及び交付金 1
			(24) 積立金 826
(1) 交通基盤企画行政費	△ 38	1,134	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 空間情報デジタル基盤構築事業費	△ 9,000	111,000	事業費の確定に伴う補正である。
(3) デジタルツイン推進事業費	△ 175,000	25,000	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 県有施設の法定定期点検事業費	△ 3,310	1,320	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(5) 静岡県津波対策施設等 整備基金積立金	826	6,126	静岡県津波対策施設等整備寄附金の収入の見込みによる基金の積立額の補正である。
第 3 目 収用委員会費	△ 13,531	4,571	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	△ 4,549		(1) 報酬 △ 7,105
一般歳入	△ 8,982		(7) 報償費 △ 44
			(8) 旅費 △ 1,047
			(10) 需用費 △ 207
			(11) 役務費 △ 4,954
			(13) 使用料及び賃借料 △ 174
(1) 収用委員会費(人件費)	△ 7,105	2,909	収用委員会委員の人件費の補正である。 ・報酬 △ 7,105
(2) 収用委員会運営事業費	△ 6,426	1,662	収用委員会の運営に要する経費の補正である。
第 2 項 建設経済費	△ 6,582	95,184	
第 1 目 建設経済費	△ 6,582	95,184	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	21		(8) 旅費 △ 308
寄附金	130		(10) 需用費 △ 102
使用料及び手数料	△ 4,289		(11) 役務費 △ 354
諸収入	△ 800		(12) 委託料 △ 5,630
財産収入	△ 322		(13) 使用料及び賃借料 △ 188
一般歳入	△ 1,322		
(1) 建設業指導管理事業費	△ 140	30,460	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 建設産業担い手確保・ 生産性向上支援事業費	△ 1,823	5,477	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 公共用地対策事業費	△ 4,619	4,606	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 項 建築管理費	△ 5,621	49,252	
第 1 目 建築費	△ 5,621	49,252	
(財源内訳)			(節内訳)
一般歳入	△ 5,621		(8) 旅費 △ 504
			(10) 需用費 △ 499
			(11) 役務費 △ 68
			(12) 委託料 △ 4,486
			(13) 使用料及び賃借料 △ 64
(1) 建築推進事業費	△ 1,135	18,738	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(2) 県有建築物ZEB化推進事業費	△ 4,486	30,514	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 項 道路費	△ 2,094,345	49,731,073	
第 1 目 道路橋りょう維持管理費	151,878	7,278,696	
(財源内訳)			(節内訳)
使用料及び手数料	△ 37		(1) 報酬 △ 121
諸収入	3,289		(7) 報償費 36
県債	32,000		(8) 旅費 △ 15
一般歳入	116,626		(10) 需用費 △ 9
			(11) 役務費 △ 10
			(12) 委託料 152,000
			(13) 使用料及び賃借料 △ 3
(1) 道路行政費	△ 122	1,696	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 道路等維持修繕費	152,000	6,557,000	
ア 道路維持費	152,000	3,234,683	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 道路橋りょう新設改良費	△ 699,589	37,571,011	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 139,296		(2) 給料 121,713
分担金及び負担金	10,502		(3) 職員手当等 62,633
諸収入	△ 108,450		(4) 共済費 33,207
県債	△ 298,000		(7) 報償費 △ 55
一般歳入	△ 164,345		(8) 旅費 △ 646
			(10) 需用費 △ 4,416
			(11) 役務費 △ 3,027
			(12) 委託料 △ 52,963
			(13) 使用料及び賃借料 △ 2,536
			(14) 工事請負費 △ 554,249
			(16) 公有財産購入費 5,087
			(17) 備品購入費 △ 524
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 264,128
			(21) 補償、補填及び賠償金 △ 39,649
			(26) 公課費 △ 36
(1) 道路関係国庫補助事業費	934,613	14,346,613	
ア 道路改良費	114,400	2,030,388	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 橋りょう改築費	123,000	483,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ウ 電線共同溝整備	22,935	457,735	国庫支出金の決定に伴う補正である。
エ 舗装新設	△ 27,640	0	国庫支出金の決定に伴う補正である。
オ 長寿命化対策	974,896	10,848,318	国庫支出金の決定に伴う補正である。
カ 災害防除費	△ 258,800	471,450	国庫支出金の決定に伴う補正である。
キ 交通安全施設整備費	125	32,025	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ク 交通調査費	△ 17,400	18,600	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ケ 市町指導監督事務費	3,097	5,097	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) 社会資本整備総合交付金事業費 (道路)	△ 991,025	11,331,975	
ア 道路改築費	22,591	5,697,374	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 橋りょう改築費	1,119,716	2,438,456	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ 基幹市町道整備費	△ 382,800	0	国庫支出金の決定に伴う補正である。
エ 道路補修費	△ 968,684	598,516	国庫支出金の決定に伴う補正である。
オ 災害防除費	△ 207,300	294,435	国庫支出金の決定に伴う補正である。
カ 交通安全施設整備費	21,532	972,794	国庫支出金の決定に伴う補正である。
キ 長寿命化対策	△ 571,331	1,326,149	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ク 効果促進事業	△ 10,000	0	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ケ 市町指導監督事務費	△ 14,749	4,251	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(3) 道路等災害関連事業費	△ 213,900	86,100	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(4) 県単独道路整備事業費	△ 123,200	1,884,800	
ア 道路改築費	△ 8,200	1,207,800	事業費の確定に伴う補正である。
イ 建設発生土処分地整備費	△ 8,000	62,000	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 災害防除費	△ 4,000	159,000	事業費の確定に伴う補正である。
エ 道路施設震災対策費	△ 103,000	378,000	事業費の確定に伴う補正である。
(5) 県単独交通安全施設整備事業費	△ 28,800	1,458,200	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ア 施設整備費	△ 28,800	561,200	事業費の確定に伴う補正である。
(6) “人・地域をつなぐ道” 緊急対策事業費	0	2,500,000	財源更正に伴う補正である。
(7) 緊急交通安全対策事業 費	0	1,000,000	財源更正に伴う補正である。
(8) 地震・津波対策促進費 交付金	△ 264,128	2,451,872	事業費の確定に伴う補正である。
(9) 道路関係受託事業費	△ 13,149	6,851	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 目 国直轄事業費負担金	△ 1,546,634	4,881,366	
(財源内訳)			(節内訳)
県債	△ 1,392,000		(18) 負担金、補助及び交付金 △ 1,546,634
一般歳入	△ 154,634		
(1) 国直轄道路事業費負担 金	△ 1,546,634	4,881,366	国直轄事業の県負担額の決定に伴う補正である。
ア 改築費	△ 1,737,800	4,031,200	
イ 交通安全施設整備費	135,666	777,666	
(ア) 交通安全施設一種	49,666	379,666	
(イ) 交通安全施設二種	86,000	398,000	
ウ 電線共同溝	55,500	72,500	
第 5 項 河川砂防費	△ 4,252,163	50,099,665	
第 1 目 河川砂防管理費	△ 100	918,655	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	148		(8) 旅費 △ 165
使用料及び手数料	△ 217		(10) 需用費 105
一般歳入	△ 31		(11) 役務費 △ 8
			(13) 使用料及び賃借料 △ 32
(1) 河川行政費	△ 69	3,333	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 砂防管理費	△ 31	2,422	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 河川改良費	△ 2,094,201	27,038,752	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 771,873		(1) 報酬 △ 1,986

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
分担金及び負担金	△ 5,700		(2) 給料 219,401
諸収入	△ 387,586		(3) 職員手当等 109,018
県債	10,000		(4) 共済費 60,457
一般歳入	△ 939,042		(7) 報償費 △ 61
			(8) 旅費 △ 4,050
			(10) 需用費 △ 22,584
			(11) 役務費 △ 18,610
			(12) 委託料 △ 504,005
			(13) 使用料及び賃借料 △ 10,326
			(14) 工事請負費 △ 1,908,291
			(16) 公有財産購入費 △ 4,749
			(17) 備品購入費 △ 86
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 11,090
			(21) 補償、補填及び賠償金 2,765
			(26) 公課費 △ 4
(1) 河川関係国庫補助事業費	△ 1,014,878	5,069,122	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) 社会資本整備総合交付金事業費(河川)	△ 361,137	10,244,863	
ア 広域河川改修費	18,301	2,637,301	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 都市基盤河川改修費	△ 5,000	5,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ 総合治水対策特定河川事業費	△ 525,000	0	国庫支出金の決定に伴う補正である。
エ 地震・高潮対策河川事業費	△ 212,100	903,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。
オ 流域貯留浸透事業費	128,362	159,862	国庫支出金の決定に伴う補正である。
カ 総合流域防災事業費	174,300	6,479,700	国庫支出金の決定に伴う補正である。
キ 効果促進事業費	60,000	60,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(3) 河川等災害関連事業費	△ 795,241	209,759	
ア 災害関連費	△ 701,641	209,759	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 特定関連費	△ 93,600	0	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(4) 演習場地区河川事業費	104,277	256,277	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(5) 県単独河川事業費	0	4,403,100	財源更正に伴う補正である。
(6) 河川管理権限移譲費助成	0	24,666	財源更正に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(7) 太田川ダム管理用発電 設備運用事業費	△ 5,644	16,356	事業費の確定に伴う補正である。
(8) 河川・海岸管理DX推 進事業費	△ 12,000	48,000	事業費の確定に伴う補正である。
(9) 緊急河川災害対策事業 費	△ 9,578	690,422	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 目 海岸費	△ 977,342	3,311,778	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	19,233		(1) 報酬 △ 6,253
諸収入	△ 1,018,675		(2) 給料 22,325
県債	20,000		(3) 職員手当等 9,479
一般歳入	2,100		(4) 共済費 4,784
			(7) 報償費 △ 7
			(8) 旅費 △ 109
			(10) 需用費 △ 1,677
			(11) 役務費 △ 557
			(12) 委託料 1,418
			(14) 工事請負費 △ 1,006,746
			(21) 補償、補填及び賠償金 1
(1) 海岸関係国庫補助事業 費	△ 10,500	713,500	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) 社会資本整備総合交付 金事業費(海岸)	42,600	1,801,600	
ア 高潮対策費	94,500	1,484,500	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 侵食対策費	42,000	189,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ 津波・高潮危機管理対 策費	△ 93,900	128,100	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(3) 「静岡モデル」防潮堤 整備促進事業費	△ 1,008,675	362,170	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 海岸漂着物等対策事業 費(景観保全)	△ 767	7,133	国庫支出金の決定に伴う補正である。
第 4 目 砂防費	△ 747,442	11,465,558	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 442,298		(1) 報酬 △ 3,785
分担金及び負担金	4,180		(2) 給料 87,481
県債	△ 385,000		(3) 職員手当等 41,401
一般歳入	75,676		(4) 共済費 23,762

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(8) 旅費 △ 9,209 (10) 需用費 △ 43,667 (11) 役務費 △ 30,515 (12) 委託料 △ 10,169 (13) 使用料及び賃借料 △ 11,033 (14) 工事請負費 △ 840,251 (16) 公有財産購入費 △ 80 (17) 備品購入費 55 (18) 負担金、補助及び交付金 49,998 (21) 補償、補填及び賠償金 △ 1,430
(1) 砂防関係国庫補助事業費	154,750	1,652,750	
ア 通常砂防費	138,999	493,550	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 火山砂防費	△ 39,900	52,500	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ 地すべり対策費	△ 80,850	132,300	国庫支出金の決定に伴う補正である。
エ 急傾斜地崩壊対策費	95,551	279,300	国庫支出金の決定に伴う補正である。
オ 砂防メンテナンス事業費	40,950	695,100	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) 社会資本整備総合交付金事業費(砂防)	245,360	5,582,360	
ア 通常砂防費	215,300	1,263,535	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 火山砂防費	54,750	270,900	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ 火山噴火緊急減災対策費	△ 6,300	15,750	国庫支出金の決定に伴う補正である。
エ 地すべり対策費	△ 106,050	153,825	国庫支出金の決定に伴う補正である。
オ 急傾斜地崩壊対策費	44,445	2,068,635	国庫支出金の決定に伴う補正である。
カ 総合流域防災事業費	46,015	1,809,715	国庫支出金の決定に伴う補正である。
キ 効果促進事業費	△ 2,800	0	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(3) 砂防等災害関連緊急事業費	△ 1,154,854	660,146	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(4) 演習場地区砂防事業費	32,302	80,302	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(5) 県単独砂防事業費	△ 50,000	1,215,000	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(6) 急傾斜地崩壊対策費助成	50,000	170,000	事業費の確定に伴う補正である。
(7) 砂防管理DX推進事業費	△ 25,000	25,000	事業費の確定に伴う補正である。
(8) 豪雨等災害対策緊急事業費(砂防)	0	900,000	財源更正に伴う補正である。
第 5 目 農林地すべり対策費	△ 66,035	1,684,965	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 41,886		(2) 給料 10,385
県債	△ 22,000		(3) 職員手当等 6,561
一般歳入	△ 2,149		(4) 共済費 2,991
			(8) 旅費 △ 77
			(10) 需用費 △ 69
			(11) 役務費 △ 330
			(12) 委託料 △ 9,092
			(13) 使用料及び賃借料 △ 833
			(14) 工事請負費 △ 73,901
			(16) 公有財産購入費 △ 92
			(17) 備品購入費 △ 35
			(21) 補償、補填及び賠償金 △ 1,543
(1) 農地地すべり対策事業費	21,150	423,150	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) 災害関連緊急農地地すべり対策事業費	△ 23,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補正である。
(3) 治山地すべり防止事業費	815	280,815	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(4) 災害関連緊急治山地すべり防止事業費	△ 65,000	844,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。
第 6 目 国直轄事業費負担金	△ 367,043	5,679,957	
(財源内訳)			(節内訳)
県債	△ 333,000		(18) 負担金、補助及び交付金 △ 367,043
一般歳入	△ 34,043		
(1) 国直轄河川事業費負担金	△ 12,810	2,013,190	国直轄事業の県負担額の決定に伴う補正である。
(2) 国直轄海岸事業費負担金	△ 307,232	748,768	国直轄事業の県負担額の決定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(3) 国直轄砂防事業費負担金	△ 47,001	2,917,999	国直轄事業の県負担額の決定に伴う補正である。
第 6 項 港湾費	△ 1,302,924	14,948,967	
第 1 目 港湾管理費	△ 9,978	694,309	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	5,563		(1) 報酬 400
分担金及び負担金	△ 1,750		(3) 職員手当等 400
使用料及び手数料	△ 650		(4) 共済費 400
諸収入	△ 1,387		(8) 旅費 290
県債	△ 5,000		(10) 需用費 200
一般歳入	△ 6,754		(11) 役務費 413
			(12) 委託料 △ 4,158
			(13) 使用料及び賃借料 400
			(14) 工事請負費 △ 13,711
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 2,943
			(27) 繰出金 8,331
(1) 港湾統計調査費	△ 2,768	2,104	事業費の確定に伴う補正である。
(2) クルーズ船寄港誘致等 推進事業費	△ 5,043	7,857	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 港湾維持管理費	△ 3,787	467,754	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 清水港等港湾整備事業 特別会計繰出金	8,331	106,331	事業費の確定に伴う補正である。
(5) 港湾局出先機関庁舎等 維持補修費	△ 6,711	71,189	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 港湾建設費	223,588	8,920,888	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	76,680		(2) 給料 19,317
分担金及び負担金	34,635		(3) 職員手当等 9,956
諸収入	△ 64,302		(4) 共済費 5,414
県債	260,000		(8) 旅費 △ 58
一般歳入	△ 83,425		(10) 需用費 5,723
			(11) 役務費 △ 210
			(12) 委託料 △ 22,105
			(14) 工事請負費 205,551
(1) 港湾関係国庫補助事業 費	252,870	2,211,870	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) 港湾海岸関係国庫補助 事業費	500	1,091,500	国庫支出金の決定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(3) 海岸漂着物等対策事業費 (県営事業分)	△ 17,035	19,065	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(4) 社会資本整備総合交付金事業費 (港湾)	△ 24,327	3,914,673	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(5) 港湾災害関連事業費	△ 48,420	9,580	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(6) 県単独港湾整備事業費	0	480,000	財源更正に伴う補正である。
(7) 緊急自然災害防止対策事業費 (港湾)	60,000	700,000	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 目 漁港整備費	△ 507,654	3,305,650	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 261,089		(2) 給料 8,114
分担金及び負担金	△ 11,650		(3) 職員手当等 4,290
使用料及び手数料	△ 2,091		(4) 共済費 1,868
諸収入	△ 207		(8) 旅費 △ 294
県債	△ 112,000		(10) 需用費 △ 33,853
一般歳入	△ 120,617		(11) 役務費 △ 11
			(13) 使用料及び賃借料 △ 6
			(14) 工事請負費 △ 472,796
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 14,966
(1) 漁港管理費	△ 2,298	121,813	
ア 県営漁港管理運営費	△ 798	24,714	事業費の確定に伴う補正である。
イ 県営漁港維持修繕費	△ 1,500	95,302	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 県営漁港等整備費	△ 425,613	2,501,267	
ア 県営漁港整備事業費	△ 426,363	1,686,517	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 県営漁港海岸整備事業費	750	645,750	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ 県単独県営漁港整備事業費	0	169,000	財源更正に伴う補正である。
(3) 市町営漁港等整備費	△ 15,544	232,769	
ア 市町営漁港整備事業費	△ 15,544	143,576	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(4) 農山漁村地域整備交付金事業費 (漁港)	331	288,331	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(5) 漁港災害関連事業費	△ 4,530	21,470	国庫支出金の決定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(6) 緊急自然災害防止対策 事業費 (漁港)	△ 60,000	90,000	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 目 国直轄事業費負担金	△ 1,008,880	2,028,120	(節内訳) (18) 負担金、補助及び交付金 △ 1,008,880
(財源内訳) 分担金及び負担金	△ 152,312		
県債	△ 771,000		
一般歳入	△ 85,568		
(1) 国直轄港湾事業費負担 金	△ 1,008,880	2,028,120	国直轄事業の県負担額の決定に伴う補正である。
第 7 項 都市費	△ 1,202,874	12,133,578	
第 1 目 都市政策費	△ 10,834	156,573	(節内訳)
(財源内訳) 国庫支出金	△ 3,600		(8) 旅費 △ 23
諸収入	△ 3,600		(10) 需用費 △ 6
一般歳入	△ 3,634		(11) 役務費 △ 1
			(12) 委託料 △ 10,800
			(13) 使用料及び賃借料 △ 4
(1) 都市整備推進費 (都市 計画)	△ 23	2,524	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 都市計画調査費	△ 10,800	102,100	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 地価調査費	△ 11	45,981	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 地域交通費	△ 123,822	2,489,052	(節内訳)
(財源内訳) 国庫支出金	△ 31,120		(8) 旅費 △ 62
一般歳入	△ 92,702		(10) 需用費 △ 12
			(13) 使用料及び賃借料 △ 5
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 123,743
(1) 総合交通企画推進費	△ 79	823	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 公共交通対策費	△ 123,743	2,488,229	
ア バス運行対策費助成	△ 45,750	404,250	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
イ 静岡県バス路線維持費 助成	△ 1,525	5,475	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
ウ 市町自主運行バス事業 費助成	△ 33,100	383,500	補助対象事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
エ 鉄道施設緊急耐震対策 事業費助成	△ 11,000	39,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
オ 伊豆地域公共交通網形 成計画推進事業費	△ 3,948	4,252	事業費の確定に伴う補正である。
カ 地域公共交通物価高騰 緊急対策事業費	△ 28,420	379,880	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
第 3 目 市街地整備費	△ 874,881	6,073,713	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 356,700		(1) 報酬 △ 908
分担金及び負担金	△ 82,013		(2) 給料 △ 10,894
諸収入	△ 200,468		(3) 職員手当等 △ 5,622
県債	△ 198,000		(4) 共済費 △ 2,343
一般歳入	△ 37,700		(8) 旅費 △ 501
			(10) 需用費 △ 3,731
			(11) 役務費 △ 2,547
			(12) 委託料 △ 370,678
			(13) 使用料及び賃借料 △ 5,468
			(14) 工事請負費 △ 116,135
			(16) 公有財産購入費 △ 18,885
			(17) 備品購入費 △ 125
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 226,432
			(21) 補償、補填及び賠償金 △ 110,612
(1) 社会資本整備総合交付 金事業費 (区画)	△ 94,360	460,640	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) 市街地再開発事業費助 成	△ 10,138	407,262	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(3) 市町都市計画事業指導 監督事務費	△ 15,967	16,033	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(4) 都市計画街路事業費	△ 352,640	2,719,360	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(5) 社会資本整備総合交付 金事業費 (街路)	△ 235,835	873,165	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(6) 県単独街路整備事業費	89,500	1,271,500	事業費の確定に伴う補正である。
(7) 都市計画街路事業費助 成	△ 89,500	64,500	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(8) 都市高速鉄道高架事業 費 (単独)	△ 165,919	144,081	事業費の確定に伴う補正である。
(9) 都市整備推進事業費	△ 17	2,306	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(10) 景観づくりマネジメント事業費	△ 5	1,263	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 目 生活排水費	△ 57,020	771,672	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 317		(1) 報酬 62
諸収入	△ 6,999		(2) 給料 △ 707
繰入金	△ 21,892		(3) 職員手当等 △ 1,435
県債	△ 1,000		(4) 共済費 △ 228
一般歳入	△ 26,812		(7) 報償費 △ 1,000
			(8) 旅費 △ 4,844
			(10) 需用費 △ 15,271
			(11) 役務費 △ 5,487
			(13) 使用料及び賃借料 △ 5
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 23,317
			(26) 公課費 △ 9
			(27) 繰出金 △ 4,779
(1) 都市整備推進費(下水道)	△ 18	1,530	事業費の確定に伴う補正である。
(2) モンゴル上下水道技術交流事業費	△ 7,000	23,000	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 農山漁村地域整備交付金事業費(農業集落排水)	△ 317	3,683	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 浄化槽整備事業費	△ 23,015	153,133	
ア 浄化槽整備推進事業費	△ 15	133	事業費の確定に伴う補正である。
イ 生活排水改善対策推進事業費助成	△ 23,000	153,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(5) 流域下水道事業総務事務費	△ 21,891	191,748	事業費の確定に伴う補正である。
(6) 流域下水道事業会計繰出金	△ 4,779	389,498	流域下水道事業会計に対する、負担区分に基づく繰出しに要する経費の補正である。
第 5 目 公園緑地費	△ 136,317	2,642,568	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 11,830		(8) 旅費 △ 85
諸収入	94		(10) 需用費 △ 3
県債	△ 43,000		(11) 役務費 △ 4
一般歳入	△ 81,581		(12) 委託料 △ 40,224
			(13) 使用料及び賃借料 △ 1

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(14) 工事請負費 △ 96,000
(1) 都市整備推進費 (公園)	△ 93	4,665	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 都市公園維持管理費	△ 59,830	2,074,497	
ア 都市公園管理運営費	36,170	1,829,197	光熱費高騰の影響等に伴う補正である。
イ 都市公園維持補修費 (修繕)	0	21,300	財源更正に伴う補正である。
ウ 都市公園維持補修費 (整備)	△ 96,000	224,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(3) 公園・緑化推進事業費	0	401,000	財源更正に伴う補正である。
(4) 遠州灘海浜公園 (篠原 地区) 官民連携導入可 能性調査事業費	△ 6,300	23,700	事業費の確定に伴う補正である。
(5) 公園施設中期維持保全 計画事業費	△ 70,094	138,706	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 0 款 警察費	△ 433,845	81,039,811	
第 1 項 警察管理費	△ 385,755	77,689,817	
第 1 目 公安委員会費	△ 2,120	12,613	
(財源内訳) 一般歳入	△ 2,120		(節内訳) (1) 報酬 △ 2,112 (10) 需用費 △ 8
(1) 公安委員会運営事業費	△ 2,120	12,613	公安委員の報酬の補正である。
第 2 目 警察本部費	△ 87,899	66,542,520	
(財源内訳) 国庫支出金 諸収入 財産収入 一般歳入	△ 39,572 7,245 △ 13,924 △ 41,648		(節内訳) (1) 報酬 △ 4,405 (2) 給料 △ 184,278 (3) 職員手当等 9,676 (4) 共済費 136,967 (5) 災害補償費 △ 1,774 (7) 報償費 △ 900 (8) 旅費 67 (10) 需用費 △ 33,050 (11) 役務費 △ 167 (12) 委託料 △ 1,769 (13) 使用料及び賃借料 △ 3,679 (14) 工事請負費 △ 90 (17) 備品購入費 △ 2,069 (18) 負担金、補助及び交付金 △ 3,499 (26) 公課費 1,071
(1) 職員給与費	△ 40,538	64,032,302	警察職員の人件費の補正である。 ・報酬 △ 218 ・給料 △ 184,278 一般職給 △ 184,278 ・職員手当等 10,830 扶養手当 13,571 地域手当 6,756 住居手当 △ 5,684 通勤手当 65,735 管理職手当 2,078 特地勤務手当 △ 3,286 特殊勤務手当 △ 37,711 時間外勤務手当 △ 44,168 休日勤務手当 △ 106,114 夜間勤務手当 43,730 宿日直手当 △ 9,556 期末手当 △ 3,555 勤勉手当 △ 27,172 退職手当 124,637

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			児童手当 △ 8,855 単身赴任手当 △ 3,532 管理職員特別勤務手当 3,956 ・ 共済費 138,665 地方職員共済組合等負担金 143,205 社会保険料 △ 4,540 ・ 災害補償費 △ 1,774 ・ 旅費 △ 264 ・ 負担金、補助及び交付金 △ 3,499
(2) 警察職員健康管理事業費	△ 54	244,741	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 警察装備管理事業費	△ 27,271	346,695	
ア 警察官制服等貸与事業費	△ 30,758	276,813	事業費の確定に伴う補正である。
イ 警察車両等管理事業費	3,487	69,882	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 警察管理運営事業費	△ 16,711	1,439,150	
ア 警察企画管理事業費	△ 10,957	254,300	事業費の確定に伴う補正である。
イ 警察DX推進事業費	△ 3,288	65,948	事業費の確定に伴う補正である。
ウ キャッシュレス決済導入事業費	△ 2,137	4,663	事業費の確定に伴う補正である。
エ 警察署協議会活動推進事業費	511	8,157	事業費の確定に伴う補正である。
オ 警察相談業務推進事業費	△ 24	814	事業費の確定に伴う補正である。
カ 警察電算運営管理事業費	△ 520	1,009,780	事業費の確定に伴う補正である。
キ 共通基盤関連事業費	△ 296	2,004	事業費の確定に伴う補正である。
(5) 生活安全警察管理事業費	△ 281	20,488	
ア 風俗営業許可等事業費	△ 123	9,010	事業費の確定に伴う補正である。
イ 銃砲等所持許可事業費	△ 158	5,558	事業費の確定に伴う補正である。
(6) 地域警察管理事業費	△ 3,044	451,144	
ア 110静岡運営事業費	△ 1,945	378,555	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
イ 民間協力推進事業費	△ 1,099	72,589	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 目 運転免許費	△ 29,443	1,690,239	
(財源内訳)			(節内訳)
使用料及び手数料	33		(8) 旅費 △ 23
財産収入	△ 33		(10) 需用費 △ 24,752
一般歳入	△ 29,443		(11) 役務費 △ 520
			(12) 委託料 △ 325
			(13) 使用料及び賃借料 △ 3,823
(1) 運転免許事業費	△ 29,766	1,040,739	
ア 運転免許試験実施事業費	△ 12,579	440,426	事業費の確定に伴う補正である。
イ 運転免許管理システム整備事業費	△ 16,387	443,013	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 運転免許管理システム共通基盤移行事業費	△ 800	157,300	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 運転者教育事業費	323	649,500	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 目 交通安全対策費	△ 34,371	5,221,304	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 13,612		(10) 需用費 △ 2,323
使用料及び手数料	△ 7,919		(11) 役務費 △ 1,466
諸収入	△ 74,888		(12) 委託料 △ 16,718
県債	△ 11,000		(13) 使用料及び賃借料 △ 1
一般歳入	73,048		(14) 工事請負費 △ 26,439
			(18) 負担金、補助及び交付金 12,576
(1) 交通安全活動推進事業費	10,539	523,375	
ア 交通安全企画事業費	△ 45	6,141	事業費の確定に伴う補正である。
イ 交通安全対策事業費	△ 106	3,883	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 静岡県交通安全指導員設置費助成	12,576	443,576	補助対象経費の確定に伴う補正である。
エ 交通反則通告事業費	△ 1,886	10,510	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 交通安全施設等整備事業費	△ 26,440	4,146,341	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明	
(3) 市街地駐車等対策事業費	△ 16,326	371,217	事業費の確定に伴う補正である。	
(4) 放置駐車対策事業費	△ 2,053	71,962	事業費の確定に伴う補正である。	
(5) 自動車保管場所証明ワ ンストップサービス・ システム整備事業費	△ 91	108,409	事業費の確定に伴う補正である。	
第 5 目 警察施設費	△ 229,457	4,188,831		
(財源内訳)			(節内訳)	
使用料及び手数料	△ 12		(8) 旅費	△ 282
諸収入	1,000		(10) 需用費	△ 17,758
財産収入	△ 2,501		(11) 役務費	△ 622
県債	△ 160,000		(12) 委託料	3,100
一般歳入	△ 67,944		(13) 使用料及び賃借料	△ 8,294
			(14) 工事請負費	△ 205,601
(1) 警察施設管理事業費	△ 190,616	1,548,878		
ア 警察施設管理運営事業費	△ 189,224	1,444,070	事業費の確定に伴う補正である。	
イ 浜松西警察署附属棟改 修事業費	△ 1,392	104,808	事業費の確定に伴う補正である。	
(2) 警察庁舎整備事業費	△ 71,163	1,967,737		
ア 大仁警察署庁舎等建設 事業費	△ 17,139	583,361	事業費の確定に伴う補正である。	
イ 交通管制センター庁舎 等建設事業費	△ 30,744	770,956	事業費の確定に伴う補正である。	
ウ 下田警察署庁舎等建設 事業費	△ 11,117	62,583	事業費の確定に伴う補正である。	
エ 交番・駐在所建設事業 費	△ 12,163	550,837	事業費の確定に伴う補正である。	
(3) 警察職員住宅整備事業 費	△ 11,727	281,622	事業費の確定に伴う補正である。	
(4) 中部運転免許センター 建設整備事業費	44,049	390,594	事業費の確定に伴う補正である。	
第 6 目 恩給及び退職年金費	△ 2,465	34,310		

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(財源内訳) 一般歳入	△ 2,465		(節内訳) (6) 恩給及び退職年金 △ 2,465
(1) 警察職員恩給費	△ 2,465	34,310	退職警察職員及びその遺族に支給する恩給費の補正である。
第 2 項 警察活動費	△ 48,090	3,349,994	
第 1 目 警察活動費	△ 48,090	3,349,994	
(財源内訳) 国庫支出金	△ 214,881		(節内訳) (1) 報酬 △ 2,754
寄附金	5		(3) 職員手当等 △ 1,596
諸収入	8,401		(4) 共済費 △ 7,830
県債	△ 29,000		(7) 報償費 15,693
一般歳入	187,385		(8) 旅費 △ 19,668
			(10) 需用費 △ 29,100
			(11) 役務費 7,363
			(12) 委託料 △ 1,166
			(13) 使用料及び賃借料 2,967
			(17) 備品購入費 △ 12,000
			(18) 負担金、補助及び交付金 1
(1) 職員研修事業費	△ 277	6,351	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 警察通信管理事業費	△ 684	187,487	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 警察活動管理事業費	△ 10,079	120,424	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 警察装備事業費	△ 20,151	880,636	
ア 装備車両等維持事業費	△ 7,820	756,451	事業費の確定に伴う補正である。
イ 警察車両EV化推進事業費	△ 12,000	88,363	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 警察活動器材近代化事業費	△ 331	20,673	事業費の確定に伴う補正である。
(5) 留置施設管理対策事業費	15,214	199,285	事業費の確定に伴う補正である。
(6) 犯罪被害者支援推進事業費	△ 233	7,654	事業費の確定に伴う補正である。
(7) 生活安全警察活動事業費	△ 13,288	239,842	
ア 生活安全警察活動事業費	△ 440	17,790	事業費の確定に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
イ	子供女性等を犯罪から まもる取組強化事業費	△ 605	3,395	事業費の確定に伴う補正である。
ウ	警察安全相談員設置事 業費	△ 8,048	79,879	事業費の確定に伴う補正である。
エ	スクールサポーター活 動事業費	△ 3,132	74,064	事業費の確定に伴う補正である。
オ	サイバー犯罪捜査等強 化推進事業費	△ 184	5,513	事業費の確定に伴う補正である。
カ	中小企業等におけるサ イバーセキュリティ対 策推進事業費	△ 50	3,150	事業費の確定に伴う補正である。
キ	遊技機調査員活動事業 費	△ 51	8,200	事業費の確定に伴う補正である。
ク	街頭防犯カメラ整備事 業費	△ 778	35,222	事業費の確定に伴う補正である。
(8)	地域警察活動事業費	△ 14,012	651,600	
ア	地域警察運営事業費	△ 1,309	12,344	事業費の確定に伴う補正である。
イ	地域警察充実強化事業 費	△ 1,435	55,326	事業費の確定に伴う補正である。
ウ	県民体感治安向上方策 事業費	△ 268	20,732	事業費の確定に伴う補正である。
エ	交番相談員設置事業費	△ 10,916	501,506	事業費の確定に伴う補正である。
オ	富士登山者遭難救助活 動事業費	△ 84	2,393	事業費の確定に伴う補正である。
(9)	刑事警察活動事業費	9,712	479,319	
ア	刑事警察運営事業費	△ 2,620	84,219	事業費の確定に伴う補正である。
イ	来日外国人犯罪対策事 業費	15,307	45,916	通訳活動等に要する経費の補正である。
ウ	静岡県警察指紋情報管 理事業費	△ 264	84,140	事業費の確定に伴う補正である。
エ	捜査用写真デジタル化 事業費	△ 2,353	20,655	事業費の確定に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
オ	捜査支援分析業務強化 推進事業費	△ 358	213,154	事業費の確定に伴う補正である。
(10)	交通指導取締活動事業 費	△ 544	36,058	事業費の確定に伴う補正である。
(11)	災害警備対策事業費	△ 20,410	229,029	
ア	地震防災対策事業費	△ 69	1,668	事業費の確定に伴う補正である。
イ	地震対策装備資器材整 備事業費	△ 977	13,425	事業費の確定に伴う補正である。
ウ	災害激甚化対策事業費	△ 18,767	183,033	事業費の確定に伴う補正である。
エ	被災者人命救助活動 (72H) 対策事業費	△ 597	10,803	事業費の確定に伴う補正である。
(12)	警戒警備対策事業費	6,963	300,391	事業費の確定に伴う補正である。
(13)	警察施設新型コロナウ イルス感染症防止対策 事業費	△ 301	9,199	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 1 款 教育費	△ 2,094,580	237,828,695	
第 1 項 総合教育費	△ 496	11,354	
第 1 目 総合教育費	△ 496	11,354	(節内訳)
(財源内訳) 一般歳入	△ 496		(8) 旅費 △ 436 (13) 使用料及び賃借料 △ 60
(1) 才徳兼備の人づくり推進事業費	△ 496	11,354	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 項 教育委員会費	41,913	20,749,815	
第 1 目 教育委員会費	△ 1,182	10,279	(節内訳)
(財源内訳) 一般歳入	△ 1,182		(1) 報酬 △ 1,101 (8) 旅費 △ 13 (10) 需用費 △ 21 (11) 役務費 △ 42 (13) 使用料及び賃借料 △ 5
(1) 教育委員会運営費	△ 81	2,611	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 教育委員報酬	△ 1,101	7,668	教育委員の報酬の補正である。
第 2 目 教育総務費	2,368,178	7,404,978	(節内訳)
(財源内訳) 国庫支出金 寄附金 諸収入 一般歳入	2,295,623 66 △ 1,386 73,875		(1) 報酬 △ 14,119 (2) 給料 △ 2,824 (3) 職員手当等 123,288 (4) 共済費 △ 10,533 (7) 報償費 △ 270 (8) 旅費 △ 1,485 (10) 需用費 △ 1,066 (11) 役務費 △ 38 (12) 委託料 △ 5,402 (13) 使用料及び賃借料 △ 6,940 (17) 備品購入費 △ 31 (18) 負担金、補助及び交付金 △ 11,521 (21) 補償、補填及び賠償金 △ 881 (24) 積立金 2,300,000
(1) 職員給与費	84,148	4,491,940	事務局職員の人件費の補正である。 ・報酬 △ 14,119 ・給料 △ 2,824 一般職給 △ 2,824

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			<ul style="list-style-type: none"> ・職員手当等 123,288 扶養手当 △ 940 地域手当 △ 1,960 住居手当 △ 625 通勤手当 30,059 管理職手当 2,656 時間外勤務手当 69,298 休日勤務手当 △ 646 期末手当 △ 4,302 勤勉手当 5,281 退職手当 23,747 児童手当 460 単身赴任手当 360 管理職員特別勤務手当 △ 100 ・共済費 △ 10,533 地方職員共済組合等負担金 △ 5,914 社会保険料 △ 4,619 ・旅費 △ 143 ・負担金、補助及び交付金 △ 11,521
(2) 社会保障税番号制度推進事業費	△ 1,352	15,630	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 教職員総合研修事業費	△ 2,262	29,750	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 学び続ける教員支援事業費	△ 289	3,885	事業費の確定に伴う補正である。
(5) ICT教育推進事業費	2,289,216	2,839,816	
ア 静岡県学校情報化推進事業費	△ 6,314	443,886	事業費の確定に伴う補正である。
イ スクールDX推進事業費	△ 4,470	50,530	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 静岡県公立学校情報通信機器整備基金積立金	2,300,000	2,300,000	国の補正予算に伴う補正である。 (国の補正予算分 2,300,000千円) 公立学校の1人1台端末等の更新に要する経費に充てるため、基金に積み立てる。
(6) 人権教育総合推進事業費	△ 171	2,939	事業費の確定に伴う補正である。
(7) ふじのくに「個が輝く」人材育成事業費	△ 312	6,688	事業費の確定に伴う補正である。
(8) 日本語指導を必要とする子ども支援事業費	△ 800	2,700	事業費の確定に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
第 3 目	教育管理費	△ 2,307,912	12,852,531	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 25,029		(7) 報償費 △ 80
	寄附金	△ 63		(8) 旅費 △ 15,732
	使用料及び手数料	△ 6,714		(10) 需用費 △ 22,784
	財産収入	4,000		(11) 役務費 △ 2,738
	県債	△ 1,823,000		(12) 委託料 △ 828,550
	一般歳入	△ 457,106		(13) 使用料及び賃借料 △ 46,629
				(14) 工事請負費 △ 1,299,068
				(16) 公有財産購入費 △ 88,215
				(18) 負担金、補助及び交付金 △ 854
				(21) 補償、補填及び賠償金 △ 3,262
(1)	教育行政運営費	△ 6,764	148,034	事業費の確定に伴う補正である。
(2)	教育財産維持管理費	△ 866	67,034	事業費の確定に伴う補正である。
(3)	ふじのくにグローバル 人材育成基金積立金	0	33,560	財源更正に伴う補正である。
(4)	県立学校等修繕費	△ 23,555	2,338,089	事業費の確定に伴う補正である。
(5)	県立学校等施設整備事 業費	△ 202,583	2,502,417	事業費の確定に伴う補正である。
(6)	県立学校等長寿命化事 業費	△ 2,070,574	7,358,326	事業費の確定に伴う補正である。
(7)	県立学校施設魅力向上 事業費	△ 7,026	38,374	事業費の確定に伴う補正である。
(8)	教職員住宅費	3,736	306,284	
ア	教職員住宅整備費	△ 201	240,228	事業費の確定に伴う補正である。
イ	教職員住宅維持補修費	3,937	66,056	事業費の確定に伴う補正である。
(9)	スクールロイヤー活用 事業費	△ 280	3,600	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 目	教育厚生費	△ 2,136	232,971	
	(財源内訳)			(節内訳)
	一般歳入	△ 2,136		(1) 報酬 52
				(7) 報償費 △ 192
				(10) 需用費 △ 433
				(12) 委託料 △ 7,650
				(13) 使用料及び賃借料 △ 117
				(18) 負担金、補助及び交付金 6,204

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 教職員健康管理事業費	△ 1,704	229,083	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 被服等貸与費	△ 432	3,888	事業費の確定に伴う補正である。
第 5 目 恩給及び退職年金費	△ 2,489	21,002	
(財源内訳) 一般歳入	△ 2,489		(節内訳) (6) 恩給及び退職年金 △ 2,489
(1) 恩給及び退職年金費	△ 2,489	21,002	退職教職員及びその遺族に支給する恩給費の補正である。
第 6 目 総合教育センター費	△ 12,546	228,054	
(財源内訳) 国庫支出金 使用料及び手数料 諸収入 財産収入 一般歳入	△ 3,055 △ 224 △ 795 △ 517 △ 7,955		(節内訳) (1) 報酬 △ 3,932 (3) 職員手当等 △ 917 (7) 報償費 △ 149 (8) 旅費 △ 683 (10) 需用費 △ 720 (11) 役務費 △ 232 (12) 委託料 △ 5,580 (13) 使用料及び賃借料 △ 282 (26) 公課費 △ 51
(1) 総合教育センター管理 運営費	△ 2,789	178,911	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 教育相談体制充実事業 費	△ 9,757	49,143	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 項 小学校費	397,387	59,497,030	
第 1 目 教職員費	397,387	59,497,030	
(財源内訳) 国庫支出金 諸収入 一般歳入	△ 31,803 △ 99,242 528,432		(節内訳) (2) 給料 156,625 (3) 職員手当等 487,867 (4) 共済費 △ 205,074 (8) 旅費 △ 42,031
(1) 小学校教職員給与費等	397,387	59,497,030	
ア 教職員給与費	397,387	59,324,230	人件費の確定に伴う補正である。 ・給料 156,625 一般職給 156,625 ・職員手当等 487,867 扶養手当 7,055 地域手当 6,999

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			住居手当 18,864 通勤手当 100 管理職手当 △ 8,514 へき地手当 △ 10,181 特殊勤務手当 6,635 時間外勤務手当 △ 14,711 休日勤務手当 21 義務教育等教員特別手当 12,549 期末手当 △ 157,498 勤勉手当 △ 18,005 退職手当 650,783 児童手当 △ 5,410 単身赴任手当 △ 720 管理職員特別勤務手当 △ 100 ・ 共済費 △ 205,074 地方職員共済組合等負担金 41,455 社会保険料 △ 246,529 ・ 旅費 △ 42,031
第 4 項 中学校費	△ 276,073	35,760,702	
第 1 目 教職員費	△ 275,258	35,740,017	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	325,527		(1) 報酬 △ 24,897
諸収入	△ 47,229		(2) 給料 △ 262,805
一般歳入	△ 553,556		(3) 職員手当等 211,922
			(4) 共済費 △ 179,832
			(8) 旅費 △ 19,646
(1) 中学校教職員給与費等	△ 275,258	35,740,017	
ア 教職員給与費	△ 275,258	35,578,757	人件費の確定に伴う補正である。 ・ 報酬 △ 24,897 ・ 給料 △ 262,805 一般職給 △ 262,805 ・ 職員手当等 211,922 扶養手当 △ 428 地域手当 △ 8,968 住居手当 △ 15,346 通勤手当 △ 3,162 管理職手当 △ 1,529 へき地手当 △ 9,714 特殊勤務手当 42,253 時間外勤務手当 △ 9,857 休日勤務手当 △ 7 夜間勤務手当 5 義務教育等教員特別手当 1,911 期末手当 △ 151,566 勤勉手当 △ 61,446

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			退職手当 431,385 児童手当 △ 1,705 単身赴任手当 96 ・ 共済費 △ 179,832 地方職員共済組合等負担金 △ 59,974 社会保険料 △ 119,858 ・ 旅費 △ 19,646
第 2 目 中学校管理費	△ 815	20,685	
(財源内訳) 一般歳入	△ 815		(節内訳) (8) 旅費 △ 21 (13) 使用料及び賃借料 △ 794
(1) 中学校管理費	△ 815	20,685	管理運営経費の確定に伴う補正である。
第 5 項 高等学校費	△ 818,133	53,532,266	
第 1 目 高等学校総務費	△ 76,167	44,928,810	
(財源内訳) 国庫支出金 645 使用料及び手数料 △ 72,933 諸収入 △ 78,450 一般歳入 74,571			(節内訳) (2) 給料 △ 104,403 (3) 職員手当等 236,079 (4) 共済費 △ 229,482 (8) 旅費 21,639
(1) 教職員給与費	△ 76,167	44,928,810	人件費の確定に伴う補正である。 ・ 給料 △ 104,403 一般職給 △ 104,403 ・ 職員手当等 236,079 扶養手当 △ 13,133 地域手当 △ 5,067 住居手当 9,678 通勤手当 14,865 管理職手当 △ 3,545 定時制通信教育手当 4,984 産業教育手当 4,269 特殊勤務手当 19,444 時間外勤務手当 △ 28,448 休日勤務手当 1,216 夜間勤務手当 124 宿日直手当 16 義務教育等教員特別手当 813 期末手当 △ 135,636 勤勉手当 △ 31,352 退職手当 401,022 児童手当 △ 2,505 単身赴任手当 △ 366 管理職員特別勤務手当 △ 300 ・ 共済費 △ 229,482

科 目		補 正 額	現 計 額	説 明
				地方職員共済組合等負担金 △ 45,094 社会保険料 △ 184,388 ・旅費 21,639
第 2 目	高等学校管理費	△ 741,966	8,603,456	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 131,247		(1) 報酬 △ 467
	使用料及び手数料	△ 2,617		(3) 職員手当等 △ 186
	諸収入	△ 2,951		(4) 共済費 △ 7,306
	財産収入	2,315		(7) 報償費 △ 1,764
	一般歳入	△ 607,466		(8) 旅費 △ 12,251
				(10) 需用費 △ 232,346
				(11) 役務費 △ 9,895
				(12) 委託料 △ 649
				(13) 使用料及び賃借料 △ 6,640
				(15) 原材料費 △ 75
				(17) 備品購入費 △ 1,060
				(18) 負担金、補助及び交付金 △ 400,911
				(19) 扶助費 △ 136,832
(1)	高等学校管理運営費	△ 261,255	3,049,964	
ア	高等学校管理費	△ 252,556	2,651,972	管理運営経費の確定に伴う補正である。
イ	教職員旅費 (高等学校)	△ 9,662	86,956	活動旅費の確定に伴う補正である。
ウ	高等学校水産実習費	2,117	202,983	燃料費高騰の影響等に伴う補正である。
エ	高等学校農業実習費	△ 94	44,083	実習経費の確定に伴う補正である。
オ	産業教育設備費	△ 1,060	56,940	事業費の確定に伴う補正である。
(2)	高等学校生徒修学奨励費	△ 480,711	5,553,492	
ア	高等学校等奨学事業費	△ 70,019	514,064	事業費の確定に伴う補正である。
イ	高等学校就学支援事業費	△ 410,692	5,036,218	事業費の確定に伴う補正である。
第 6 項	大学費	34,467	7,407,935	
第 1 目	県立大学・文化芸術大学費	29,567	6,690,035	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	61,000		(1) 報酬 △ 112
	諸収入	△ 2,790		(7) 報償費 △ 744
	県債	△ 20,000		(8) 旅費 △ 821

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
一般歳入	△ 8,643		(10) 需用費 △ 254 (11) 役務費 △ 236 (12) 委託料 △ 29,984 (13) 使用料及び賃借料 △ 199 (18) 負担金、補助及び交付金 61,917
(1) 大学運営指導費	△ 825	3,701	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 静岡県立大学支援事業費	67,000	4,950,000	光熱費高騰の影響を受けた静岡県立大学に対する支援に要する経費の補正である。
(3) 静岡文化芸術大学支援事業費	△ 3,000	1,672,000	光熱費高騰の影響を受けた静岡文化芸術大学に対する支援に要する経費等の補正である。
(4) 未来を切り拓く多様な人材育成推進事業費	△ 5,607	52,335	事業費の確定に伴う補正である。
(5) リカレント教育推進事業費	△ 27,451	2,549	事業費の確定に伴う補正である。
(6) 東アジア文化都市学生交流事業費	△ 550	3,450	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 社会健康医学大学院大学費	4,900	717,900	
(財源内訳) 国庫支出金	4,900		(節内訳) (1) 報酬 △ 79 (7) 報償費 △ 33 (8) 旅費 △ 59 (18) 負担金、補助及び交付金 5,071
(1) 静岡社会健康医学大学院大学支援事業費	4,900	714,900	光熱費高騰の影響に伴う補正である。
(2) 静岡社会健康医学大学院大学管理事務費	0	3,000	事業費の確定に伴う補正である。
第 7 項 特別支援学校費	△ 345,169	27,939,245	
第 1 目 特別支援学校費	221,690	25,704,243	
(財源内訳) 国庫支出金 諸収入 一般歳入	121,925 △ 70,005 169,770		(節内訳) (1) 報酬 △ 86,575 (2) 給料 78,922 (3) 職員手当等 266,569 (4) 共済費 △ 24,065 (8) 旅費 △ 13,161
(1) 特別支援学校教職員給与費等	221,690	25,704,243	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ア 特別支援学校教職員給与費	221,690	25,660,803	<p>人件費の確定に伴う補正である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬 △ 86,575 ・給料 78,922 <ul style="list-style-type: none"> 一般職給 78,922 ・職員手当等 266,569 <ul style="list-style-type: none"> 扶養手当 18,518 地域手当 4,082 住居手当 406 通勤手当 △ 5,736 管理職手当 1,243 特殊勤務手当 △ 218 時間外勤務手当 12,303 休日勤務手当 △ 25 宿日直手当 △ 30 義務教育等教員特別手当 6,365 期末手当 △ 69,869 勤勉手当 △ 5,332 退職手当 307,524 児童手当 △ 1,030 単身赴任手当 △ 1,632 ・共済費 △ 24,065 <ul style="list-style-type: none"> 地方職員共済組合等負担金 141,750 社会保険料 △ 165,815 ・旅費 △ 13,161
第 2 目 特別支援学校管理費	△ 566,859	2,235,002	<p>(節内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 報酬 △ 32,777 (3) 職員手当等 △ 11,443 (4) 共済費 △ 23,266 (7) 報償費 45 (8) 旅費 △ 1,147 (10) 需用費 △ 38,362 (11) 役務費 △ 1,170 (12) 委託料 △ 395,725 (13) 使用料及び賃借料 △ 2,372 (15) 原材料費 21 (19) 扶助費 △ 60,663
(財源内訳)			
国庫支出金	△ 166,872		
諸収入	△ 6,478		
財産収入	343		
一般歳入	△ 393,852		
(1) 特別支援学校管理費	△ 515,859	1,766,002	
ア 特別支援学校管理運営費	△ 78,657	1,598,343	管理運営費の確定に伴う補正である。
イ 特別支援学校作業実習費	717	10,898	実習経費の確定に伴う補正である。
ウ スクールバス新型コロナウイルス感染症対策事業費	△ 277,310	83,690	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
エ 特別支援学校新型コロナ ナ対策業務サポート事 業費	△ 67,486	48,814	事業費の確定に伴う補正である。
オ 県立学校医療的ケア児 就学支援事業費	△ 93,123	16,577	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 特別支援学校就学奨励 費	△ 51,000	469,000	事業費の確定に伴う補正である。
第 8 項 学校教育費	△ 368,218	2,814,619	
第 1 目 高校教育費	△ 114,369	1,009,329	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 4,452		(1) 報酬 △ 32,705
諸収入	△ 2,358		(4) 共済費 △ 6,139
繰入金	△ 6,800		(7) 報償費 △ 3,526
県債	△ 39,000		(8) 旅費 △ 10,063
一般歳入	△ 61,759		(10) 需用費 △ 2,060
			(11) 役務費 △ 355
			(12) 委託料 △ 45,397
			(13) 使用料及び賃借料 △ 5,174
			(14) 工事請負費 △ 4,971
			(17) 備品購入費 △ 177
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 3,802
(1) 高校教育指導費	△ 102,896	934,784	
ア 外国語教育推進事業費	△ 38,531	360,869	事業費の確定に伴う補正である。
イ 実学推進フロンティア 事業費	△ 885	26,115	事業費の確定に伴う補正である。
ウ グローバル人材育成事 業費	△ 7,000	38,000	事業費の確定に伴う補正である。
エ 高校生就職マッチング 対策事業費	△ 392	19,608	事業費の確定に伴う補正である。
オ 世界にはばたく人材育 成事業費	△ 79	7,231	事業費の確定に伴う補正である。
カ 新時代を拓く高校教育 推進事業費	△ 5,075	94,925	事業費の確定に伴う補正である。
キ マイスター・ハイスク ール事業費	△ 123	12,877	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ク 国際バカロレア教育導入推進事業費	△ 40,219	53,381	事業費の確定に伴う補正である。
ケ 探究マインド育成事業費	△ 129	4,671	事業費の確定に伴う補正である。
コ 演劇教育導入推進事業費	△ 9,380	52,620	事業費の確定に伴う補正である。
サ 県立高校在り方検討事業費	△ 1,083	3,917	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 生徒指導費	△ 11,473	74,545	
ア 生徒指導等推進事業費(高校)	△ 28	4,890	事業費の確定に伴う補正である。
イ きめ細かな生徒支援充実事業費	△ 11,445	69,655	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 義務教育費	△ 140,519	902,233	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 44,333		(1) 報酬 △ 90,538
諸収入	△ 2,571		(3) 職員手当等 △ 33,452
一般歳入	△ 93,615		(4) 共済費 △ 6,103
			(7) 報償費 △ 962
			(8) 旅費 △ 7,890
			(10) 需用費 △ 41
			(13) 使用料及び賃借料 △ 31
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 1,502
(1) スクール・サポート・スタッフ配置事業費	△ 31,900	408,500	事業費の確定に伴う補正である
(2) ハートフルサポート充実事業費	△ 97,825	381,375	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 小中学校学習支援事業費	△ 110	2,830	事業費の確定に伴う補正である。
(4) コミュニティ・スクール推進事業費(小・中)	△ 925	2,665	事業費の確定に伴う補正である。
(5) 小中学校特別支援教育充実事業費	△ 8,066	76,934	事業費の確定に伴う補正である。
(6) 小・中学校児童生徒就学支援等事業費	△ 600	0	事業費の確定に伴う補正である

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(7) 教員免許管理システム 運用管理費	△ 18	5,304	事業費の確定に伴う補正である。
(8) 幼児教育支援充実事業 費	△ 770	6,930	事業費の確定に伴う補正である。
(9) 不登校対策推進事業費	△ 305	2,295	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 目 特別支援教育費	△ 4,353	28,102	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 683		(3) 職員手当等 △ 1,518
諸収入	△ 1,041		(4) 共済費 △ 2,134
一般歳入	△ 2,629		(8) 旅費 △ 701
(1) 特別支援学校外部専門 員活用事業費	△ 4,353	15,447	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 目 健康体育費	△ 108,977	874,955	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 47,760		(3) 職員手当等 △ 583
諸収入	△ 1,539		(7) 報償費 △ 3,710
一般歳入	△ 59,678		(8) 旅費 △ 2,202
			(10) 需用費 △ 23,375
			(11) 役務費 △ 1,248
			(12) 委託料 △ 49,760
			(13) 使用料及び賃借料 △ 164
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 27,935
(1) 学校体育振興費	△ 44,277	239,659	
ア スポーツ人材活用推進 事業費	△ 943	31,778	事業費の確定に伴う補正である。
イ 子供の体力向上推進事 業費	△ 1,381	16,134	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 部活動指導員育成配置 事業費	△ 22,929	109,671	事業費の確定に伴う補正である。
エ 中学校の持続可能な部 活動推進事業費	△ 19,024	9,076	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 学校保健管理事業費	△ 1,752	154,316	
ア 学校安全管理事業費	△ 1,752	153,416	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 学校給食管理等事業費	△ 49,427	424,183	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ア 高等学校等給食管理事業費	△ 33,507	399,493	事業費の確定に伴う補正である。
イ 静岡茶愛飲定着化事業費	△ 1,650	2,960	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 給食費等高騰緊急対策事業費	△ 14,270	21,730	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 学校地域連携安全・安心推進事業費	△ 284	1,862	事業費の確定に伴う補正である。
(5) 学校安全総合推進事業費	△ 4,928	5,244	事業費の確定に伴う補正である。
(6) 県立学校災害用備蓄用品整備事業費	△ 8,309	49,691	事業費の確定に伴う補正である。
第 9 項 社会教育費	△ 31,691	749,704	
第 1 目 社会教育費	△ 1,646	53,571	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 315		(7) 報償費 △ 82
寄附金	△ 719		(8) 旅費 △ 153
一般歳入	△ 612		(10) 需用費 △ 165
			(11) 役務費 △ 12
			(13) 使用料及び賃借料 △ 20
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 1,214
(1) 地域の教育力向上推進事業費	△ 49	911	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 生涯学習情報発信事業費	△ 7	944	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 地域学校協働活動推進事業費	△ 33	38,879	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 家庭教育支援事業費	△ 144	1,633	事業費の確定に伴う補正である。
(5) 「読書県しずおか」づくり総合推進事業費	△ 78	1,799	事業費の確定に伴う補正である。
(6) 「しずおか寺子屋」推進事業費	△ 1,335	6,945	事業費の確定に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
第 2 目	図書館費	△ 29,251	328,439	
	(財源内訳)			(節内訳)
	寄附金	△ 920		(1) 報酬 △ 47
	使用料及び手数料	△ 59		(3) 職員手当等 △ 1
	諸収入	121		(4) 共済費 △ 420
	一般歳入	△ 28,393		(7) 報償費 △ 85
				(8) 旅費 △ 431
				(10) 需用費 △ 4,164
				(11) 役務費 △ 1,607
				(12) 委託料 △ 16,385
				(13) 使用料及び賃借料 △ 1,002
				(14) 工事請負費 △ 4,304
				(17) 備品購入費 △ 753
				(18) 負担金、補助及び交付金 △ 22
				(21) 補償、補填及び賠償金 △ 30
(1)	県立中央図書館管理運営費	△ 5,315	97,475	事業費の確定に伴う補正である。
(2)	県立中央図書館資料充実費	△ 2,917	83,983	事業費の確定に伴う補正である。
(3)	新県立中央図書館整備事業費	△ 21,019	146,981	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 目	青少年対策費	△ 175	12,613	
	(財源内訳)			(節内訳)
	一般歳入	△ 175		(7) 報償費 △ 68
				(8) 旅費 △ 11
				(10) 需用費 △ 63
				(11) 役務費 △ 1
				(13) 使用料及び賃借料 △ 32
(1)	青少年健全育成費	△ 104	6,274	事業費の確定に伴う補正である。
(2)	ネット依存対策推進事業費	△ 71	3,039	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 目	青少年の家費	△ 619	355,081	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	2,038		(1) 報酬 △ 100
	使用料及び手数料	△ 389		(4) 共済費 △ 590
	諸収入	△ 3,711		(7) 報償費 △ 157
	財産収入	5		(10) 需用費 △ 533
	一般歳入	1,438		(11) 役務費 △ 190
				(12) 委託料 1,001
				(26) 公課費 △ 50

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 青少年の家等管理運営費	△ 619	355,081	事業費の確定に伴う補正である。
第 10 項 私学振興費	△ 728,567	29,366,025	
第 1 目 私学振興費	△ 728,567	29,366,025	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 444,083		(1) 報酬 △ 1,005
一般歳入	△ 284,484		(3) 職員手当等 △ 166
			(7) 報償費 △ 22
			(8) 旅費 △ 105
			(10) 需用費 △ 214
			(11) 役務費 △ 1
			(13) 使用料及び賃借料 △ 8
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 702,846
			(19) 扶助費 △ 24,200
(1) 私立学校指導事務費	△ 252	9,048	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 私立学校振興対策費	△ 644,587	29,292,105	
ア 私立学校経常的経費助成	△ 149,737	17,944,366	
(ア) 私立学校経常費助成	△ 124,270	17,353,330	補助対象園児、児童、生徒数の確定に伴う補正である。
(イ) 私立専修学校運営費助成	△ 14,427	353,573	補助対象生徒数及び学校数の確定に伴う補正である。
(ウ) 私立各種学校運営費助成	△ 1,680	16,776	補助対象児童、生徒数の確定に伴う補正である。
(エ) 私立特別支援学校教育費助成	△ 5,590	56,037	補助対象児童、生徒数の確定に伴う補正である。
(オ) 私立学校授業目的公衆送信補償金助成	△ 1,470	10,450	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(カ) 私立学校物価高騰対策支援事業費	△ 2,300	154,200	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
イ 私立学校事業費助成	△ 494,850	11,347,739	
(ア) 私立高等学校授業料減免事業費助成	△ 16,750	1,735,250	補助対象事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(イ) 私立専修学校等授業料 減免事業費助成	9,629	84,629	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 私立専門学校修学支援 事業費助成	△ 49,460	570,140	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 私立高等学校等就学支 援金等助成	△ 318,531	7,317,324	補助対象生徒数の確定に伴う補正である。
(オ) 私立高等学校等奨学給 付金助成	△ 24,212	435,178	補助対象生徒数の確定に伴う補正である。
(カ) 私立学校外国語教育支 援事業費助成	△ 4,180	5,920	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(キ) 私立学校サポートスタ ッフ配置等事業費助成	△ 52,400	55,200	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(ク) 私立幼稚園障害児教育 費助成	△ 6,272	253,232	補助対象園児数の確定に伴う補正である。
(ケ) 私立幼稚園子育て支援 事業費助成	△ 12,374	48,926	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(コ) 私立幼稚園等教育支援 体制整備事業費助成	△ 1,600	29,300	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(サ) 私立幼稚園教員人材確 保支援事業費助成	△ 22,000	45,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(シ) 日本私立学校振興・共 済事業団助成	3,300	253,300	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(3) 私立学校耐震化促進等 事業費助成	△ 83,728	64,872	補助対象事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 2 款 災害対策費	△ 12,574,404	18,530,828	
第 1 項 観光施設災害復旧費	△ 30,000	0	
第 1 目 現年災害観光施設復旧費 (財源内訳) 県債	△ 30,000 △ 30,000	0	(節内訳) (14) 工事請負費 △ 30,000
(1) 現年単独災害観光施設復旧費	△ 30,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補正である。
第 2 項 空港施設災害復旧費	△ 30,810	49,190	
第 1 目 過年災害空港施設復旧費 (財源内訳) 県債 一般歳入	△ 730 △ 1,000 270	19,270	(節内訳) (14) 工事請負費 △ 730
(1) 過年単独災害空港施設復旧費	△ 730	19,270	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 現年災害空港施設復旧費 (財源内訳) 県債 一般歳入	△ 30,080 △ 31,000 920	29,920	(節内訳) (14) 工事請負費 △ 30,080
(1) 現年単独災害空港施設復旧費	△ 30,080	29,920	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 項 社会福祉施設災害復旧費	△ 253,047	28,953	
第 1 目 過年災害社会福祉施設復旧費 (財源内訳) 国庫支出金 県債 一般歳入	△ 55,519 △ 52,023 △ 3,000 △ 496	26,481	(節内訳) (18) 負担金、補助及び交付金 △ 55,519
(1) 補助過年災社会福祉施設災害復旧事業費	△ 55,519	26,481	事業費の確定に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
第 2 目	現年災害社会福祉施設 復旧費	△ 197,528	2,472	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 130,861		(18) 負担金、補助及び交付金 △ 197,528
	県債	△ 66,000		
	一般歳入	△ 667		
(1)	補助現年災社会福祉施設 災害復旧事業費	△ 197,528	2,472	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 項	農林水産施設災害復旧 費	△ 5,420,061	2,160,939	
第 1 目	過年災害農林水産施設 復旧費	△ 3,596,737	1,445,263	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 3,425,954		(2) 給料 △ 72,825
	分担金及び負担金	240		(3) 職員手当等 △ 50,293
	県債	1,000		(4) 共済費 △ 22,207
	一般歳入	△ 172,023		(8) 旅費 △ 12,954
				(10) 需用費 △ 12,954
				(18) 負担金、補助及び交付金 △ 3,425,504
(1)	過年災害農地等復旧費	△ 3,596,737	689,263	
ア	県営過年災害農地等復 旧費	0	144,000	財源更正に伴う補正である。
イ	過年災害農地等復旧費 助成	△ 3,596,737	545,263	国庫支出金の決定に伴う補正である。
第 2 目	現年災害農林水産施設 復旧費	△ 1,774,933	714,067	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 1,327,152		(2) 給料 △ 7,113
	分担金及び負担金	△ 5,198		(3) 職員手当等 △ 4,270
	県債	△ 413,000		(4) 共済費 △ 2,019
	一般歳入	△ 29,583		(8) 旅費 △ 5,401
				(10) 需用費 △ 58,810
				(11) 役務費 △ 1,270
				(13) 使用料及び賃借料 △ 850
				(14) 工事請負費 △ 1,075,540
				(18) 負担金、補助及び交付金 △ 615,436
				(21) 補償、補填及び賠償金 △ 4,224
(1)	現年災害農地等復旧費	△ 451,113	139,887	

科	目	補正額	現計額	説明
ア	県営現年災害農地等復旧費	△ 37,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補正である。
イ	現年災害農地等復旧費助成	△ 414,113	139,887	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2)	現年災害治山施設復旧費	△ 888,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補正である。
(3)	現年単独災害農林水産復旧費	△ 15,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補正である。
(4)	現年災害林道復旧費	△ 228,820	574,180	
ア	現年災害林道復旧費	△ 2,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補正である。
イ	団体営現年災害林道復旧費	△ 226,820	574,180	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(5)	現年災害漁港施設復旧費	△ 192,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補正である。
第3目	国直轄事業費等負担金	△ 48,391	1,609	
	(財源内訳)			(節内訳)
	県債	△ 49,000		(18) 負担金、補助及び交付金 △ 48,391
	一般歳入	609		
(1)	国直轄等現年災害事業費負担金	△ 48,391	1,609	国直轄事業の県負担金見込額の補正である。
第5項	土木施設災害復旧費	△ 5,940,293	15,409,707	
第1目	過年災害土木復旧費	△ 341,176	9,920,824	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 217,093		(2) 給料 △ 3,585
	県債	△ 112,000		(3) 職員手当等 △ 2,464
	一般歳入	△ 12,083		(4) 共済費 △ 1,230
				(8) 旅費 △ 854
				(10) 需用費 △ 5,969
				(11) 役務費 △ 3,003
				(12) 委託料 △ 2,609
				(13) 使用料及び賃借料 △ 1,219
				(14) 工事請負費 △ 317,682
				(16) 公有財産購入費 △ 2,535
				(21) 補償、補填及び賠償金 △ 26

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 過年補助災害土木復旧費	△ 340,176	9,920,824	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) 市町村指導監督事務費	△ 1,000	0	国庫支出金の決定に伴う補正である。
第 2 目 現年災害土木復旧費	△ 5,339,117	5,337,883	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 3,398,193		(2) 給料 348
県債	△ 1,940,000		(3) 職員手当等 61
一般歳入	△ 924		(4) 共済費 67
			(8) 旅費 △ 14,120
			(10) 需用費 △ 167,142
			(11) 役務費 △ 81,512
			(12) 委託料 △ 19,130
			(13) 使用料及び賃借料 △ 18,063
			(14) 工事請負費 △ 5,016,664
			(16) 公有財産購入費 △ 19,135
			(21) 補償、補填及び賠償金 △ 3,827
(1) 現年補助災害土木復旧費	△ 5,318,717	5,079,283	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) 市町村指導監督事務費	△ 20,400	600	国庫支出金の決定に伴う補正である。
第 3 目 国直轄事業費負担金	△ 260,000	151,000	
(財源内訳)			(節内訳)
県債	△ 257,000		(18) 負担金、補助及び交付金 △ 260,000
一般歳入	△ 3,000		
(1) 国直轄過年災害事業費負担金	△ 30,000	142,000	国直轄事業の県負担金見込額の補正である。
(2) 国直轄現年災害事業費負担金	△ 230,000	9,000	国直轄事業の県負担金見込額の補正である。
第 6 項 教育施設災害復旧費	△ 430,000	0	
第 1 目 現年災害教育施設復旧費	△ 430,000	0	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 266,666		(12) 委託料 △ 11,983
県債	△ 163,000		(14) 工事請負費 △ 418,017
一般歳入	△ 334		
(1) 補助現年災県立学校等災害復旧費	△ 400,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(2) 単独現年災県立学校等 災害復旧費	△ 30,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補正である。
第 7 項 災害対策諸費	△ 470,193	882,039	
第 1 目 災害対策本部費	△ 2,000	178,400	
(財源内訳) 国庫支出金	△ 2,000		(節内訳) (8) 旅費 △ 180 (10) 需用費 △ 1,462 (11) 役務費 △ 168 (12) 委託料 △ 190
(1) 災害対策本部等体制強化事業費	△ 2,000	178,400	国庫支出金の決定に伴う補正である。
第 2 目 災害救助費	△ 468,193	702,879	
(財源内訳) 国庫支出金 財産収入 繰入金 一般歳入	△ 190,506 1,070 △ 190,507 △ 88,250		(節内訳) (11) 役務費 △ 320 (12) 委託料 △ 290 (13) 使用料及び賃借料 △ 44,973 (18) 負担金、補助及び交付金 △ 423,680 (24) 積立金 1,070
(1) 災害救助対策費	△ 468,193	702,879	
ア 災害救助基金積立金	1,070	1,800	基金運用益の確定に伴う補正である。
イ 被災者自立生活再建支援事業費	△ 88,250	58,250	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 災害救助費負担金等事業費	△ 381,013	632,747	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 3 款 公債費	5, 109, 720	196, 344, 720	
第 1 項 公債費	5, 109, 720	196, 344, 720	
第 1 目 元金	5, 400, 125	176, 401, 125	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	△ 134, 355		(27) 繰出金 5, 400, 125
繰入金	△ 32, 992, 000		
一般歳入	38, 526, 480		
(1) 公債費 (元金) (繰出金)	5, 400, 125	176, 401, 125	公債管理特別会計への繰出金の補正である。
第 2 目 利子	△ 217, 837	18, 884, 163	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	3, 279		(27) 繰出金 △ 217, 837
一般歳入	△ 221, 116		
(1) 公債費 (利子) (繰出金)	△ 217, 837	18, 884, 163	公債管理特別会計への繰出金の補正である。
第 3 目 公債諸費	△ 72, 568	1, 059, 432	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	8, 516		(8) 旅費 200
一般歳入	△ 81, 084		(10) 需用費 △ 285
			(11) 役務費 △ 56, 064
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 953
			(27) 繰出金 △ 15, 466
(1) 公債諸費	△ 72, 568	1, 059, 432	公債管理特別会計への繰出金等の補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 4 款 諸支出金	△ 3,996,838	230,819,162	
第 1 項 地方消費税清算金	△ 5,040,000	94,854,000	
第 1 目 地方消費税清算金 (財源内訳) 一般歳入	△ 5,040,000	94,854,000	(節内訳) (22) 償還金、利子及び割引料 △ 5,040,000
(1) 地方消費税清算金	△ 5,040,000	94,854,000	地方消費税収入額を都道府県間で清算する経費の補正である。
第 2 項 所得割交付金	△ 45,000	290,000	
第 1 目 所得割交付金 (財源内訳) 一般歳入	△ 45,000	290,000	(節内訳) (18) 負担金、補助及び交付金 △ 45,000
(1) 所得割交付金	△ 45,000	290,000	県民税所得割収入額(退職所得分)の税率2%相当分を指定都市に交付する経費の補正である。
第 3 項 利子割交付金	△ 43,000	243,000	
第 1 目 利子割交付金 (財源内訳) 一般歳入	△ 43,000	243,000	(節内訳) (18) 負担金、補助及び交付金 △ 43,000
(1) 利子割交付金	△ 43,000	243,000	県民税利子割収入額から、法人に係る還付額等を調整し、事務費1%を控除した額の3/5を市町に交付する経費の補正である。
第 4 項 配当割交付金	603,000	3,802,000	
第 1 目 配当割交付金 (財源内訳) 一般歳入	603,000	3,802,000	(節内訳) (18) 負担金、補助及び交付金 603,000
(1) 配当割交付金	603,000	3,802,000	県民税配当割収入額から、事務費1%を控除した額の3/5を市町に交付する経費の補正である。
第 5 項 株式等譲渡所得割交付金	2,962,000	6,128,000	
第 1 目 株式等譲渡所得割交付金	2,962,000	6,128,000	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(財源内訳) 一般歳入	2,962,000		(節内訳) (18) 負担金、補助及び交付金 2,962,000
(1) 株式等譲渡所得割交付金	2,962,000	6,128,000	県民税株式等譲渡所得割収入額から、事務費1%を控除した額の3/5を市町に交付する経費の補正である。
第 6 項 法人事業税交付金	323,000	10,033,000	
第 1 目 法人事業税交付金	323,000	10,033,000	
(財源内訳) 一般歳入	323,000		(節内訳) (18) 負担金、補助及び交付金 323,000
(1) 法人事業税交付金	323,000	10,033,000	法人事業税収入額から、超過課税分を控除した額の7.7%を市町に交付する経費の補正である。
第 7 項 地方消費税交付金	△ 4,939,000	93,347,000	
第 1 目 地方消費税交付金	△ 4,939,000	93,347,000	
(財源内訳) 一般歳入	△ 4,939,000		(節内訳) (18) 負担金、補助及び交付金 △ 4,939,000
(1) 地方消費税交付金	△ 4,939,000	93,347,000	都道府県間で清算した地方消費税の1/2を市町に交付する経費の補正である。
第 8 項 ゴルフ場利用税交付金	△ 67,000	1,733,000	
第 1 目 ゴルフ場利用税交付金	△ 67,000	1,733,000	
(財源内訳) 一般歳入	△ 67,000		(節内訳) (18) 負担金、補助及び交付金 △ 67,000
(1) ゴルフ場利用税交付金	△ 67,000	1,733,000	ゴルフ場利用税収入額の7/10を当該ゴルフ場所在市町に交付する経費の補正である。
第 9 項 軽油引取税交付金	1,059,000	12,732,000	
第 1 目 軽油引取税交付金	1,059,000	12,732,000	
(財源内訳) 一般歳入	1,059,000		(節内訳) (18) 負担金、補助及び交付金 1,059,000
(1) 軽油引取税交付金	1,059,000	12,732,000	軽油引取税収入額の9/10を県と指定市で国道、県道の面積により按分し交付する経費の補正である。
第 10 項 自動車税環境性能割交付金	321,000	2,584,000	

科	目	補正額	現計額	説明
第 1 目	自動車税環境性能割交付金 (財源内訳) 一般歳入 (1) 自動車税環境性能割交付金	321,000 321,000 321,000	2,584,000 2,584,000	(節内訳) (18) 負担金、補助及び交付金 321,000 自動車税環境性能割収入額の40.85%を市町に交付し、33.25%を県と指定市で国道、県道の延長、面積により按分し交付する経費の補正である。
第 1 1 項	利子割精算金	0	1,000	
第 1 2 項	旧法による自動車取得税交付金	181,000	184,000	
第 1 目	旧法による自動車取得税交付金 (財源内訳) 一般歳入 (1) 旧法自動車取得税交付金	181,000 181,000 181,000	184,000 184,000	(節内訳) (18) 負担金、補助及び交付金 181,000 旧法自動車取得税収入額の66.5%を市町に交付し、28.5%を県と指定市で国道、県道の延長、面積により按分し交付する経費の補正である。
第 1 3 項	県税還付金	600,000	4,800,000	
第 1 目	県税還付金 (財源内訳) 一般歳入 (1) 県税還付金	600,000 600,000 600,000	4,800,000 4,800,000	(節内訳) (22) 償還金、利子及び割引料 600,000 県税に係る過誤納金の還付及び地方税法上の規定に従い行う還付金の補正である。
第 1 4 項	公営企業費	88,162	88,162	
第 1 目	工業用水道事業費 (財源内訳) 国庫支出金 (1) 工業用水道事業会計繰出金	59,617 59,617 59,617	59,617 59,617	(節内訳) (27) 繰出金 59,617 光熱費高騰の影響を受ける工業用水道事業会計への繰出金の補正である。
第 2 目	水道事業費 (財源内訳) 国庫支出金	28,545 28,545	28,545	(節内訳) (27) 繰出金 28,545

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 水道事業会計繰出金	28,545	28,545	光熱費高騰の影響を受ける水道事業会計への繰出金の補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 5 款 予備費	△ 1,000,000	500,000	
第 1 項 予備費	△ 1,000,000	500,000	
第 1 目 予備費	△ 1,000,000	500,000	
(財源内訳) 一般歳入	△ 1,000,000		(節内訳) (30) 予備費 △ 1,000,000
(1) 予備費	△ 1,000,000	500,000	予備費充用の確定に伴う補正である。

2 繰越明許費

1 変更

(単位：千円)

所属部局	款 項	事業名	金 額		説 明
			補正前	補正後	
くらし・環境部	5 くらし・環境費 4 環境費	環境政策費	354,000	384,000	国の補正予算に係る水道施設耐震化等事業費助成において、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
スポーツ・文化観光部	6 スポーツ・文化観光費 4 観光交流費	観光費	94,000	148,000	観光施設整備事業において、関係機関との調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	6 スポーツ・文化観光費 5 空港振興費	空港振興費	640,000	905,000	空港隣接地域賑わい空間創生事業等において、関係機関との調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
経済産業部	8 経済産業費 2 産業革新費	産業革新費	2,050,000	2,356,000	地産エネルギー創出支援事業等において、関係機関との調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	8 経済産業費 5 農業費	農業費	1,240,000	3,088,000	農林大学校専門職大学移行事業等において、資材の入手に日時を要したこと及び国の補正予算に係る農林技術研究所茶業研究センター施設整備事業において、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

所属部局	款 項	事 業 名	金 額		説 明
			補 正 前	補 正 後	
経 済 産 業 部	8 経済産業費 6 農地費	農地費	3,137,000	7,804,000	農業地域生産力強化整備事業等において、用地補償交渉、資材の入手難、関係機関との調整、入札不調に伴う再調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	8 経済産業費 7 森林・林業費	森林・林業費	2,094,000	5,130,000	治山事業等において、用地補償交渉、資材の入手難、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
交 通 基 盤 部	9 交通基盤費 4 道路費	道路橋りょう 維持管理費	15,000	1,510,000	道路等維持修繕費等において、用地補償交渉、関係機関との調整、入札不調に伴う再調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	9 交通基盤費 4 道路費	道路橋りょう 新設改良費	7,235,000	21,073,000	道路関係国庫補助事業等において、用地補償交渉、関係機関との調整、入札不調に伴う再調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	9 交通基盤費 5 河川砂防費	河川改良費	11,819,000	20,141,000	河川関係国庫補助事業等において、用地補償交渉、関係機関との調整、入札不調に伴う再調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

所属部局	款 項	事業名	金 額		説 明
			補正前	補正後	
交通基盤部	9 交通基盤費 5 河川砂防費	海岸費	1,177,000	2,220,000	社会資本整備総合交付金事業（海岸）等において、関係機関との調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	9 交通基盤費 5 河川砂防費	砂防費	6,087,000	9,342,000	社会資本整備総合交付金事業（砂防）等において、用地補償交渉、関係機関との調整、入札不調に伴う再調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	9 交通基盤費 5 河川砂防費	農林地すべり対策費	1,246,000	1,337,000	農地地すべり対策事業等において、用地補償交渉、関係機関との調整、入札不調に伴う再調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	9 交通基盤費 6 港湾費	港湾建設費	5,110,000	7,643,000	社会資本整備総合交付金事業（港湾）等において、用地補償交渉、関係機関との調整、入札不調に伴う再調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	9 交通基盤費 6 港湾費	漁港整備費	1,573,000	2,608,000	県営漁港整備事業等において、関係機関との調整、入札不調に伴う再調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

所属部局	款 項	事 業 名	金 額		説 明
			補 正 前	補 正 後	
交通基盤部	9 交通基盤費 7 都市費	市街地整備費	99,000	3,787,000	都市計画街路事業等において、用地補償交渉、関係機関との調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	9 交通基盤費 7 都市費	公園緑地費	67,000	181,000	公園・緑化推進事業等において、関係機関との調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
警 察 本 部	10 警察費 1 警察管理費	警察施設費	45,000	213,000	中部運転免許センター建設整備事業において、関係機関との調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
教育委員会 事 務 局	11 教育費 2 教育委員会費	教育管理費	180,000	4,291,000	県立学校等長寿命化事業等において、資材の入手難、関係機関との調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	11 教育費 8 学校教育費	高校教育費	200,000	251,000	演劇教育導入推進事業等において、資材の入手難、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

2 追加

所属部局	款 項	事業名	金額	説 明
危機管理部	3 危機管理費 1 危機管理費	危機管理費	157,000	地震・津波対策等減災交付金等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
経営管理部	4 経営管理費 1 経営管理費	資産経営費	83,000	県庁舎等施設改修費において、資材の入手難、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
くらし・環境部	5 くらし・環境費 3 建築住宅費	建築安全推進費	13,000	プロジェクト「TOUKA I-0」総合支援事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
スポーツ・文化観光部	6 スポーツ・文化観光費 3 文化費	文化財費	18,000	文化財保存活用推進事業において、関係機関との調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
健康福祉部	7 健康福祉費 2 福祉長寿費	長寿社会費	1,610,000	介護保険関連施設整備事業費助成等において、資材の入手、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと及び国の補正予算に係る介護・障害福祉職員処遇改善事業費助成において、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	7 健康福祉費 6 感染症対策費	感染症対策費	691,000	新型コロナウイルス感染症対策事業費助成において、関係機関との調整に日時を要することにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
経済産業部	8 経済産業費 4 商工業費	商工業費	137,000	工業技術研究所庁舎等維持補修費において、資材の入手難、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

所属部局	款 項	事業名	金額	説 明
経済産業部	8 経済産業費 8 水産・海洋費	水産・海洋費	99,000	国の補正予算に係る沿岸漁業漁村振興構造改善事業費助成等において、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
交通基盤部	9 交通基盤費 5 河川砂防費	河川砂防管理費	97,000	河川維持管理費において、用地補償交渉、関係機関との調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	9 交通基盤費 6 港湾費	港湾管理費	205,000	港湾維持管理費等において、関係機関との調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	9 交通基盤費 7 都市費	都市政策費	6,000	都市計画調査費において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	9 交通基盤費 7 都市費	地域交通費	37,000	鉄道交通対策事業費助成において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	9 交通基盤費 7 都市費	生活排水費	7,000	流域別下水道整備総合計画調査費において、関係機関との調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
教育委員会事務局	11 教育費 7 特別支援学校費	特別支援学校管理費	4,000	国の補正予算に係る特別支援学校管理運営において、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
スポーツ・文化観光部	11 教育費 10 私学振興費	私学振興費	2,000	国の補正予算に係るこどもの安心・安全対策支援事業費助成において、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

所属部局	款 項	事業名	金額	説 明
経済産業部	12 災害対策費 4 農林水産施設 災害復旧費	過年災害農林 水産施設復旧 費	785,000	団体営過年災害林道復旧事業等において、資材の入手難、関係機関との調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	12 災害対策費 4 農林水産施設 災害復旧費	現年災害農林 水産施設復旧 費	702,000	団体営現年災害林道復旧事業等において、関係機関との調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
交通基盤部	12 災害対策費 5 土木施設災害 復旧費	過年災害土木 復旧費	7,800,000	過年災害土木復旧事業において、用地補償交渉、関係機関との調整、入札不調に伴う再調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	12 災害対策費 5 土木施設災害 復旧費	現年災害土木 復旧費	3,843,000	現年災害土木復旧事業において、用地補償交渉、関係機関との調整、入札不調に伴う再調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

3 債務負担行為

1 変更

(1) 令和5年度において債務負担行為を行うもの

(単位：千円)

所管部局	事項	区分	工事予定額	令和5年度 計上予算額	債務負担 行為限度額	期間
交通基盤部 河川砂防局	46 静岡モデル防潮堤整備促進事業工事契約	変更前	1,900,000	130,500	1,769,500	5～7年度
		変更後	1,900,000	45,340	1,854,660	5～7年度

(2) 令和4年度以前において債務負担行為を行ったもの

(単位：千円)

所管部局	事項	区分	管理運営 予定額	令和4年度 計上予算額	債務負担 行為限度額	期間
くらし・環境部 県民生活局	110 静岡県男女共同参画センターの管理運営に係る協定	変更前	455,000	0	455,000	4～9年度
		変更後	476,388	0	476,388	4～9年度

所管部局	事項	区分	管理運営 予定額	令和3年度 計上予算額	債務負担 行為限度額	期間
くらし・環境部 環境局	95 静岡県立森林公園森の家施設・静岡県立森林公園施設等の管理運営に係る協定 (静岡県立森林公園森の家施設・静岡県立森林公園施設ほか1件)	変更前	533,900	0	533,900	3～8年度
		変更後	544,106	0	544,106	3～8年度
	静岡県立森林公園森の家施設・静岡県立森林公園施設の管理運営に係る協定	変更前	354,600	0	354,600	3～8年度
		変更後	362,280	0	362,280	3～8年度

所管部局	事項	区分	管理運営 予定額	令和3年度 計上予算額	債務負担 行為限度額	期間
くらし・環境部 環境局	静岡県県民の森施設の 管理運営に係る協定	変更前	179,300	0	179,300	3～8年度
		変更後	181,826	0	181,826	3～8年度

所管部局	事項	区分	管理運営 予定額	令和4年度 計上予算額	債務負担 行為限度額	期間
スポーツ・文化観光部 スポーツ局	112 静岡県立水泳場等の 管理運営に係る協定 (静岡県立水泳場ほか2 件)	変更前	2,307,975	0	2,307,975	4～9年度
		変更後	2,365,255	0	2,365,255	4～9年度
	静岡県立水泳場の管理 運営に係る協定	変更前	831,400	0	831,400	4～9年度
		変更後	856,932	0	856,932	4～9年度
	静岡県富士水泳場の管 理運営に係る協定	変更前	1,030,475	0	1,030,475	4～9年度
		変更後	1,046,679	0	1,046,679	4～9年度
	静岡県武道館の管理運 営に係る協定	変更前	446,100	0	446,100	4～9年度
		変更後	461,644	0	461,644	4～9年度

所管部局	事項	区分	管理運営 予定額	令和3年度 計上予算額	債務負担 行為限度額	期間
スポーツ・文化観光部 文化局	96 静岡県コンベンショ ンアーツセンターの管 理運営に係る協定	変更前	4,319,000	0	4,319,000	3～8年度
		変更後	4,508,672	0	4,508,672	3～8年度

所管部局	事項	区分	管理運営 予定額	令和3年度 計上予算額	債務負担 行為限度額	期間
スポーツ・文化観光部 文化局	97 静岡県舞台芸術公園 の管理運営に係る協定	変更前	276,400	0	276,400	3～8年度
		変更後	286,972	0	286,972	3～8年度

所管部局	事項	区分	管理運営 予定額	令和4年度 計上予算額	債務負担 行為限度額	期間
スポーツ・文化観光部 観光交流局	113 日本平山頂シンボル 施設の管理運営に係る 協定	変更前	225,500	0	225,500	4～9年度
		変更後	232,316	0	232,316	4～9年度

所管部局	事項	区分	管理運営 予定額	令和2年度 計上予算額	債務負担 行為限度額	期間
経済産業部 産業革新局	107 静岡県医療健康産業 研究開発センターの管 理運営に係る協定	変更前	274,000	0	274,000	2～7年度
		変更後	280,130	0	280,130	2～7年度

所管部局	事項	区分	管理運営 予定額	令和3年度 計上予算額	債務負担 行為限度額	期間
経済産業部 商工業局	108 静岡県産業経済会館 の管理運営に係る協定	変更前	49,257	0	49,257	3～8年度
		変更後	58,242	0	58,242	3～8年度
経済産業部 農業局	109 静岡県家畜共同育成 場の管理運営に係る協 定	変更前	265,420	0	265,420	3～8年度
		変更後	273,421	0	273,421	3～8年度

所管部局	事項	区分	管理運営 予定額	令和2年度 計上予算額	債務負担 行為限度額	期間
経済産業部 水産・海洋局	112 静岡県水産・海洋技術研究所浜名湖分場体験学習施設の管理運営に係る協定	変更前	100,000	0	100,000	2～7年度
		変更後	101,294	0	101,294	2～7年度

所管部局	事項	区分	工事予定額	令和4年度 計上予算額	債務負担 行為限度額	期間
交通基盤部 河川砂防局	56 静岡モデル防潮堤整備促進事業工事契約	変更前	5,500,000	242,000	5,258,000	4～7年度
		変更後	7,355,000	242,000	7,113,000	4～7年度

所管部局	事項	区分	管理運営 予定額	令和2年度 計上予算額	債務負担 行為限度額	期間
交通基盤部 都市局	115 都市公園の管理運営に係る協定 (静岡県草薙総合運動場ほか4件)	変更前	5,889,015	0	5,889,015	2～7年度
		変更後	6,066,655	0	6,066,655	2～7年度
	静岡県草薙総合運動場の管理運営に係る協定	変更前	1,606,515	0	1,606,515	2～7年度
		変更後	1,661,139	0	1,661,139	2～7年度
	遠州灘海浜公園の管理運営に係る協定	変更前	421,500	0	421,500	2～7年度
		変更後	433,406	0	433,406	2～7年度
	愛鷹広域公園の管理運営に係る協定	変更前	570,000	0	570,000	2～7年度
		変更後	577,736	0	577,736	2～7年度

所管部局	事項	区分	管理運営 予定額	令和2年度 計上予算額	債務負担 行為限度額	期間
交通基盤部 都市局	小笠山総合運動公園の 管理運営に係る協定	変更前	2,998,500	0	2,998,500	2～7年度
		変更後	3,097,868	0	3,097,868	2～7年度
	吉田公園の管理運営に 係る協定	変更前	292,500	0	292,500	2～7年度
		変更後	296,506	0	296,506	2～7年度

所管部局	事項	区分	管理運営 予定額	令和元年度 計上予算額	債務負担 行為限度額	期間
交通基盤部 都市局	111 都市公園の管理運営 に係る協定 (静岡県富士山こどもの 国ほか1件)	変更前	3,188,000	0	3,188,000	元～6年度
		変更後	3,220,835	0	3,220,835	元～6年度
	静岡県富士山こどもの 国の管理運営に係る協 定	変更前	1,600,000	0	1,600,000	元～6年度
		変更後	1,611,472	0	1,611,472	元～6年度
	浜名湖ガーデンパーク の管理運営に係る協定	変更前	1,588,000	0	1,588,000	元～6年度
		変更後	1,609,363	0	1,609,363	元～6年度

所管部局	事項	区分	工事予定額	令和4年度 計上予算額	債務負担 行為限度額	期間
教育委員会事務局 教育施設課	76 高等学校校舎建築工 事契約 (沼津商業高等学校)	変更前	3,856,000	172,000	3,684,000	4～6年度
		変更後	4,530,000	172,000	4,358,000	4～7年度

所 管 部 局	事 項	区 分	工事予定額	令和4年度 計上予算額	債務負担 行為限度額	期 間
教育委員会事務局 教育施設課	77 高等学校校舎建築工 事契約 (藤枝東高等学校)	変更前	2,082,000	372,000	1,710,000	4～5年度
		変更後	2,082,000	372,000	1,710,000	4～6年度

所 管 部 局	事 項	区 分	委託予定額	令和4年度 計上予算額	債務負担 行為限度額	期 間
教育委員会事務局 高校教育課	85 高等学校等奨学金等 債権回収業務委託契約	変更前	9,100	3,200	5,900	4～6年度
		変更後	10,000	3,200	6,800	4～6年度

所 管 部 局	事 項	区 分	管 理 運 営 予 定 額	令和3年度 計上予算額	債務負担 行為限度額	期 間
教育委員会事務局 社会教育課	93 静岡県立三ヶ日青年 の家の管理運営に係る 協定	変更前	585,000	0	585,000	3～8年度
		変更後	594,606	0	594,606	3～8年度

4 県 債

公共事業等の補正に伴い、下記のとおり県債を補正するものである。

△印減額（単位：千円）

区 分・事 業 名	起債予定額	既計上額	今回補正額	増 減 理 由
公 共 事 業 等 債 計	34,940,000	38,251,000	△ 3,311,000	
出先機関庁舎等整備費	11,000	1,000	10,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
観光施設整備事業費	7,000	14,000	△ 7,000	〃
土地改良事業費	2,575,000	2,293,000	282,000	〃
耕地災害防止施設費	550,000	549,000	1,000	〃
林道事業費	260,000	307,000	△ 47,000	〃
治山事業費	1,282,000	1,166,000	116,000	〃
道路事業費	4,816,000	4,368,000	448,000	〃
臨時県道整備事業費	6,615,000	7,040,000	△ 425,000	〃
河川事業費	2,884,000	3,755,000	△ 871,000	〃
海岸保全事業費	654,000	634,000	20,000	〃
砂防事業費	1,627,000	1,893,000	△ 266,000	〃
港湾事業費	2,519,000	2,314,000	205,000	〃
漁港整備費	486,000	549,000	△ 63,000	〃
漁港海岸保全費	152,000	151,000	1,000	〃
都市公園整備費	100,000	144,000	△ 44,000	〃
警察施設整備費	379,000	185,000	194,000	〃
国直轄土地改良事業費	499,000	652,000	△ 153,000	〃
国直轄治山事業費	378,000	594,000	△ 216,000	〃

区分・事業名	起債予定額	既計上額	今回補正額	増減理由
国直轄道路事業費	3,884,000	5,276,000	△ 1,392,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
国直轄河川事業費	1,264,000	1,276,000	△ 12,000	〃
国直轄海岸保全事業費	451,000	728,000	△ 277,000	〃
国直轄砂防事業費	1,998,000	2,042,000	△ 44,000	〃
国直轄港湾事業費	1,060,000	1,831,000	△ 771,000	〃
その他計上事業費	489,000	489,000	0	
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業費債計	13,444,000	14,132,000	△ 688,000	
老人福祉施設整備事業費	6,000	13,000	△ 7,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
土地改良事業費	362,000	833,000	△ 471,000	〃
耕地災害防止施設費	403,000	328,000	75,000	〃
林道事業費	0	35,000	△ 35,000	〃
道路事業費	1,472,000	1,510,000	△ 38,000	〃
臨時県道整備事業費	312,000	524,000	△ 212,000	〃
その他計上事業費	10,889,000	10,889,000	0	
災害復旧事業債計	6,248,000	8,472,000	△ 2,224,000	
過年災害復旧費（補助）	3,269,000	3,383,000	△ 114,000	
過年災害社会福祉施設復旧費	4,000	7,000	△ 3,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
過年災害農林水産施設復旧費	35,000	34,000	1,000	〃
過年災害土木復旧費	3,230,000	3,342,000	△ 112,000	〃
現年災害復旧費（補助）	1,696,000	4,233,000	△ 2,537,000	
現年災害社会福祉施設復旧費	1,627,000	1,693,000	△ 66,000	起債対象事業費の決定に伴う補正

区 分・事 業 名		起債予定額	既計上額	今回補正額	増減理由
	現年災害農林水産施設復旧費	0	398,000	△ 398,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
	現年災害土木復旧費	69,000	2,009,000	△ 1,940,000	〃
	現年災害教育施設復旧費	0	133,000	△ 133,000	〃
	過年災害復旧費（単独）	19,000	20,000	△ 1,000	
	過年災害空港施設復旧費	19,000	20,000	△ 1,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
	現年災害復旧費（単独）	1,127,000	393,000	734,000	
	現年災害観光施設復旧費	0	30,000	△ 30,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
	現年災害空港施設復旧費	29,000	60,000	△ 31,000	〃
	現年災害農林水産施設復旧費	0	15,000	△ 15,000	〃
	現年災害土木復旧費	1,098,000	258,000	840,000	〃
	現年災害教育施設復旧費	0	30,000	△ 30,000	〃
	国直轄災害復旧費	137,000	443,000	△ 306,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
教育・福祉施設等整備事業債計		1,738,000	2,291,000	△ 553,000	
	文化学術施設整備事業費	9,000	3,000	6,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
	老人福祉施設整備事業費	186,000	560,000	△ 374,000	〃
	児童福祉施設整備事業費	42,000	113,000	△ 71,000	〃
	障害者施設整備事業費	184,000	155,000	29,000	〃
	看護専門学校施設整備事業費	116,000	133,000	△ 17,000	〃
	農林技術研究所整備事業費	114,000	58,000	56,000	〃
	食肉センター再編整備事業費	168,000	172,000	△ 4,000	〃
	特別支援学校施設整備費	695,000	853,000	△ 158,000	〃

区分・事業名	起債予定額	既計上額	今回補正額	増減理由
大学施設整備事業費	224,000	244,000	△ 20,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
一般単独事業債計	39,057,000	41,780,000	△ 2,723,000	
地震対策事業費	192,000	303,000	△ 111,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
出先機関庁舎等整備費	1,257,000	1,451,000	△ 194,000	〃
脱炭素推進事業費	551,000	615,000	△ 64,000	〃
スポーツ施設整備事業費	251,000	353,000	△ 102,000	〃
文化学術施設整備事業費	605,000	1,091,000	△ 486,000	〃
観光施設整備事業費	379,000	469,000	△ 90,000	〃
空港整備事業費	245,000	257,000	△ 12,000	〃
社会福社会館整備事業費	1,000	4,000	△ 3,000	〃
職業能力開発施設整備事業費	4,000	6,000	△ 2,000	〃
工業技術研究所整備事業	248,000	253,000	△ 5,000	〃
先端農業推進拠点整備事業費	7,000	5,000	2,000	〃
農林技術研究所整備事業費	1,127,000	410,000	717,000	〃
農林大学校専門職大学整備事業費	121,000	126,000	△ 5,000	〃
食肉センター再編整備事業費	58,000	57,000	1,000	〃
土地改良事業費	105,000	110,000	△ 5,000	〃
自然災害防止事業費	315,000	475,000	△ 160,000	〃
緊急浚渫推進事業費	2,734,000	2,730,000	4,000	〃
育種場設備整備事業費	6,000	8,000	△ 2,000	〃

区分・事業名	起債予定額	既計上額	今回補正額	増減理由
林道事業費	246,000	279,000	△ 33,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
臨時林道整備事業費	126,000	98,000	28,000	〃
治山事業費	398,000	428,000	△ 30,000	〃
緊急自然災害防止対策事業費	8,335,000	8,298,000	37,000	〃
水産・海洋技術研究所等整備費	53,000	65,000	△ 12,000	〃
魚介類種苗生産施設整備費	14,000	27,000	△ 13,000	〃
臨時県道整備事業費	8,871,000	9,217,000	△ 346,000	〃
河川事業費	104,000	86,000	18,000	〃
臨時河川整備事業費	1,734,000	1,566,000	168,000	〃
砂防事業費	113,000	112,000	1,000	〃
港湾事業費	162,000	161,000	1,000	〃
漁港整備費	106,000	96,000	10,000	〃
都市公園整備費	158,000	157,000	1,000	〃
地震防災事業費	200,000	218,000	△ 18,000	〃
警察施設整備費	1,829,000	2,143,000	△ 314,000	〃
臨時高等学校施設整備費	7,948,000	9,652,000	△ 1,704,000	〃
その他計上事業費	454,000	454,000	0	
公営企業債	3,312,000	5,643,000	△ 2,331,000	
地方独立行政法人 静岡県立病院機構事業費	3,312,000	5,643,000	△ 2,331,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
その他計上事業債	59,000	67,000	△ 8,000	
公有林整備費	59,000	67,000	△ 8,000	起債対象事業費の決定に伴う補正

区 分・事 業 名	起債予定額	既計上額	今回補正額	増減理由
調 整 債	7,000,000	0	7,000,000	
調 整 債	7,000,000	0	7,000,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
臨 時 財 政 対 策 債	23,130,000	22,000,000	1,130,000	
臨 時 財 政 対 策	23,130,000	22,000,000	1,130,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
一 般 会 計 合 計	128,928,000	132,636,000	△ 3,708,000	

特 別 会 計	208,048,169	208,994,386	△ 946,217	
企 業 会 計	5,550,000	6,563,000	△ 1,013,000	
再 計	342,526,169	348,193,386	△ 5,667,217	

第 2 特別会計 2 月補正予算

第 5 1 号議案

1 公債管理特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 公債費	5,216,605	496,270,605	
第 1 項 公債費	5,216,605	496,270,605	
第 1 目 元金	5,399,108	473,402,108	
(財源内訳) 繰入金	5,399,108		(節内訳) (22) 償還金、利子及び割引料 245,688 (24) 積立金 5,153,420
(1) 公債費 (元金)	5,399,108	473,402,108	
ア 公債費 (元金) 特別会計	245,688	335,504,076	県債の元金相当額の補正である。
イ 公債費 (元金) 特別会計 (積立金)	5,153,420	137,898,032	県債元金相当額を基金に積み立てる経費の補正である。
第 2 目 利子	△ 167,037	22,221,963	
(財源内訳) 財産収入 繰入金	25,400 △ 192,437		(節内訳) (22) 償還金、利子及び割引料 △ 192,437 (24) 積立金 25,400
(1) 公債費 (利子)	△ 167,037	22,221,963	
ア 公債費 (利子) 特別会計	△ 192,437	20,550,563	県債の利子の補正である。
イ 公債費 (利子) 特別会計 (積立金)	25,400	1,671,400	県債利子相当額を基金に積み立てる経費の補正である。
第 3 目 公債諸費	△ 15,466	646,534	
(財源内訳) 繰入金	△ 15,466		(節内訳) (11) 役務費 △ 15,466
(1) 公債諸費 (特別会計)	△ 15,466	646,534	県債の支払手数料等の補正である。

第52号議案

2 自動車税等証紙徴収事務特別会計

(単位：千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 繰出金	10,000	3,178,000	
第 1 項 一般会計繰出金	10,000	3,178,000	
第 1 目 一般会計繰出金	10,000	3,178,000	
(財源内訳) 証紙収入	10,000		(節内訳) (27) 繰出金 10,000
(1) 自動車税等証紙徴収事 業費	10,000	3,178,000	自動車税環境性能割及び自動車税種別割のうち、 証紙徴収したものを一般会計歳入へ振替支出する 経費の補正である。

第53号議案

3 県営住宅事業特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 県営住宅事業費	△ 1,348,017	9,952,188	
第 1 項 県営住宅管理費	△ 17,611	3,346,950	
第 1 目 管理総務費	△ 4,504	170,371	
(財源内訳) 使用料及び手数料	△ 4,504		(節内訳) (2) 給料 △ 2,640 (3) 職員手当等 △ 2,064 (4) 共済費 200
(1) 職員給与費	△ 4,504	170,371	県営住宅事業特別会計職員の人件費の補正である。 ・給料 △ 2,640 一般職給 △ 2,640 ・職員手当等 △ 2,064 扶養手当 △ 268 地域手当 △ 106 住居手当 360 通勤手当 222 期末手当 △ 924 勤勉手当 △ 1,173 児童手当 △ 175 ・共済費 200 地方職員共済組合等負担金 200
第 2 目 県営住宅管理費	△ 13,107	3,176,579	
(財源内訳) 使用料及び手数料 国庫支出金 繰入金	△ 62,795 3,806 45,882		(節内訳) (1) 報酬 △ 466 (7) 報償費 △ 1,544 (11) 役務費 △ 2,000 (12) 委託料 △ 9,097
(1) 県営住宅管理費	△ 13,107	1,767,579	県営住宅の管理に要する経費の補正である。
(2) 県営住宅修繕等事業費	0	1,409,000	財源更正に伴う補正である。
第 2 項 県営住宅整備費	△ 1,387,008	6,493,992	
第 1 目 県営住宅整備費	△ 1,387,008	6,493,992	
(財源内訳) 使用料及び手数料 国庫支出金	115,176 △ 959,184		(節内訳) (2) 給料 △ 2,341 (3) 職員手当等 △ 2,692

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 4 款 予備費	0	67,343	
第 1 項 予備費	0	67,343	

繰越明許費

(単位：千円)

款 項	事 業 名	金 額	説 明
1 県営住宅事業費 2 県営住宅整備費	県営住宅整備費	503,000	県営住宅総合再生整備事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

令和5年度 県債の補正について

公営住宅建設事業債について起債事業費の変更があったため、下記のとおり県債を補正するものである。

△印減額 (単位：千円)

区 分	事 業 名	起 債 予 定 額	既 計 上 額	今 回 補 正 額
公 営 住 宅 建 設 事 業 債	公 営 住 宅 建 設 費	3,130,000	3,673,000	△ 543,000
過 年 災 害 公 営 住 宅 復 旧 費 債	過 年 災 害 公 営 住 宅 復 旧 費	13,000	0	13,000
合 計		3,143,000	3,673,000	△ 530,000

第54号議案

4 母子父子寡婦福祉資金特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 母子父子寡婦福祉資金 費	△ 12,680	426,320	
第 1 項 母子父子寡婦福祉資金 貸付金	△ 14,000	346,000	
第 1 目 貸付金 (財源内訳) 諸収入	△ 14,000 △ 14,000	346,000	(節内訳) (20) 貸付金 △ 14,000
(1) 母子父子寡婦福祉資金 貸付金	△ 14,000	346,000	貸付件数の変動等に伴う補正である。
第 2 項 諸費	1,320	6,320	
第 1 目 諸費 (財源内訳) 諸収入	1,320 1,320	6,320	(節内訳) (12) 委託料 1,320
(1) 母子父子寡婦福祉資金 貸付事務費	1,320	6,320	母子父子寡婦福祉資金貸付システムの保守管理 に要する経費の補正である。
第 3 項 一般会計繰出金	0	74,000	
第 2 款 公債費	0	148,000	
第 1 項 公債費	0	148,000	
第 3 款 予備費	0	50,000	
第 1 項 予備費	0	50,000	

第55号議案

5 心身障害者扶養共済事業特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 扶養共済事業費	△ 5,890	651,960	
第 1 項 扶養年金費	△ 5,890	648,179	
第 1 目 扶養年金費	△ 5,890	648,179	(節内訳) (18) 負担金、補助及び交付金 △ 5,890 加入者数の変動に伴う補正である。 受給者数の変動に伴う補正である。
(財源内訳)			
繰入金	△ 1		
諸収入	△ 5,889		
(1) 心身障害者扶養年金費	△ 5,890	648,179	
ア 心身障害者扶養年金費	△ 7,263	290,869	
イ 心身障害者扶養年金費 (年金費)	1,373	357,310	
第 2 項 諸費	0	3,781	
第 2 款 予備費	0	150	
第 1 項 予備費	0	150	

第56号議案

6 国民健康保険事業特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 総務費	0	6,970	
第 1 項 総務管理費	0	6,216	
第 1 目 一般管理費	0	6,216	(節内訳) (10) 需要費 △ 190 (11) 役務費 142 (12) 委託料 48
(1) 事務費	0	6,216	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 項 運営協議会費	0	754	
第 2 款 保険給付費等交付金	14,370,927	257,744,251	
第 1 項 保険給付費等交付金	14,370,927	257,744,251	
第 1 目 普通交付金	14,904,533	251,069,439	(節内訳) (18) 負担金、補助及び交付金 14,904,533
(財源内訳) 分担金及び負担金 471,465 国庫支出金 994,646 前期高齢者交付金 3,735,970 繰入金 933,660 繰越金 7,733,929 諸収入 1,034,863			
(1) 保険給付費等交付金（普通交付金）	14,904,533	251,069,439	保険給付費等の変動に伴う補正である。
第 2 目 特別交付金	△ 533,606	6,674,812	(節内訳) (18) 負担金、補助及び交付金 △ 533,606
(財源内訳) 国庫支出金 △ 515,527 繰入金 △ 65,330 諸収入 47,251			
(1) 保険給付費等交付金（特別交付金）	△ 533,606	6,674,812	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
第 3 款 後期高齢者支援金等	△ 523,115	47,884,677	
第 1 項 後期高齢者支援金等	△ 523,115	47,884,677	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 目 後期高齢者支援金	△ 523,115	47,881,775	
(財源内訳) 分担金及び負担金	486,753		(節内訳) (18) 負担金、補助及び交付金 △ 523,115
国庫支出金	△ 1,009,868		
(1) 後期高齢者支援金	△ 523,115	47,881,775	後期高齢者支援金の決定に伴う補正である。
第 4 款 前期高齢者納付金等	7,260	117,124	
第 1 項 前期高齢者納付金等	7,260	117,124	
第 1 目 前期高齢者納付金	7,260	114,668	
(財源内訳) 分担金及び負担金	37,948		(節内訳) (18) 負担金、補助及び交付金 7,260
繰越金	△ 30,688		
(1) 前期高齢者納付金	7,260	114,668	前期高齢者納付金の決定に伴う補正である。
第 5 款 介護納付金	0	15,958,460	
第 1 項 介護納付金	0	15,958,460	
第 6 款 病床転換支援金等	△ 125	75	
第 1 項 病床転換支援金等	△ 125	75	
第 1 目 病床転換助成関係事務 費拠出金	△ 125	75	
(財源内訳) 分担金及び負担金	△ 74		(節内訳) (18) 負担金、補助及び交付金 △ 125
繰越金	△ 51		
(1) 病床転換助成関係事務 費拠出金	△ 125	75	病床転換助成関係事務費拠出金の決定に伴う補正である。
第 7 款 共同事業拠出金	0	689,399	
第 1 項 共同事業拠出金	0	689,399	
第 8 款 保健事業費	△ 30,343	169,657	
第 1 項 保健事業費	△ 30,343	169,657	
第 1 目 保健事業費	△ 30,343	169,657	
(財源内訳) 国庫支出金	△ 30,343		(節内訳) (7) 報償費 △ 50

第57号議案

7 中小企業高度化資金貸付事業等特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 中小企業高度化等事業費	△ 30,585	1,561,751	
第 1 項 中小企業高度化資金等貸付金	△ 10,271	1,368,962	
第 1 目 貸付金	△ 10,271	1,368,962	
(財源内訳)			(節内訳)
繰入金	△ 52,984		(20) 貸付金 △ 10,271
繰越金	50,930		
県債	△ 8,217		
(1) 高度化資金費貸付金	△ 10,271	1,368,962	
ア 集団化資金費貸付金	△ 10,271	1,368,962	貸付金の確定に伴う補正である。
第 2 項 諸費	0	23,200	
第 3 項 一般会計繰出金	△ 20,314	169,589	
第 1 目 一般会計繰出金	△ 20,314	169,589	
(財源内訳)			(節内訳)
繰越金	△ 60		(27) 繰出金 △ 20,314
諸収入	△ 20,254		
(1) 一般会計繰出金	△ 20,254	149,921	償還金の確定に伴う補正である。
(2) 一般会計繰出金(設備近代化財源返還等)	△ 60	19,668	償還金の確定に伴う補正である。
第 2 款 公債費	28,280	852,944	
第 1 項 公債費	28,280	852,944	
第 1 目 元金	30,194	828,030	
(財源内訳)			(節内訳)
繰越金	△ 60		(22) 償還金、利子及び割引料 30,194
諸収入	30,254		
(1) 公債費(元金)	30,254	808,701	償還金の確定に伴う補正である。
(2) 公債費(設備近代化財源返還)	△ 60	19,329	償還金の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 2 目 利子	△ 1,914	24,914	
(財源内訳) 諸収入	△ 1,914		(節内訳) (22) 償還金、利子及び割引料 △ 1,914
(1) 公債費 (利子)	△ 1,914	24,914	償還金の確定に伴う補正である。

令和5年度 県債の補正について

国の予算等貸付金債について起債事業費の変更があったため、下記のとおり県債を補正するものである。

△印減額（単位：千円）

区 分	事 業 名	起債予定額	既 計 上 額	今回補正額
国の予算等貸付金債	中小企業高度化資金等貸付金	1,095,169	1,103,386	△8,217

第58号議案

8 林業改善資金特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 林業改善資金費	△ 150,092	40,935	
第 1 項 林業改善資金貸付金	0	40,000	
第 1 目 貸付金	0	40,000	
(財源内訳)			
繰越金	8,000		
諸収入	△ 8,000		
(1) 林業・木材産業改善資金貸付金	0	40,000	財源更正に伴う補正である。
第 2 項 木材産業等高度化推進資金貸付金	△ 100,000	0	
第 1 目 貸付金	△ 100,000	0	
(財源内訳)			
繰越金	△ 50,000		(節内訳)
諸収入	△ 50,000		(20) 貸付金 △ 100,000
(1) 木材産業等高度化推進資金貸付金	△ 100,000	0	貸付金額の確定に伴う補正である。
第 3 項 諸費	△ 88	935	
第 1 目 諸費	△ 88	935	
(財源内訳)			
繰越金	△ 88		(節内訳)
(1) 林業・木材産業改善資金制度運営費	△ 88	872	(12) 委託料 △ 88
			制度運営費の確定に伴う補正である。
第 4 項 木材産業等高度化資金借入金償還金	△ 50,004	0	
第 1 目 元金	△ 50,000	0	
(財源内訳)			
諸収入	△ 50,000		(節内訳)
(1) 木材産業等高度化推進資金借入金償還金(元金)	△ 50,000	0	(22) 償還金、利子及び割引料 △ 50,000
			貸付金額の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 2 目 利子	△ 4	0	
(財源内訳) 繰越金	△ 4		(節内訳) (22) 償還金、利子及び割引料 △ 4
(1) 木材産業等高度化推進 資金借入金償還金 (利 子)	△ 4	0	借入利率の確定に伴う補正である。
第 2 款 予備費	32,458	171,431	
第 1 項 予備費	32,458	171,431	
第 1 目 予備費	32,458	171,431	
(財源内訳) 繰越金	83,050		
諸収入	△ 50,592		
(1) 林業・木材産業改善資 金予備費	32,433	121,200	繰越金等の確定に伴う補正である。
(2) 木材産業等高度化推進 資金予備費	25	50,231	諸収入の確定に伴う補正である。

第59号議案

9 清水港等港湾整備事業特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 港湾事業費	△ 479,265	5,411,941	
第 1 項 港湾管理費	△ 93,256	2,093,950	
第 1 目 清水港港湾管理費	△ 54,642	1,698,887	
(財源内訳)			(節内訳)
使用料及び手数料	△ 54,454		(2) 給料 △ 5,773
繰入金	8,331		(3) 職員手当等 △ 2,686
諸収入	△ 8,519		(4) 共済費 △ 2,544
			(8) 旅費 △ 400
			(10) 需用費 △ 971
			(11) 役務費 △ 5,150
			(14) 工事請負費 △ 40,849
			(21) 補償、補填及び賠償金 3,731
(1) 職員給与費	△ 11,003	254,940	清水港管理局職員の人件費の補正である。
			・給料 △ 5,773
			一般職給 △ 5,773
			・職員手当等 △ 2,686
			扶養手当 866
			地域手当 △ 182
			住居手当 823
			通勤手当 955
			管理職手当 78
			特殊勤務手当 11
			時間外勤務手当 △ 1,557
			期末手当 △ 1,983
			勤勉手当 △ 2,337
			児童手当 640
			・共済費 △ 2,544
			地方職員共済組合等負担金 △ 2,544
(2) 事務所費	0	36,776	財源更正に伴う補正である。
(3) 清水港港湾管理費	△ 7,139	917,041	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 清水港保安対策事業費	△ 36,500	301,569	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 田子の浦港港湾管理費	△ 5,458	182,956	
(財源内訳)			(節内訳)
使用料及び手数料	△ 5,458		(2) 給料 △ 3,149
			(3) 職員手当等 △ 1,476
			(4) 共済費 △ 833

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 職員給与費	△ 5,458	54,780	田子の浦港管理事務所職員の人件費の補正である。 ・給料 △ 3,149 一般職給 △ 3,149 ・職員手当等 △ 1,476 扶養手当 374 地域手当 △ 100 住居手当 720 通勤手当 141 時間外勤務手当 △ 649 期末手当 △ 1,116 勤勉手当 △ 1,186 児童手当 340 ・共済費 △ 833 地方職員共済組合等負担金 △ 833
第 4 目 公課費	△ 33,156	26,492	
(財源内訳) 使用料及び手数料	△ 33,156		(節内訳) (26) 公課費 △ 33,156
(1) 公課費	△ 33,156	26,492	消費税納付額の確定に伴う補正である。
第 2 項 施設整備費	△ 386,009	3,317,991	
第 1 目 清水港施設整備費	△ 376,461	3,058,539	
(財源内訳) 使用料及び手数料	13,539		(節内訳) (12) 委託料 △ 30,000
県債	△ 390,000		(14) 工事請負費 △ 346,461
(1) 清水港施設整備費	△ 376,461	3,058,539	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 田子の浦港施設整備費	△ 5,765	178,235	
(財源内訳) 使用料及び手数料	5,235		(節内訳) (14) 工事請負費 △ 5,765
県債	△ 11,000		
(1) 田子の浦港施設整備費	△ 5,765	178,235	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 目 御前崎港施設整備費	△ 3,783	81,217	
(財源内訳) 使用料及び手数料	2,217		(節内訳) (14) 工事請負費 △ 3,783
県債	△ 6,000		

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 御前崎港施設整備費	△ 3,783	81,217	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 款 公債費	△ 11,735	2,107,056	
第 1 項 公債費	△ 11,735	2,107,056	
第 1 目 元金	2,250	1,987,087	
(財源内訳) 使用料及び手数料	25,615		(節内訳) (22) 償還金、利子及び割引料 2,250
財産収入	△ 70,243		
繰入金	△ 4,108		
繰越金	50,986		
(1) 公債費 (元金)	2,250	1,987,087	県債償還額の確定に伴う元金に要する経費の補正である。
第 2 目 利子	△ 12,734	113,245	
(財源内訳) 財産収入	△ 12,734		(節内訳) (22) 償還金、利子及び割引料 △ 12,734
(1) 公債費 (利子)	△ 12,734	113,245	県債の利率の確定等に伴う利子等に要する経費の補正である。
第 3 目 公債諸費	△ 1,251	6,724	
(財源内訳) 使用料及び手数料	△ 1,251		(節内訳) (11) 役務費 △ 1,251
(1) 公債費 (公債諸費)	△ 1,251	6,724	県債借入額の確定に伴う県債に係る諸手数料の補正である。
第 3 款 予備費	0	16,003	
第 1 項 予備費	0	16,003	

繰 越 明 許 費

1 変 更

(単位：千円)

款 項	事 業 名	金 額		説 明
		補 正 前	補 正 後	
1 港湾事業費 2 施設整備費	清水港施設整備費	304,000	2,561,000	富士見荷役機械整備事業等において、関係機関との調整、入札不調に伴う再調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

2 追 加

(単位：千円)

款 項	事 業 名	金 額	説 明
1 港湾事業費 1 港湾管理費	清水港港湾管理費	69,000	機能施設修繕事業等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
1 港湾事業費 1 港湾管理費	田子の浦港港湾管理費	28,000	機能施設修繕事業等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
1 港湾事業費 2 施設整備費	田子の浦港施設整備費	177,000	中央荷役機械整備事業等において、関係機関との調整、入札不調に伴う再調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
1 港湾事業費 2 施設整備費	御前崎港施設整備費	34,000	女岩埠頭用地等整備事業等において、関係機関との調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

令和5年度 県債の補正について

港湾整備事業債について起債事業費の変更があったため、下記のとおり県債を補正するものである。

△印減額 (単位：千円)

区 分	事 業 名	起 債 予 定 額	既 計 上 額	今 回 補 正 額	
港湾整備事業債	清 水 港 施 設 整 備 費	2,850,000	3,180,000	△330,000	
	新 興 津 荷 役 機 械 整 備 費	225,000	226,000	△1,000	
	富 士 見 荷 役 機 械 整 備 費	1,891,000	2,120,000	△229,000	
	興 津 上 屋 整 備 費	163,000	174,000	△11,000	
	江 尻 上 屋 整 備 費	0	20,000	△20,000	
	日 の 出 上 屋 整 備 費	31,000	100,000	△69,000	
	清 水 港 資 本 費 平 準 化 費	540,000	540,000	0	
	清 水 港 埠 頭 整 備 費	735,000	795,000	△60,000	
	新 興 津 埠 頭 用 地 整 備 費	319,000	320,000	△1,000	
	興 津 埠 頭 用 地 整 備 費	122,000	176,000	△54,000	
	袖 師 埠 頭 用 地 整 備 費	103,000	104,000	△1,000	
	江 尻 埠 頭 用 地 整 備 費	138,000	140,000	△2,000	
	新 興 津 都 市 再 開 発 等 用 地 整 備 費	49,000	50,000	△1,000	
	富 士 見 都 市 再 開 発 等 用 地 整 備 費	4,000	5,000	△1,000	
	田 子 の 浦 港 施 設 整 備 費	135,000	145,000	△10,000	
	中 央 埠 頭 荷 役 機 械 整 備 費	82,000	90,000	△8,000	
	吉 原 上 屋 整 備 費	26,000	27,000	△1,000	
	富 士 上 屋 整 備 費	7,000	8,000	△1,000	
	田 子 の 浦 港 資 本 費 平 準 化 費	20,000	20,000	0	
	田 子 の 浦 港 埠 頭 整 備 費	58,000	59,000	△1,000	
	富 士 埠 頭 用 地 整 備 費	58,000	59,000	△1,000	
	御 前 崎 港 施 設 整 備 費	84,000	89,000	△5,000	
	御 前 崎 上 屋 整 備 費	30,000	35,000	△5,000	
	御 前 崎 港 資 本 費 平 準 化 費	54,000	54,000	0	
	御 前 崎 港 埠 頭 整 備 費	49,000	50,000	△1,000	
	女 岩 埠 頭 用 地 整 備 費	49,000	50,000	△1,000	
	合 計		3,911,000	4,318,000	△407,000

第60号議案

10 物品調達事務等特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 集中管理費	△ 474,558	1,748,442	
第 1 項 集中管理費	△ 474,558	1,748,442	
第 1 目 物品調達費	△ 468,525	1,632,475	
(財源内訳) 諸収入	△ 468,525		(節内訳) (1) 報酬 △ 100 (3) 職員手当等 △ 192 (4) 共済費 △ 327 (7) 報償費 △ 7,428 (8) 旅費 △ 103 (10) 需用費 △ 315,506 (11) 役務費 △ 1,225 (13) 使用料及び賃借料 △ 24,000 (14) 工事請負費 500 (17) 備品購入費 △ 119,285 (26) 公課費 △ 859
(1) 物品調達費	△ 468,525	1,632,475	本庁における物品の一括購入及び庁内印刷等に要する経費並びに各総合庁舎内出先機関における物品の一括購入等に要する経費の補正である。
第 2 目 自動車管理費	△ 33	54,967	
(財源内訳) 諸収入	△ 33		(節内訳) (8) 旅費 400 (10) 需用費 400 (13) 使用料及び賃借料 △ 830 (26) 公課費 △ 3
(1) 自動車管理費	△ 33	54,967	本庁自動車の管理及び出先機関使用分を含む東名通行料等に要する経費の補正である。
第 3 目 電話管理費	△ 6,000	61,000	
(財源内訳) 諸収入	△ 6,000		(節内訳) (11) 役務費 △ 6,000
(1) 電話管理費	△ 6,000	61,000	本庁における電話料に要する経費の補正である。

第3 企業会計2月補正予算

第61号議案

1 工業用水道事業会計

[収益的収入及び支出] (第3条)

<収入>

△印減額 (単位: 千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 工業用水道事業収益	252,244	5,317,988	
第 1 項 営業収益	△ 55,025	4,705,791	
第 1 目 給水収益	△ 3,986	4,618,386	給水量の変動に伴う補正である。
(節内訳)			
柿田川工業用水道料金	61		
ふじさん工業用水道料金	11,401		
静清工業用水道料金	△ 7,517		
中遠工業用水道料金	△ 2,997		
西遠工業用水道料金	△ 5,188		
湖西工業用水道料金	254		
第 2 目 その他営業収益	△ 51,039	87,405	三方原用水等の共用施設管理費の確定に伴う補正である。
(節内訳)			
管理受託収益	△ 51,039		
第 2 項 営業外収益	91,278	290,045	
第 1 目 受取利息及び配当金	27,510	45,657	有価証券利息等の補正である。
(節内訳)			
預金利息	7,002		
有価証券利息	20,508		
第 2 目 長期前受金戻入	3,951	179,046	長期前受金戻入の確定に伴う補正である。
(節内訳)			
長期前受金戻入	3,951		
第 3 目 雑収益	3,200	5,725	貸倒引当金戻入の確定に伴う補正である。
(節内訳)			
その他雑収益	3,200		

科	目	補正額	現計額	説明
第4目	消費税及び地方消費税 還付金	△ 3,000	0	建設改良費の確定による仮払消費税の確定等に 伴う補正である。
(節内訳)	消費税及び地方消費税 還付金	△ 3,000		
第5目	他会計補助金	59,617	59,617	負担区分に基づき、収益的支出の財源に充当す る一般会計補助金の補正である。
(節内訳)	一般会計補助金	59,617		
第3項	特別利益	215,991	322,152	
第1目	固定資産売却益	213,004	319,165	工業用水道事業用土地の売却額の確定に伴う補 正である。
(節内訳)	固定資産売却益	213,004		
第2目	その他特別利益	2,987	2,987	退職給付引当金戻入額の確定に伴う補正である。
(節内訳)	退職給付引当金戻入額	2,987		

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 工業用水道事業費用	△ 110,237	4,959,827	
第 1 項 営業費用	△ 172,460	4,788,354	
第 1 目 原水及び浄水費	△ 16,290	2,147,845	<p>企業局職員の人件費及び維持管理費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費 2,050 (1) 報酬 410 (3) 職員手当等 2,484 <ul style="list-style-type: none"> 期末手当 394 賞与引当金繰入額 2,090 (5) 法定福利費 △ 570 <ul style="list-style-type: none"> 法定福利費 △ 638 法定福利費引当金繰入額 68 (6) 旅費 △ 274 <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理費 △ 18,340 (11) 委託料 △ 10,662 (13) 修繕料 1,000 (16) 動力費 2,000 (17) 薬品費 △ 8,900 (20) 負担金 △ 1,779 (24) 公課費 1
第 2 目 配水及び給水費	△ 64,276	694,644	<p>企業局職員の人件費及び維持管理費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費 894 (1) 報酬 △ 1,857 (2) 給料 1,508 (3) 職員手当等 △ 157 <ul style="list-style-type: none"> 扶養手当 △ 204 地域手当 54 通勤手当 964 時間外勤務手当 △ 527 期末手当 △ 1,085 勤勉手当 △ 720 賞与引当金繰入額 1,023 特殊勤務手当 75 管理職手当 2 休日勤務手当 △ 41 住居手当 174 児童手当 128 (5) 法定福利費 1,545 <ul style="list-style-type: none"> 法定福利費 1,420 法定福利費引当金繰入額 125 (6) 旅費 △ 145

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理費 △ 65,170 (11) 委託料 △ 4,170 (12) 賃借料 △ 168 (16) 動力費 △ 61,000 (20) 負担金 168
第 3 目 総係費	△ 18,101	238,518	<p>企業局職員の人件費及び事務費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費 △ 14,262 (1) 報酬 55 (2) 給料 △ 5,011 (3) 職員手当等 △ 8,234 <li style="padding-left: 20px;">扶養手当 390 <li style="padding-left: 20px;">地域手当 △ 987 <li style="padding-left: 20px;">通勤手当 △ 341 <li style="padding-left: 20px;">時間外勤務手当 △ 1,013 <li style="padding-left: 20px;">期末手当 660 <li style="padding-left: 20px;">勤勉手当 △ 2,343 <li style="padding-left: 20px;">賞与引当金繰入額 120 <li style="padding-left: 20px;">管理職手当 2 <li style="padding-left: 20px;">休日勤務手当 22 <li style="padding-left: 20px;">住居手当 △ 6 <li style="padding-left: 20px;">退職給付費 △ 5,076 <li style="padding-left: 20px;">児童手当 338 (5) 法定福利費 △ 1,070 <li style="padding-left: 20px;">法定福利費 △ 1,078 <li style="padding-left: 20px;">法定福利費引当金繰入額 8 (6) 旅費 △ 2 ・事務費 △ 3,839 (6) 旅費 △ 610 (9) 需用費 △ 3,634 (10) 役務費 △ 851 (11) 委託料 1,721 (12) 賃借料 △ 492 (13) 修繕料 27
第 4 目 共用施設管理費	△ 36,458	118,556	<p>企業局職員の人件費及び維持管理費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費 925 (1) 報酬 △ 64 (2) 給料 △ 17 (3) 職員手当等 609 <li style="padding-left: 20px;">通勤手当 19 <li style="padding-left: 20px;">時間外勤務手当 △ 4 <li style="padding-left: 20px;">期末手当 8 <li style="padding-left: 20px;">勤勉手当 △ 167 <li style="padding-left: 20px;">賞与引当金繰入額 742

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			休日勤務手当 10 住居手当 1 (5) 法定福利費 482 法定福利費 444 法定福利費引当金繰入額 38 (6) 旅費 △ 85 ・維持管理費 △ 37,383 (11) 委託料 △ 56 (13) 修繕料 △ 37,227 (20) 負担金 △ 100
第 5 目 減価償却費	△ 52,445	1,481,422	固定資産額の確定に伴う補正である。 (節内訳) (35) 有形固定資産減価償却費 △ 52,445
第 6 目 資産減耗費	15,110	107,369	除却対象固定資産の確定に伴う補正である。 (節内訳) (37) 固定資産除却費 15,110
第 2 項 営業外費用	62,223	168,473	
第 1 目 支払利息及び企業債取扱諸費	△ 26,033	74,740	企業債利息の確定に伴う補正である。 (節内訳) (40) 企業債利息 △ 26,033
第 2 目 雑損失	381	5,858	保有有価証券の当期償却額の確定等に伴う補正である。 (節内訳) (48) その他雑損失 381
第 3 目 消費税及び地方消費税	87,875	87,875	納税予定額の確定に伴う補正である。 (節内訳) (49) 消費税及び地方消費税 87,875
第 3 項 予備費	0	3,000	

[資本的収入及び支出] (第4条)

<収入>

△印減額 (単位: 千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 資本的収入	△ 322,564	3,703,692	
第 1 項 企業債	△ 311,000	1,814,000	
第 1 目 工業用水道建設費債 (節内訳)	△ 311,000	1,814,000	建設改良事業の確定等に伴う補正である。 ・柿田川 117,000 → 81,000 千円 ・ふじさん 1,176,000 → 1,003,000 千円 ・中遠 191,000 → 98,000 千円 ・西遠 302,000 → 293,000 千円
柿田川工業用水道建設費債	△ 36,000		
ふじさん工業用水道建設費債	△ 173,000		
中遠工業用水道建設費債	△ 93,000		
西遠工業用水道建設費債	△ 9,000		
第 2 項 国庫補助金	△ 7,300	51,800	
第 1 目 工業用水道建設費補助金 (節内訳)	△ 7,300	51,800	建設改良事業の確定等に伴う補正である。 ・補助対象事業費 柿田川 : 20,000 → 17,600 千円 ふじさん : 36,800 → 37,400 千円 静清 : 16,000 → 15,400 千円 中遠 : 25,600 → 18,788 千円 西遠 : 165,200 → 165,000 千円 ・補助率 柿田川 : 22.5/100 ふじさん : 22.5/100 静清 : 22.5/100 中遠 : 22.5/100 西遠 : 22.5/100
柿田川工業用水道建設費補助金	△ 900		
ふじさん工業用水道建設費補助金	△ 600		
静清工業用水道建設費補助金	△ 500		
中遠工業用水道建設費補助金	△ 1,900		
西遠工業用水道建設費補助金	△ 3,400		
第 3 項 補償金	△ 18,000	18,000	
第 1 目 補償金 (節内訳)	△ 18,000	18,000	建設改良事業の確定に伴う補正である。
補償金	△ 18,000		
第 4 項 負担金	6,000	10,500	
第 1 目 工事費負担金 (節内訳)	6,000	10,500	建設改良事業の確定に伴う補正である。
ふじさん工業用水道工事費負担金	△ 1,000		

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
中遠工業用水道工事費 負担金	7,000		
第 5 項 投資有価証券償還金	0	1,800,000	
第 6 項 固定資産売却代金	7,736	9,392	
第 1 目 固定資産売却代金 (節内訳) 固定資産売却代金	7,736 7,736	9,392	工業用水道事業用土地の売却に伴う補正である。

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 資本的支出	△ 284,304	7,226,017	
第 1 項 建設改良費	△ 235,092	2,743,211	
第 1 目 柿田川工業用水道建設改良費	△ 20,000	111,367	建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・工事費 △ 20,000 (62) 工事請負費 △ 20,000
第 2 目 ふじさん工業用水道建設改良費	△ 127,111	1,681,877	建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・人件費 △ 9,111 (2) 給料 △ 2,608 (3) 職員手当等 △ 5,123 扶養手当 △ 575 地域手当 △ 116 通勤手当 △ 673 時間外勤務手当 △ 1,127 期末手当 △ 1,213 勤勉手当 △ 745 賞与引当金繰入額 190 休日勤務手当 △ 11 住居手当 △ 300 児童手当 △ 553 (5) 法定福利費 △ 1,380 法定福利費 △ 1,416 法定福利費引当金繰入額 36 ・事務費 0 (10) 役務費 △ 35 (24) 公課費 35 ・工事費 △ 118,000 (11) 委託料 △ 19,000 (62) 工事請負費 △ 99,000
第 4 目 中遠工業用水道建設改良費	△ 78,000	136,562	建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・工事費 △ 78,000 (11) 委託料 △ 46,000 (62) 工事請負費 △ 32,000
第 5 目 西遠工業用水道建設改良費	△ 34,981	408,568	建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・人件費 3,019 (2) 給料 1,217 (3) 職員手当等 680 扶養手当 232 地域手当 28

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			通勤手当 △ 778 時間外勤務手当 910 期末手当 △ 35 勤勉手当 △ 14 賞与引当金繰入額 750 特殊勤務手当 △ 1 休日勤務手当 51 住居手当 △ 360 児童手当 △ 103 (5) 法定福利費 1,122 法定福利費 980 法定福利費引当金繰入額 142 ・工事費 △ 38,000 (11) 委託料 △ 26,000 (56) 土地購入費 △ 5,000 (62) 工事請負費 △ 7,000
第 6 目 湖西工業用水道建設改良費	25,000	105,000	建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・工事費 25,000 (62) 工事請負費 25,000
第 2 項 固定資産取得費	0	22,826	
第 1 目 固定資産取得費	0	22,826	固定資産取得額の確定に伴う補正である。 (節内訳) (60) 車両運搬具購入費 1,975 (61) 工具器具及び備品購入費 △ 1,975
第 3 項 投資	0	3,500,000	
第 4 項 企業債償還金	△ 49,791	958,634	
第 1 目 企業債償還金	△ 49,791	958,634	企業債償還金の確定に伴う補正である。 (節内訳) (76) 元金償還金 △ 49,791
第 5 項 国庫補助金返還金	579	1,346	
第 1 目 国庫補助金返還金	579	1,346	国庫補助金返還金の確定に伴う補正である。 (節内訳) (75) 国庫補助金返還金 579

備考 資本金収入額 3,703,692 千円が資本金支出額 7,226,017 千円に対し不足する額 3,522,325 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本金の収支調整額 247,302 千円、減債積立金 536,918 千円、建設改良積立金 271,020 千円及び過年度分損益勘定留保資金 2,467,085 千円で補填するものとする。

令和5年度 債務負担行為の補正について（第5条）

1 変更

(1) 令和5年度において債務負担行為を行うもの

(単位：千円)

所管部局	事項	区分	工事予定額	令和5年度 計上予定額	債務負担 行為限度額	期間
企業局	1 ふじさん工業用水道事業 工事契約 (蒲原取水場取水ポンプ改 築工事ほか8件)	変更前	592,000	156,000	436,000	5～6年度
		変更後	612,000	156,000	456,000	5～6年度
	厚原浄水場着水井耐震補 強工事	変更前	190,000	95,000	95,000	5～6年度
		変更後	210,000	95,000	115,000	5～6年度
	その他 (蒲原取水場取水ポンプ 改築工事ほか7件)	変更前	402,000	61,000	341,000	5～6年度
		変更後	402,000	61,000	341,000	5～6年度
	4 静清工業用水道事業工 事契約 (袖師線配水管布設替工事 (管更生工)ほか1件)	変更前	260,000	75,000	185,000	5～6年度
		変更後	220,000	10,000	210,000	5～6年度
	袖師線配水管布設替工事 (管更生工)	変更前	165,000	65,000	100,000	5～6年度
		変更後	125,000	0	125,000	5～6年度
	浜田線制水弁設置工事	変更前	95,000	10,000	85,000	5～6年度
		変更後	95,000	10,000	85,000	5～6年度

令和5年度 企業債の補正について（第6条）

工業用水道建設費債について起債事業費の変更があったため、下記のとおり補正するものである。

△印減額（単位：千円）

区 分	事 業 名	起 債 予 定 額	既 計 上 額	今 回 補 正 額
工業用水道建設費債	柿田川工業用水道建設費	81,000	117,000	△ 36,000
	ふじさん工業用水道建設費	1,003,000	1,176,000	△ 173,000
	静清工業用水道建設費	259,000	259,000	0
	中遠工業用水道建設費	98,000	191,000	△ 93,000
	西遠工業用水道建設費	293,000	302,000	△ 9,000
	湖西工業用水道建設費	80,000	80,000	0
合 計		1,814,000	2,125,000	△ 311,000

第62号議案

2 水道事業会計

[収益的収入及び支出] (第3条)

<収入>

△印減額 (単位: 千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 水道事業収益	49,647	7,105,647	
第 1 項 営業収益	△ 7,128	6,524,409	
第 1 目 給水収益 (節内訳)	612	6,430,976	給水量の変動に伴う補正である。
駿豆水道料金	△ 3,440		
榛南水道料金	△ 1,641		
遠州水道料金	5,693		
第 2 目 その他営業収益 (節内訳)	△ 7,740	93,433	天竜川下流用水共用施設管理費の確定に伴う補正である。
管理受託収益	△ 7,740		
第 2 項 営業外収益	56,775	581,238	
第 1 目 受取利息及び配当金 (節内訳)	29,982	53,714	有価証券利息等の補正である。
預金利息	14,758		
有価証券利息	15,224		
第 2 目 長期前受金戻入 (節内訳)	△ 1,752	488,575	長期前受金戻入の確定に伴う補正である。
長期前受金戻入	△ 1,752		
第 4 目 他会計補助金 (節内訳)	28,545	28,545	負担区分に基づき、収益的支出の財源に充当する一般会計補助金の補正である。
一般会計補助金	28,545		

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 水道事業費用	△ 49,420	6,790,306	
第 1 項 営業費用	△ 136,657	6,353,534	
第 1 目 原水及び浄水費	△ 47,356	2,074,889	<p>企業局職員の人件費及び維持管理費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費 1,704 <ul style="list-style-type: none"> (1) 報酬 95 (3) 職員手当等 2,887 <ul style="list-style-type: none"> 期末手当 124 賞与引当金繰入額 2,763 (5) 法定福利費 △ 1,100 <ul style="list-style-type: none"> 法定福利費 △ 1,195 法定福利費引当金繰入額 95 (6) 旅費 △ 178 <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理費 △ 49,060 (11) 委託料 △ 43,900 (13) 修繕料 40,000 (16) 動力費 △ 2,000 (17) 薬品費 △ 43,160
第 2 目 配水及び給水費	△ 132,663	1,209,553	<p>企業局職員の人件費及び維持管理費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費 △ 14,973 <ul style="list-style-type: none"> (1) 報酬 153 (2) 給料 △ 7,044 (3) 職員手当等 △ 5,716 <ul style="list-style-type: none"> 扶養手当 329 地域手当 △ 243 通勤手当 △ 2,930 時間外勤務手当 △ 803 期末手当 △ 1,579 勤勉手当 △ 1,768 賞与引当金繰入額 498 管理職手当 1 休日勤務手当 △ 35 住居手当 1,440 管理職員特別勤務手当 △ 96 児童手当 △ 530 (5) 法定福利費 △ 2,360 <ul style="list-style-type: none"> 法定福利費 △ 2,378 法定福利費引当金繰入額 18 (6) 旅費 △ 6 <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理費 △ 117,690 (11) 委託料 △ 22,050

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(13) 修繕料 10,200 (16) 動力費 △ 106,000 (17) 薬品費 160
第 3 目 総係費	39,225	362,281	企業局職員の人件費及び事務費の補正である。 (節内訳) ・人件費 40,785 (1) 報酬 60 (2) 給料 6,884 (3) 職員手当等 29,803 扶養手当 1,336 地域手当 280 通勤手当 △ 889 時間外勤務手当 671 期末手当 2,181 勤勉手当 3,896 賞与引当金繰入額 1,090 管理職手当 1 休日勤務手当 33 住居手当 189 退職手当 19,819 児童手当 1,196 (5) 法定福利費 4,035 法定福利費 3,853 法定福利費引当金繰入額 182 (6) 旅費 3 ・事務費 △ 1,560 (6) 旅費 △ 392 (9) 需用費 △ 1,608 (10) 役務費 △ 862 (11) 委託料 1,860 (12) 賃借料 △ 558
第 4 目 共用施設管理費	2,061	147,209	企業局職員の人件費、事務費及び維持管理費の補正である。 (節内訳) ・人件費 2,171 (1) 報酬 101 (2) 給料 △ 1,435 (3) 職員手当等 3,595 扶養手当 758 地域手当 △ 38 通勤手当 1,568 時間外勤務手当 △ 116 期末手当 △ 321 勤勉手当 △ 378 賞与引当金繰入額 668 特殊勤務手当 2

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			休日勤務手当 6 住居手当 720 児童手当 726 (5) 法定福利費 △ 63 法定福利費 △ 85 法定福利費引当金繰入額 22 (6) 旅費 △ 27 ・事務費 0 (9) 需用費 △ 10 (20) 負担金 10 ・維持管理費 △ 110 (11) 委託料 △ 110 (16) 動力費 △ 4 (23) 保険料 4
第 5 目 減価償却費	△ 32,913	2,508,957	固定資産額の確定に伴う補正である。 (節内訳) (35) 有形固定資産減価償却費 △ 32,913
第 6 目 資産減耗費	34,989	50,645	除却対象固定資産の確定に伴う補正である。 (節内訳) (37) 固定資産除却費 34,989
第 2 項 営業外費用	87,237	433,772	
第 1 目 支払利息及び企業債取扱諸費	△ 3,763	188,062	企業債利息の確定に伴う補正である。 (節内訳) (40) 企業債利息 △ 3,763
第 3 目 消費税及び地方消費税	91,000	241,000	納税予定額の確定に伴う補正である。 (節内訳) (49) 消費税及び地方消費税 91,000
第 3 項 予備費	0	3,000	

[資本的収入及び支出] (第4条)

<収入>

△印減額 (単位: 千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 資本的収入	16,000	1,134,000	
第 1 項 企業債	△ 20,000	234,000	
第 1 目 水道建設費債 (節内訳) 榛南水道建設費債 遠州水道建設費債	△ 20,000 △ 5,000 △ 15,000	234,000	建設改良事業の確定に伴う補正である。 ・榛南 118,000 → 113,000 千円 ・遠州 136,000 → 121,000 千円
第 2 項 補助金	36,000	100,000	
第 1 目 水道建設費補助金 (節内訳) 榛南水道建設費補助金 遠州水道建設費補助金	36,000 6,000 30,000	100,000	建設改良事業の確定に伴う補正である。 ・補助対象事業費 榛南: 57,000 → 75,000 千円 遠州: 135,000 → 225,000 千円 ・補助率 榛南: 1/3 遠州: 1/3
第 3 項 投資有価証券償還金	0	800,000	

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 資本的支出	△ 69,180	5,633,019	
第 1 項 建設改良費	△ 58,300	2,295,000	
第 1 目 駿豆水道建設改良費	△ 19,100	209,457	建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・工事費 △ 19,100 (62) 工事請負費 △ 19,100
第 2 目 榛南水道建設改良費	0	233,991	建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・工事費 0 (11) 委託料 △ 4,400 (62) 工事請負費 4,400
第 3 目 遠州水道建設改良費	△ 39,200	1,851,552	建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・工事費 △ 39,200 (11) 委託料 11,100 (62) 工事請負費 △ 50,300
第 2 項 固定資産取得費	0	22,326	
第 3 項 投資	0	2,300,000	
第 4 項 企業債償還金	△ 5,880	1,006,693	
第 1 目 企業債償還金	△ 5,880	1,006,693	企業債償還金の確定に伴う補正である。 (節内訳) (76) 元金償還金 △ 5,880
第 5 項 補助金返還金	△ 5,000	9,000	
第 1 目 補助金返還金	△ 5,000	9,000	補助金返還金の確定に伴う補正である。 (節内訳) (81) 補助金返還金 △ 5,000

備考 資本的収入額 1,134,000 千円が資本的支出額 5,633,019 千円に対し不足する額 4,499,019 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 206,875 千円、減債積立金 427,868 千円、建設改良積立金 209,457 千円及び過年度分損益勘定留保資金 3,654,819 千円で補填するものとする。

令和5年度 企業債の補正について（第5条）

水道建設費債について起債事業費の変更があったため、下記のとおり補正するものである。

△印減額（単位：千円）

区 分	事 業 名	起 債 予 定 額	既 計 上 額	今 回 補 正 額
水 道 建 設 費 債	榛 南 水 道 建 設 費	113,000	118,000	△ 5,000
	遠 州 水 道 建 設 費	121,000	136,000	△ 15,000
合	計	234,000	254,000	△ 20,000

第63号議案

3 地域振興整備事業会計

[収益的収入及び支出] (第3条)

<収入>

△印減額 (単位: 千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 開発整備事業収益	25,608	110,608	
第 1 項 営業収益	0	80,000	
第 2 項 営業外収益	25,818	28,818	
第 1 目 受取利息及び配当金 (節内訳) 預金利息 有価証券利息	26,725 25,637 1,088	28,800	預金利息等の補正である。
第 2 目 雑収益 (節内訳) その他雑収益	△ 907 △ 907	18	開発整備資産の貸付け等に伴う補正である。
第 3 項 特別利益	△ 210	1,790	
第 1 目 その他特別利益 (節内訳) 売却済用地補償引当金 戻入額	△ 210 △ 210	1,790	売却済用地補償引当金戻入額の確定に伴う補正である。

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 開発整備事業費用	△ 16,494	232,889	
第 1 項 営業費用	△ 10,150	172,453	
第 1 目 土地売却原価	△ 6,461	72,871	売却土地の減に伴う補正である。 (節内訳) (29) 土地売却原価 △ 6,461
第 2 目 一般管理費	△ 3,689	99,582	調査費及び事務費等の補正である。 (節内訳) ・人件費 4,408 (1) 報酬 60 (2) 給料 △ 1,909 (3) 職員手当等 6,703 扶養手当 △ 456 地域手当 △ 86 通勤手当 42 時間外勤務手当 △ 224 期末手当 △ 470 勤勉手当 142 賞与引当金繰入額 119 管理職手当 1 休日勤務手当 △ 11 住居手当 720 退職給付費 6,970 児童手当 △ 44 (5) 法定福利費 △ 444 法定福利費 △ 452 法定福利費引当金繰入額 8 (6) 旅費 △ 2 ・事務費 △ 590 (6) 旅費 △ 528 (7) 報償費 410 (9) 需用費 △ 208 (10) 役務費 △ 711 (11) 委託料 306 (12) 賃借料 △ 55 (13) 修繕料 196 ・調査費 △ 7,500 (33) 補助金 △ 7,500 ・減価償却費 △ 7 (35) 有形固定資産減価償却費 △ 7
第 2 項 営業外費用	△ 6,344	57,436	
第 1 目 雑損失	△ 6,344	57,436	仕入控除対象とならない消費税及び地方消費税の確定等に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(節内訳) (48) その他雑損失 △ 6,344
第 3 項 予備費	0	3,000	

[資本的収入及び支出] (第4条)

<収入>

△印減額 (単位: 千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 資本的収入	△ 790,000	1,705,000	
第 1 項 負担金	△ 75,000	0	
第 1 目 工事費負担金 (節内訳) 工事費負担金	△ 75,000 △ 75,000	0	事業計画の変更に伴う補正である。
第 2 項 牧之原萩間地区事業収入	0	1,384,000	
第 3 項 長泉東野地区事業収入	△ 55,000	321,000	
第 1 目 長泉東野地区事業収入 (節内訳) 長泉東野地区事業収入	△ 55,000 △ 55,000	321,000	建設改良事業の確定に伴う補正である。
第 4 項 湖西内山地区事業収入	△ 120,000	0	
第 1 目 湖西内山地区事業収入 (節内訳) 湖西内山地区事業収入	△ 120,000 △ 120,000	0	事業計画の変更に伴う補正である。
第 5 項 新規用地事業収入	△ 540,000	0	
第 1 目 新規用地事業収入 (節内訳) 新規用地事業収入	△ 540,000 △ 540,000	0	事業計画の変更に伴う補正である。

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 資本的支出	△ 776,358	2,996,864	
第 1 項 建設改良費	△ 768,418	2,504,356	
第 1 目 開発整備費	△ 693,418	2,504,356	建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・人件費 △ 2,418 (2) 給料 △ 1,059 (3) 職員手当等 △ 1,300 扶養手当 1,727 地域手当 △ 9 通勤手当 △ 2,263 時間外勤務手当 △ 629 期末手当 40 勤勉手当 187 賞与引当金繰入額 △ 381 休日勤務手当 △ 14 住居手当 △ 444 児童手当 486 (5) 法定福利費 △ 59 法定福利費 19 法定福利費引当金繰入額 △ 78 ・工事費 △ 691,000 (11) 委託料 △ 241,000 (56) 土地購入費 △ 450,000
第 2 目 補助金	△ 75,000	0	補助対象事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) (33) 補助金 △ 75,000
第 2 項 固定資産取得費	△ 448	0	
第 1 目 固定資産取得費	△ 448	0	固定資産購入額の確定に伴う補正である。 (節内訳) (61) 工具器具及び備品購入費 △ 448
第 3 項 投資	△ 7,492	492,508	
第 1 目 投資有価証券	△ 7,492	492,508	投資有価証券購入額の確定に伴う補正である。 (節内訳) (71) 有価証券購入費 △ 7,492

備考 資本的収入額 1,705,000 千円が資本的支出額 2,996,864 千円に対し不足する額 1,291,864 千円は、繰越工事資金 1,220,388 千円及び過年度分損益勘定留保資金 71,476 千円で補填するものとする。

第64号議案

4 県立静岡がんセンター事業会計

[収益的収入及び支出] (第3条)

<収入>

△印減額 (単位:千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 病院事業収益	532,815	43,542,340	
第 1 項 医業収益	△ 168,289	35,342,166	
第 1 目 診療収益 (節内訳)	△ 145,397	34,635,418	入院収益及び外来収益の補正である。
入院収益	△ 508,709		
外来収益	363,312		
第 2 目 その他医業収益 (節内訳)	△ 22,892	706,748	室料差額収益及び医業雑収益の補正である。
室料差額収益	△ 18,997		
医業雑収益	△ 3,895		
第 2 項 医業外収益	700,104	8,194,174	
第 1 目 受取利息及び配当金 (節内訳)	△ 586	1,245	預金利息等の補正である。
預金利息	△ 595		
有価証券利息	△ 16		
有価証券償還益	25		
第 2 目 他会計補助金 (節内訳)	51,359	657,077	特別高圧電気料金の高騰等に係る一般会計補助金の補正である。
一般会計補助金	51,359		
第 3 目 補助金 (節内訳)	9,351	58,398	がんゲノム医療中核拠点病院等機能強化事業等に係る国庫補助金の補正である。
国庫補助金	9,351		
第 4 目 他会計負担金 (節内訳)	24,575	5,447,697	負担区分に基づき、収益的支出の財源に充当する一般会計負担金の補正である。
一般会計負担金	24,575		
第 5 目 長期前受金戻入	10,577	87,040	国庫補助金等を財源にした固定資産の減価償却に伴う収益の補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
(節内訳)	長期前受金戻入	10,577		
第6目	その他医業外収益	604,828	1,942,717	受託研究に係る受託金等の補正である。
(節内訳)	資産貸付収益	△ 3,846		
	受託等研究収益	△ 10,599		
	その他受託金	579,539		
	その他医業外収益	39,375		
	不用品売却収益	359		
第3項	特別利益	1,000	6,000	
第1目	過年度損益修正益	1,000	6,000	過年度分給与費の返納等に伴う補正である。
(節内訳)	過年度損益修正益	1,000		
第2款	研究所事業収益	△ 69,912	809,040	
第1項	研究所収益	△ 69,912	809,040	
第1目	他会計負担金	△ 34,032	785,624	がんセンター研究所支出の財源に充当する一般会計負担金の補正である。
(節内訳)	一般会計負担金	△ 34,032		
第2目	その他研究所収益	△ 39,208	20,088	外部研究資金等の確定に伴う補正である。
(節内訳)	受託等研究収益	△ 35,000		
	長期前受金戻入	58		
	その他研究所収益	△ 4,266		
第3目	他会計補助金	3,328	3,328	特別高圧電気料金の高騰に係る一般会計補助金の補正である。
(節内訳)	一般会計補助金	3,328		

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 病院事業費用	1,377,757	44,529,725	
第 1 項 医業費用	633,170	42,241,138	
第 1 目 給与費	365,586	15,175,748	<p>がんセンター局職員(研究所を除く)のPersonnel費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <p>(1) 給料 134,830</p> <p>(2) 職員手当等 599,760</p> <p>扶養手当 314</p> <p>地域手当 890</p> <p>住居手当 △ 7,841</p> <p>通勤手当 3,485</p> <p>管理職手当 △ 452</p> <p>初任給調整手当 44,197</p> <p>期末手当 63,599</p> <p>勤勉手当 23,778</p> <p>特殊勤務手当 64,057</p> <p>時間外勤務手当 369,076</p> <p>休日勤務手当 41,253</p> <p>管理職員特別勤務手当 141</p> <p>夜間勤務手当 △ 7,796</p> <p>宿日直手当 9,099</p> <p>児童手当 △ 4,040</p> <p>(3) 報酬 △ 181,692</p> <p>(4) 法定福利費 △ 84,573</p> <p>(5) 退職給付費 △ 102,739</p>
第 2 目 材料費	385,665	17,489,036	<p>薬品費及び診療材料費等の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <p>(8) 薬品費 392,903</p> <p>(9) 診療材料費 △ 7,861</p> <p>(11) 医療消耗備品費 623</p>
第 3 目 経費	△ 55,648	7,193,038	<p>運営管理に要する経費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <p>(13) 報償費 △ 630</p> <p>(14) 旅費 △ 789</p> <p>(16) 消耗品費 25,079</p> <p>(17) 光熱水費 △ 255,711</p> <p>(18) 燃料費 △ 428</p> <p>(19) 食糧費 15</p> <p>(20) 印刷製本費 442</p> <p>(21) 修繕費 18,822</p> <p>(23) 賃借料 △ 8,638</p> <p>(24) 通信運搬費 1,050</p>

科	目	補正額	現計額	説明
				(25) 委託料 147,523 (26) 手数料 △ 18,731 (27) 諸会費 △ 30 (28) 貸倒引当金繰入額 △ 699 (29) 雑費 37,077
第 4 目	減価償却費	△ 64,597	1,540,600	固定資産額の確定に伴う補正である。 (節内訳) (30) 有形固定資産減価償却費 △ 60,024 (31) 無形固定資産減価償却費 △ 4,573
第 5 目	資産減耗費	12,000	13,000	棚卸資産の減耗に伴う補正である。 (節内訳) (33) 棚卸資産減耗費 12,000
第 6 目	研究研修費	△ 17,962	731,811	医学研究及び職員の研修等に要する経費の補正である。 (節内訳) (26) 手数料 △ 40,100 (36) 謝金 △ 545 (37) 研究旅費 22,592 (40) 研究雑費 91
第 7 目	長期前払消費税償却	8,126	97,905	長期前払消費税額の確定に伴う補正である。 (節内訳) (73) 長期前払消費税償却 8,126
第 2 項	医業外費用	584,789	2,123,789	
第 1 目	支払利息及び企業債取扱諸費	△ 124	371,035	企業債利息の確定に伴う補正である。 (節内訳) (41) 企業債利息 △ 124
第 2 目	受託研究費	△ 2,737	434,912	医薬品受託研究に要する経費の補正である。 (節内訳) (1) 給料 △ 2,868 (2) 職員手当等 △ 3,204 地域手当 △ 105 通勤手当 △ 1,584 期末手当 △ 1,106 時間外勤務手当 △ 429 児童手当 20 (3) 報酬 2,611 (4) 法定福利費 724

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 4 目 雑損失	579,436	1,187,701	<p>受託研究等に要する経費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <p>(14) 旅費 △ 414</p> <p>(20) 印刷製本費 280</p> <p>(48) その他雑損失 579,570</p>
第 5 目 消費税等	8,214	92,207	<p>納税予定額の増に伴う補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <p>(72) 消費税等 8,214</p>
第 3 項 特別損失	159,798	164,798	
第 2 目 固定資産除却損	159,798	159,798	<p>医療機器等の除却額の確定に伴う補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <p>(67) 固定資産除却損 159,798</p>
第 2 款 研究所事業費用	△ 8,469	993,099	
第 1 項 研究所費用	△ 77,942	923,626	
第 1 目 給与費	23,217	348,783	<p>がんセンター研究所職員の人件費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <p>(1) 給料 △ 6,371</p> <p>(2) 職員手当等 △ 4,656</p> <p style="padding-left: 20px;">扶養手当 258</p> <p style="padding-left: 20px;">地域手当 △ 891</p> <p style="padding-left: 20px;">住居手当 △ 156</p> <p style="padding-left: 20px;">通勤手当 1,393</p> <p style="padding-left: 20px;">管理職手当 △ 1,757</p> <p style="padding-left: 20px;">初任給調整手当 △ 3,704</p> <p style="padding-left: 20px;">期末手当 △ 1,575</p> <p style="padding-left: 20px;">勤勉手当 2,482</p> <p style="padding-left: 20px;">特殊勤務手当 △ 693</p> <p style="padding-left: 20px;">時間外勤務手当 442</p> <p style="padding-left: 20px;">休日勤務手当 △ 121</p> <p style="padding-left: 20px;">管理職員特別勤務手当 △ 24</p> <p style="padding-left: 20px;">児童手当 △ 310</p> <p>(3) 報酬 8,988</p> <p>(4) 法定福利費 △ 2,063</p> <p>(5) 退職給付費 27,319</p>
第 2 目 研究費	△ 46,000	80,570	<p>がんセンター研究所の研究費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <p>(14) 旅費 △ 247</p> <p>(26) 手数料 △ 300</p>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(27) 諸会費 △ 94 (35) 研究材料費 △ 44,546 (38) 図書費 △ 213 (39) 研究消耗備品費 △ 600
第 3 目 運営経費	△ 50,877	330,980	がんセンター研究所の運営経費の補正である。 (節内訳) (14) 旅費 650 (17) 光熱水費 △ 34,798 (21) 修繕費 714 (22) 保険料 △ 45 (25) 委託料 △ 18,293 (26) 手数料 895
第 4 目 減価償却費	△ 4,065	108,420	固定資産額の確定に伴う補正である。 (節内訳) (30) 有形固定資産減価償却費 △ 4,065
第 5 目 支払利息及び企業債取扱諸費	87	39,546	企業債利息の確定に伴う補正である。 (節内訳) (41) 企業債利息 87
第 6 目 長期前払消費税償却	△ 504	14,127	長期前払消費税額の確定に伴う補正である。 (節内訳) (73) 長期前払消費税償却 △ 504
第 7 目 消費税等	200	1,200	納税予定額の増に伴う補正である。 (節内訳) (72) 消費税等 200
第 2 項 特別損失	69,473	69,473	
第 1 目 過年度損益修正損	66,323	66,323	一般会計負担金の返還に係る補正である。 (節内訳) (68) 過年度損益修正損 66,323
第 2 目 固定資産除却損	3,150	3,150	機器等の除却額の確定に伴う補正である。 (節内訳) (67) 固定資産除却損 3,150

[資本的収入及び支出] (第4条)

<収入>

△印減額 (単位: 千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 病院資本的収入	△ 509,489	4,043,487	
第 1 項 企業債	△ 682,000	3,261,000	
第 1 目 企業債 (節内訳)	△ 682,000	3,261,000	医療機器整備等に充てるための企業債の補正である。
静岡がんセンター医療 機器整備費債	1,724,000		
静岡がんセンター整備 費債	△ 2,406,000		
第 2 項 基金繰入金	0	1,000	
第 3 項 受託金	125,521	290,521	
第 1 目 受託金 (節内訳)	125,521	290,521	器械備品等の整備に充てるための研究受託金の補正である。
受託金	125,521		
第 4 項 投資有価証券償還金	0	443,976	
第 5 項 補助金	11,990	11,990	
第 1 目 他会計補助金 (節内訳)	11,990	11,990	がん医療均てん化推進事業に係る一般会計補助金の補正である。
一般会計補助金	11,990		
第 6 項 寄附金	35,000	35,000	
第 1 目 寄附金 (節内訳)	35,000	35,000	寄附金の収入に伴う補正である。
寄附金	35,000		
第 2 款 研究所資本的収入	△ 33,000	264,259	
第 1 項 企業債	0	42,000	
第 2 項 他会計負担金	0	2,000	
第 3 項 受託金	△ 33,000	0	
第 1 目 受託金	△ 33,000	0	がんセンター研究所の器械備品等の整備に充てるための研究受託金の補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(節内訳) 受託金	△ 33,000		
第 4 項 出資金	0	220,259	

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 病院資本的支出	△ 529,284	6,805,766	
第 1 項 建設改良費	△ 545,766	3,566,123	
第 1 目 資産購入費	△ 276,180	1,310,390	医療機器等の取得に要する経費の補正である。 (節内訳) (25) 委託料 △ 10,000 (52) 器械備品購入費 △ 316,180 (56) 無形固定資産購入費 50,000
第 2 目 建設改良費	△ 269,586	2,255,733	施設整備等に要する経費の補正である。 (節内訳) (25) 委託料 232,340 (59) 工事費 △ 501,926
第 2 項 企業債償還金	0	3,198,806	
第 3 項 長期貸付金	△ 16,800	4,800	
第 1 目 長期貸付金	△ 16,800	4,800	看護学生修学資金貸付金に要する経費の補正である。 (節内訳) (74) 貸付金 △ 16,800
第 4 項 敷金・保証金	△ 1,718	1,037	
第 1 目 敷金・保証金	△ 1,718	1,037	職員宿舍の敷金に要する経費の補正である。 (節内訳) (78) 敷金 △ 1,718
第 5 項 積立金	35,000	35,000	
第 1 目 積立金	35,000	35,000	基金の造成に要する経費の補正である。 (節内訳) (77) 積立金 35,000
第 2 款 研究所資本的支出	△ 33,000	264,260	
第 1 項 建設改良費	△ 33,000	44,000	
第 1 目 資産購入費	△ 33,000	44,000	がんセンター研究所の研究機器等の整備に要する経費の補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(節内訳) (52) 器械備品購入費 △ 33,000
第 2 項 企業債償還金	0	220,260	

備考 資本的収入額 4,307,746 千円が資本的支出額 7,070,026 千円に対し不足する額 2,762,280 千円は、過年度分損益勘定留保資金 2,762,280 千円で補填するものとする。

令和5年度 企業債の補正について（第5条）

医療機器整備費債等について起債事業費の変更があったため、下記のとおり補正するものである。

△印減額（単位：千円）

区 分	事 業 名	起債予定額	既 計 上 額	今回補正額
病 院 事 業 債	静 岡 が ん セ ン タ ー 医 療 機 器 整 備 費	3,144,000	1,420,000	1,724,000
	静 岡 が ん セ ン タ ー 整 備 費	117,000	2,523,000	△ 2,406,000
	静 岡 が ん セ ン タ ー 研 究 所 整 備 費	42,000	42,000	0
合 計		3,303,000	3,985,000	△ 682,000

第65号議案

5 流域下水道事業会計

[収益的収入及び支出] (第3条)

<収入>

△印減額 (単位：千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 流域下水道事業収益	△ 23,764	5,104,108	
第 1 項 営業収益	△ 21,442	2,947,898	
第 1 目 維持管理費負担金 (節内訳)	△ 21,442	2,947,898	維持管理に対する負担金の確定に伴う補正である。
狩野川東部流域下水道 維持管理費負担金	△ 20,076		
狩野川西部流域下水道 維持管理費負担金	△ 1,366		
第 2 項 営業外収益	△ 2,322	2,156,210	
第 1 目 他会計負担金 (節内訳)	△ 4,780	374,652	負担区分等に基づき、収益的支出の財源に充当する一般会計負担金の補正である。
一般会計負担金	△ 4,780		
第 2 目 他会計補助金 (節内訳)	1	14,846	負担区分等に基づき、収益的支出の財源に充当する一般会計補助金の補正である。
一般会計補助金	1		
第 3 目 長期前受金戻入 (節内訳)	2,416	1,766,551	長期前受金戻入の確定に伴う補正である。
長期前受金戻入	2,416		
第 4 目 雑収益 (節内訳)	41	161	行政財産使用料等の確定に伴う補正である。
その他雑収益	41		

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 流域下水道事業費用	28,717	4,878,933	
第 1 項 営業費用	3,717	4,624,548	
第 1 目 管渠・ポンプ場・処理場費	△ 10,975	2,236,091	<p>管渠・ポンプ場・処理場の維持管理費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費 25 (1) 報酬 20 (3) 職員手当等 4 期末手当 4 (4) 法定福利費 1 ・維持管理費 △ 11,000 (5) 旅費 △ 3,500 (8) 需用費 △ 8,500 (9) 役務費 1,000
第 2 目 総係費	7,723	155,345	<p>維持管理費負担金収納関係事務等に要する経費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費 7,834 (2) 給料 5,085 (3) 職員手当等 935 扶養手当 △ 859 地域手当 142 住居手当 △ 89 通勤手当 2,850 期末手当 551 勤勉手当 330 時間外勤務手当 230 児童手当 △ 825 賞与引当金繰入額 △ 523 退職給付費 △ 872 (4) 法定福利費 1,814 法定福利費 1,923 法定福利費引当金繰入額 △ 109 ・事務費 △ 111 (9) 役務費 △ 111
第 3 目 減価償却費	△ 1,523	2,217,621	<p>固定資産額の確定に伴う補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> (28) 有形固定資産減価償却費 △ 1,523
第 4 目 資産減耗費	8,492	15,491	<p>除却対象固定資産の確定に伴う補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> (30) 固定資産除却費 8,492

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 2 項 営業外費用	25,000	251,385	
第 1 目 支払利息及び企業債取扱諸費	△ 7,210	78,412	企業債利息の確定に伴う補正である。 (節内訳) (34) 企業債利息 △ 7,210
第 2 目 消費税及び地方消費税	2,310	102,973	納税予定額の確定に伴う補正である。 (節内訳) (41) 消費税及び地方消費税 2,310
第 3 目 雑損失	29,900	70,000	仕入控除対象とならない消費税及び地方消費税の確定に伴う補正である。 (節内訳) (40) その他雑損失 29,900
第 3 項 予備費	0	3,000	

[資本的収入及び支出] (第4条)

<収入>

△印減額 (単位: 千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 資本的収入	△ 544,585	795,790	
第 1 項 企業債	△ 100,000	199,000	
第 1 目 流域下水道建設費債 (節内訳) 狩野川東部流域下水道建設費債 狩野川西部流域下水道建設費債	△ 100,000 △ 33,000 △ 67,000	199,000	建設改良事業の確定に伴う補正である。 ・狩野川東部 95,000 → 62,000 千円 ・狩野川西部 204,000 → 137,000 千円
第 2 項 国庫補助金	△ 391,790	308,460	
第 1 目 流域下水道建設費補助金 (節内訳) 狩野川東部流域下水道建設費補助金 狩野川西部流域下水道建設費補助金	△ 391,790 △ 90,350 △ 301,440	308,460	流域下水道施設の建設事業に係る国庫補助金の補正である。 ・補助対象事業費 狩野川東部: 480,000 → 335,000 千円 狩野川西部: 830,700 → 240,100 千円 ・補助率 狩野川東部: 1/2 又は 2/3 狩野川西部: 1/2 又は 2/3
第 3 項 負担金	△ 52,795	288,330	
第 1 目 建設費負担金 (節内訳) 狩野川東部流域下水道建設費負担金 狩野川西部流域下水道建設費負担金	△ 52,795 △ 8,075 △ 44,720	288,330	建設改良事業の確定に伴う補正である。

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 資本的支出	△ 525,600	1,430,336	
第 1 項 建設改良費	△ 525,600	905,100	
第 1 目 建設改良費	△ 525,600	905,100	建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・人件費 △ 13,275 (1) 報酬 42 (2) 給料 △ 6,582 (3) 職員手当等 △ 4,404 扶養手当 △ 78 地域手当 △ 246 住居手当 △ 161 通勤手当 △ 924 期末手当 △ 1,369 勤勉手当 △ 1,155 時間外勤務手当 △ 471 (4) 法定福利費 △ 2,247 法定福利費 △ 2,247 (5) 旅費 △ 84 ・事務費 △ 14,945 (5) 旅費 △ 639 (8) 需用費 △ 6,740 (9) 役務費 △ 4,389 (10) 委託料 △ 1,000 (11) 賃借料 △ 2,168 (23) 公課費 △ 9 ・工事費 △ 497,380 (10) 委託料 4,132 (53) 工事請負費 △ 501,512
第 2 項 固定資産取得費	0	6,425	
第 1 目 固定資産取得費	0	6,425	
第 3 項 企業債償還金	0	518,811	

備考 資本的収入額 795,790 千円が資本的支出額 1,430,336 千円に対し不足する額 634,546 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 69,900 千円、減債積立金 369,780 千円、建設改良積立金 76,710 千円、過年度分損益勘定留保資金 16,504 千円及び当年度分損益勘定留保資金 101,652 千円で補填するものとする。

令和5年度 企業債の補正について（第5条）

流域下水道建設費債について起債事業費の変更があったため、下記のとおり補正するものである。

△印減額（単位：千円）

区 分	事 業 名	起 債 予 定 額	既 計 上 額	今 回 補 正 額
流域下水道建設費債	狩野川東部流域下水道建設費	62,000	95,000	△ 33,000
	狩野川西部流域下水道建設費	137,000	204,000	△ 67,000
合 計		199,000	299,000	△ 100,000